

(仮称) 第二次川越市地球温暖化
対策実行計画 (区域施策編)

(素案)

平成 年 月

川 越 市

(仮称) 第二次川越市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
(素案)

目 次

第1章 計画策定の背景と意義

1-1	地球温暖化とは	2
1-2	地球温暖化の現状	3
1-3	地球温暖化防止に向けた取組	7
1-4	川越市が地球温暖化対策に取り組む意義	9

第2章 計画の基本的事項

2-1	計画の目的	11
2-2	計画の基本的考え方	11
2-3	計画の位置づけ	12
2-4	対象とする温室効果ガス	13
2-5	計画の基準年度	13
2-6	計画の期間	13
2-7	計画の対象地域	13

第3章 市の自然的・社会的特性

3-1	自然的特性	15
3-2	社会的特性	16

第4章 市域における温室効果ガスの排出状況

4-1	温室効果ガスの排出量の現状	27
4-2	二酸化炭素排出量の現状	28
4-3	部門別の二酸化炭素排出量の推移	30
4-4	主体別の二酸化炭素排出量	31
4-5	二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の概要	32
4-6	温室効果ガス排出量の将来推計	34
4-7	森林等による吸収量の取り扱い	36
4-8	市民や事業者の意識・意向	37
4-9	各部門の特徴と課題	43

第5章 計画の目標

- 5-1 持続可能な社会と低炭素社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
- 5-2 「低炭素都市」実現に向けた展望・・・・・・・・・・・・・・・・45
- 5-3 本市が目指す低炭素都市としての「あるべき姿」・・・・・・・・45
- 5-4 温室効果ガスの削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

第6章 温室効果ガス削減に向けた取組

- 6-1 各主体の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- 6-2 市の取組（施策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
- 6-3 市民の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 6-4 事業者の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
- 6-5 民間団体の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
- 6-6 滞在者の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66

第7章 重点プロジェクト

- 7-1 位置づけとねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
- 7-2 重点プロジェクト選定・抽出の視点・・・・・・・・・・・・・・・・68
- 7-3 重点プロジェクトで定める内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
- 7-4 重点プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

第8章 計画の実効性の確保

- 8-1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
- 8-2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86

第1章

計画策定の背景と意義

第1章 計画策定の背景と意義

1-1 地球温暖化とは

(1) 地球温暖化の仕組み

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、その熱の一部が宇宙に放出されます。大気中の二酸化炭素やメタンなどは「温室効果ガス*」と呼ばれ、暖められた熱を宇宙に逃がさない働きをしています。もし、温室効果ガスがなければ、地球の気温は低くなりすぎて、私たちは暮らしていきません。熱の放出と保温のバランスがうまくつり合っていると、地球の平均気温は約15℃に保たれ、生き物が暮らすのにちょうどよい環境となります。しかし、温室効果ガスが大量に増えると、大気中の熱が放出されにくくなり、熱を吸収することで地球がしだいに暑くなっていきます。これが「地球温暖化」です。

地球温暖化の原因である温室効果ガスの一つ「二酸化炭素」の増加は、テレビを見る、自動車に乗るなど、毎日の生活で電気やガソリンなどのエネルギーを大量に消費している私たちの暮らしに大きく関係しています。

(2) 地球温暖化の影響

私たちは、今、かつてない深刻な地球環境の危機に直面しています。

このまま、地球温暖化が進むと様々な気候変動が起き、大規模な洪水や異常気象、干ばつなどが発生すると言われています。私たちの住む日本においても、大雨や台風の増加、最高気温の更新、紅葉時期の遅れなど、目に見える形で地球温暖化による影響が現れています。地球温暖化は「今そこにある危機」であり、早急な対策が不可欠です。

図1 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム

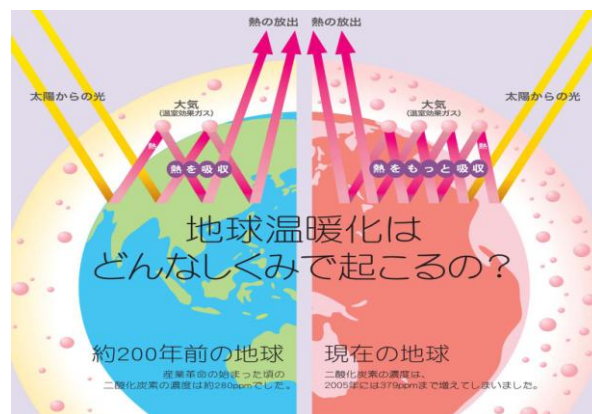


図2 燃料別の世界の二酸化炭素排出量

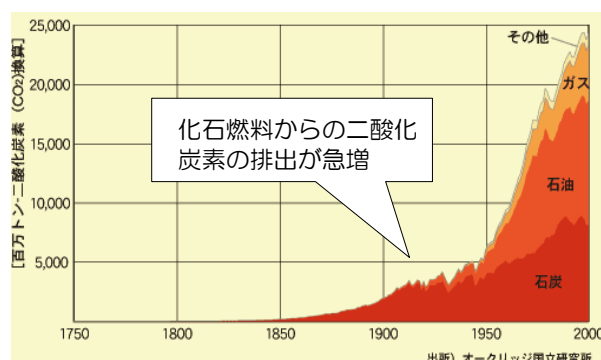
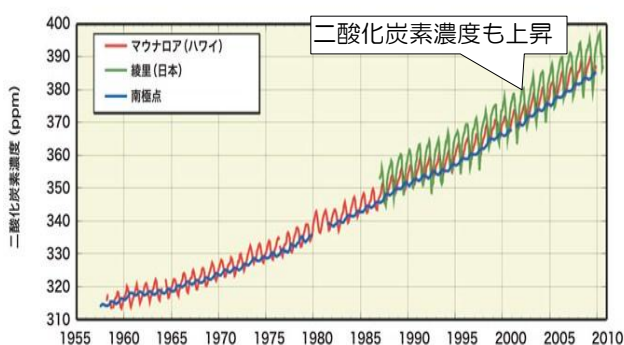


図3 大気中の二酸化炭素濃度の経年変化（過去50年）



上図の出典：「全国地球温暖化防止活動推進センター」ホームページ「気候変動に関する政府間パネル第4次報告書」

1-2 地球温暖化の現状

(1) 地球温暖化に関する科学的知見

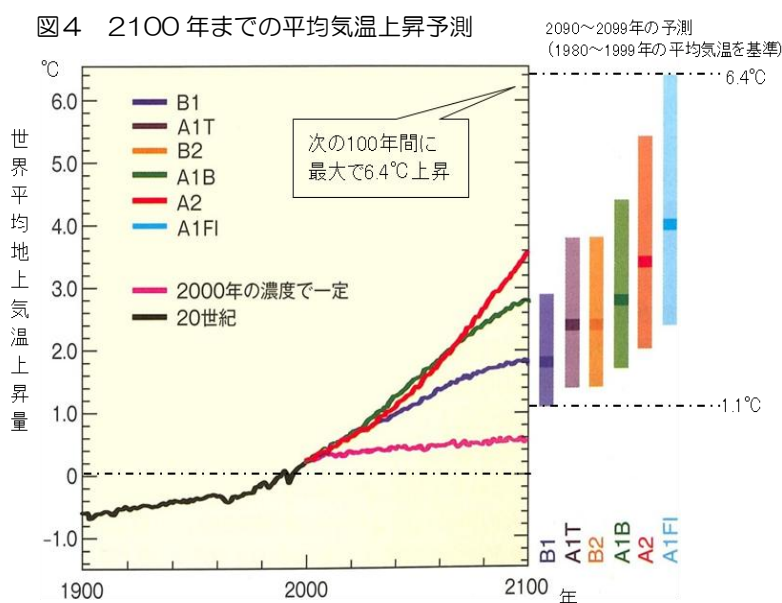
1988年に各国政府の合意の下に設立された IPCC* (Inter-governmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル) によって発表された報告書が、地球温暖化に関する科学的な根拠となっています。IPCCは、2007年2月に第4次評価報告書を発表し、地球温暖化の現状に関して以下のような見解を示しています。

① 観測結果

- 気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定。
- 20世紀後半の北半球の平均気温は、過去1300年間に於いて最も高温。
- 過去100年(1906~2005年)に、世界平均気温が長期的に0.74℃上昇しており、最近50年間の長期傾向は、過去100年のほぼ2倍。
- 20世紀中の海面水位上昇量0.17m。

② 将来予測

- 1980~1999年までに比べ、21世紀末(2090~2099年)の平均気温上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては、約1.8℃(1.1~2.9℃)である一方、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会では約4.0℃(2.4~6.4℃)と予測。
- 1980~1999年までに比べ、21世紀末(2090~2099年)の平均海面水位上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては、18~38cmである一方、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会では26~59cmと予測。



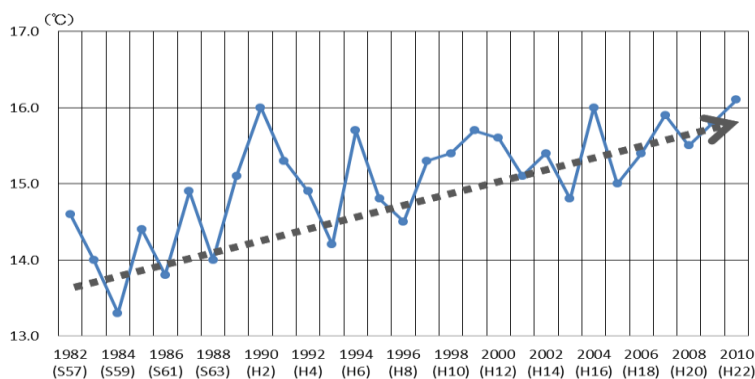
A1T: 高度成長社会シナリオ (非化石エネルギー重視)
A1B: 高度成長社会シナリオ (各エネルギーのバランスを重視)
A1F1: 高度成長社会シナリオ (化石エネルギー重視)
A2: 多元化社会シナリオ
B1: 持続発展型社会シナリオ
B2: 地域共存型社会シナリオ
出典: 「全国地球温暖化防止活動推進センター」ホームページ

(2) 日本での地球温暖化が原因と考えられる影響

① 気候の変化

2010年（平成22年）の日本の年平均気温の平年差は+0.86℃で、1898年以降で4番目に高い値となっている。長期的な傾向として100年あたりおよそ1.15℃（1898～2010年）の割合で上昇している。1980年代後半から急速に気温が上昇しており、気温が顕著な高温を記録した年は、おおむね1990年以降に集中している。

図5 本市における平均気温の変化



○川越市の平均気温の変化

本市の平均気温についても上昇傾向が見られ、1982年（昭和57年）から2010年（平成22年）までの平均気温の平均は15.1℃となっており、昭和57年から平成22年までに約1.8℃平均気温が上昇しています。

② 降水量

1920年代半ばまでと1950年代頃に多雨期がみられ、1970年代以降は年ごとの変動が大きくなっている。また、地域によってばらつきはあるが、時間降水量50mmを超える大雨の発現回数は、やや増加傾向にある。降雪量は、一部の地域において減少している。

③ 海面水位の変化

1906年以降の日本沿岸の海面水位を長期的に見た場合、明瞭な上昇傾向は見られていない。2007～2009年にかけての海面水位の変動は、比較的小さいものの2010年（平成22年）は、平均で2009年（平成21年）から大きく28mm上昇している。

④ 身近な自然への影響

〔高山植物への影響〕

- ・北海道アポイ岳では、キタゴヨウの生育高度の上昇に伴い、ヒダカソウなどの高山植物が減少し、ハイマツ等が拡大した。
- ・中部岳では、ハイマツの枝先が枯れる現象が確認され、温暖化による積雪量の減少で、雪の保護効果が小さくなっていることが要因の一つと考えられている。

〔植物の開花時期〕

- ・ソメイヨシノ（サクラ）の1989～2000年の平均開花日は、平年（1971～2000年）より3.2日早くなった（全国89地点）
- ・イロハカエデの紅葉日が1953～2000年に約2週間遅くなった。

〔昆虫の生息域〕

- ・1940年代には、九州や四国南部が北限であったナガサキアゲハが1980年代から和歌山県、兵庫県など、2000年以降は関東地方でも確認された。
- ・亜熱帯から熱帯に生息する南方系のクマゼミが、2001年（平成13年）には東日本でも確認された。
- ・熱帯性のスズミグモは、1970年代までは西日本のみで確認されていたが、1980年代には関東地方でも確認されるようになった。

〔動物の生息域〕

- ・近年、マガンの飛来時期が遅くなり、旅立ち時期が早くなった。越冬地が本州のみならず、北海道にも拡大した。個体数も増加傾向にある。
- ・キツネ、テンなどが白山の標高2,000m以上での生息が確認された。

〔海洋動植物への影響〕

- ・ウミガメの産卵、ふ化場が北上し、屋久島が北限の種であるアオウミガメは、宮崎県、鹿児島県で産卵、ふ化が確認された。
- ・南方系のタコ、カニ、魚類などが北上した。
- ・沖縄県本部町の近海などでサンゴの白化現象が発生した。また、エンタクミドリイシ（テーブルサンゴの一種、熱帯）は、生息域を北方へ拡大し、天草で確認された。

⑤市民生活への影響

〔水害被害〕

- ・局的に、記録的な豪雨による浸水被害が最近多発している。水害による浸水面積（水害面積）は、減少傾向だが、水害密度（浸水面積あたりの一般資産被害額）は、増加する傾向にある。

〔都市環境、水環境〕

- ・熱帯夜が増加した。
- ・琵琶湖の湖底水温の上昇、溶存酸素濃度が低下傾向にある。

〔産業〕

- ・気温上昇による民生業務部門における冷暖房需要が変化し、季節型産業の盛衰に伴い、産業部門におけるエネルギー需要に影響を与える。

〔健康〕

- ・東京の場合、1日の最高気温が30℃を超すと熱中症患者が増加しはじめ、35℃を超えると急激に増加する傾向にある。
- ・気温1℃の上昇により、病原性大腸菌出血性腸炎発症（EHEC、食中毒を引き起こす）の発症リスクが4.6%上昇することが推定された

④⑤の出席：「地球温暖化が日本に与える影響について」（H17.1 独立行政法人国立環境研究所）

(3) 日本における地球温暖化の影響の予測

①気候の予測

地球シミュレータ*による最新の地球温暖化予測計算結果によれば、経済重視で国際化が進むと仮定したシナリオ（2100年の二酸化炭素濃度が720 ppm）の下、1971～2000年と比較した場合の2071～2100年の平均的な日本の気候について、以下のとおり予測されている（沖縄等の南西諸島は計算対象外）。

- 地球の平均気温は4.0℃上昇。
- 日本の夏（6～8月）の日平均気温は4.2℃、日最高気温は4.4℃上昇、降水量は19%増加。
- 真夏日の日数は平均で約70日程度増加。また、100mm以上の豪雨日数も平均的に増加。

②生態系（動植物）への影響予測

今後の地球温暖化の進行により、動植物等の生態系の影響の範囲、程度がともに大きくなると予測されている。

- 北海道アポイ岳のヒダカソウは、ハイマツやキタゴヨウの生育高度の上昇により、早ければ30年後に消滅すると予測。
- 3.6℃の気温上昇によって、ブナ林の生育域が大幅に減少すると予測。

③市民生活への影響予測

今後の地球温暖化の進行により（一部は都市化の影響も加わり）、熱中症患者の増加、大気汚染や水質汚染等の環境問題への影響、スキー産業等への影響の拡大、深刻化が予測されている。

1℃の気温上昇によって、霞ヶ浦ではCOD（化学的酸素要求量）が0.8～2.0 mg/l上昇すると予測されている。

- 3℃の気温上昇によって、スキー客が30%減少すると予測されている。
- 気温上昇により、民生・業務部門における冷暖房需要の変化、季節型産業の盛衰に伴う産業部門におけるエネルギー需要への影響が予測されている。

①②③の出典：「地球温暖化が日本に与える影響について」（H17. 1 独立行政法人国立環境研究所）

1-3 地球温暖化防止に向けた取組

(1) 地球温暖化防止に向けた動向

① 国際的な動向

1992年（平成4年）にブラジルで開催された地球サミットにおいて「気候変動枠組条約*」が採択され、1997年（平成9年）には京都で開催された第3回締約国会議で各国ごとに温室効果ガス排出量に係る数値目標を定めた「京都議定書*」が採択されました。

この中で、先進工業国については、6種類の温室効果ガスを対象に、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの期間で、1990年（平成2年）比で総排出量を少なくとも5%という削減目標とし、日本に対しては6%の削減が割り当てられました。

京都議定書の目標期間の最終年を控え、京都議定書に参加しない国や削減義務のない途上国の排出量の増加により、日本を含む新たな枠組みの構築を主張するグループと途上国などを中心とする京都議定書延長を主張するグループとの主張の対立が続いていました。

2011年（平成23年）に開催された第17回締約国会議では、京都議定書について第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、日本、ロシア、カナダは、第二約束期間には参加しないことを表明し、将来の枠組みについては、京都議定書、法的文書または効力を有する合意成果を2020年（平成32年）から発効させ、実施に移す道筋で合意しています。

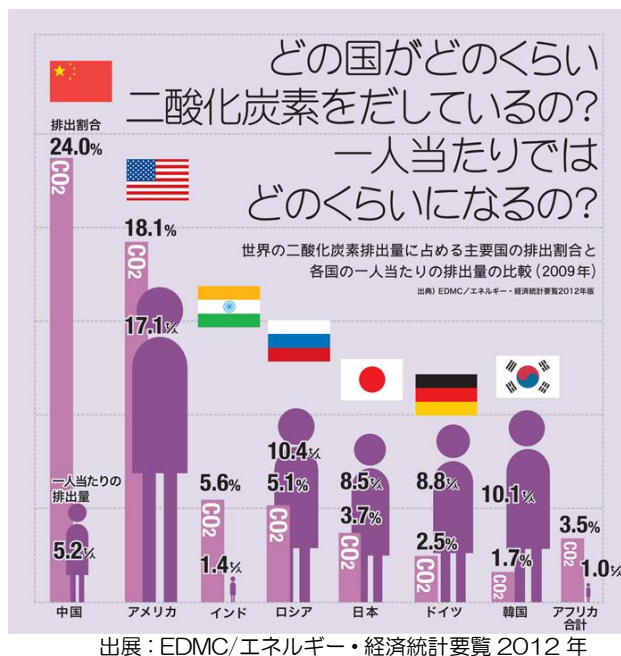
② 国内の動向

京都議定書の採択を受け、1998年（平成10年）6月に地球温暖化対策推進本部において、2010年（平成22年）に向けて緊急に推進すべき地球温暖化対策をとりまとめた「地球温暖化対策推進大綱*」（以下「大綱」という）を決定しました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律*」（以下、「温対法」という。）が制定され、それに基づき基本方針を策定すること等を通じて、我が国における温暖化防止対策推進の基礎的な枠組を構築するとともに、「エネルギー使用の合理化に関する法律*」（以下「省エネ法」という）の改正等各種の国内対策が実施されてきました。

2006年（平成18年）3月には、温対法が改正され、一定規模以上の事業者は、温室効果ガス排出量を国へ報告する制度が施行されました。温対法は、2008年（平成20年）にさらに改正され、特例市以上の地方公共団体には、市域全体の自然状況に応じた温室効果ガス排出量削減のための施策等を含めた新たな計画の策定が義務付けられました。

図6 国別一人当たりの二酸化炭素排出



③埼玉県の動向

埼玉県では、県民・事業者との連携のもと、県全体の温室効果ガスの排出削減に向けた対策を進めるため、平成20年に「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

また、地球温暖化の視点から2050年（平成62年）のあるべき姿を描き、その達成に向けた中期的な目標と実現のための施策を示す「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」を策定し、低炭素・循環型・自然共生社会の3つが一体化し、豊かな自然環境と飛躍的な技術革新とが融合している「再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体」を2050年における将来像とし、その実現に向け、2020年（平成32年）における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年（平成17年）比で25%削減するという目標を定めました。

(2)川越市の地球温暖化防止に向けた取組

川越市の地球温暖化に対する取組は、平成8年4月から市の公共施設で始めた1%節電運動*をきっかけに大きな一歩を踏み出しました。平成9年には、この運動の成果を市民に還元するため、住宅用太陽光発電システム*への補助を開始しました。

また、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」を望ましい環境像とする「川越市環境基本計画」を平成10年3月に策定しました。平成11年2月及び5月には、「川越市環境にやさしい率先実行計画（エコオフィス編）」及び「同（公共事業編）」を策定し、4年目を迎え大きな成果を上げてきた1%節電運動を、すべての活動に対して一つずつできることから率先して環境配慮を実施していく1%節電プラス1（ワン）運動にステップアップしました。

これらの取組をベースに、環境マネジメントシステム*の国際規格であるISO14001*の認証を平成11年11月11日に取得し、行政として、また事業者として環境に与える主要な要因の継続的な改善を図ってきました。（平成23年3月にISO14001の認証については返上し、川越市環境マネジメントシステムに移行）

近年は、「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」、「川越市地球温暖化対策条例」を制定し、これらの条例に基づき「第二次川越市環境基本計画」、「川越市地球温暖化対策地域推進計画」などを策定するなど行政、市民、事業者、民間団体等が一体となって、地球温暖化対策をはじめとする環境施策を推進しています。

表1 川越市の取組の経緯

年月	事業
平成8年4月	1%節電運動開始
平成9年	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業開始
平成10年3月	川越市環境基本計画策定
平成10年7月	節電(省エネ)・新エネルギー自治体サミットの実施
平成11年2月	川越市環境にやさしい率先実行計画策定(2編)
平成11年4月	1%節電プラス1(ワン)運動開始
平成11年11月	ISO14001認証取得
平成12年8月	かわごえ環境ネット発足
平成15年4月	エコチャレンジスクール認定事業
平成15年6月	エコチャレンジファミリー認定事業
平成16年9月	エコチャレンジイベント認定事業
平成18年9月	川越市良好な環境の保全に関する基本条例制定
平成19年3月	第二次川越市環境基本計画策定
	第二次川越市環境にやさしい率先実行計画策定
平成19年12月	川越市地球温暖化対策条例制定
平成20年1月	川越市環境行動計画「かわごえアジェンダ21」策定
平成21年3月	川越市地球温暖化対策地域推進計画策定
	公共工事における環境配慮指針策定
平成21年8月	住宅用太陽熱利用機器設置費補助事業開始
平成23年3月	ISO14001認証返上
平成24年6月	第三次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定

1-4 川越市が地球温暖化対策に取り組む意義

本計画の策定にあたり、本市が地球温暖化対策に取り組む意義を以下に示します。

① 本市の自然的・社会的特性に応じた効果的な対策を促進し、更なる温室効果ガスの削減を実現

地球温暖化対策を取り巻く危機的な状況を背景とし、これまでも増して地域の自然的・社会的特性に応じた、地域からの実効性のある取組が不可欠となっています。

本市は、武蔵野の面影を残す雑木林や河川などの自然環境に恵まれている一方で、農業・工業・商業のバランスのよい産業構造、県下有数の工業集積、中核市・業務核都市としての第三次産業の集積が見られます。また、蔵造りの街並みに代表される歴史と伝統が、今もなお息づく観光地としての側面も有しています。これらの自然的特性や社会的特性なども踏まえ、地域に即した対策・施策を実施することにより、市域における効果的な温室効果ガスの削減を図ります。

② 「川越市地球温暖化対策条例」に基づき、既存の取組や事業を実効性の観点から改めて位置付け直し、効率性や実現性を確保

本市では、これまでも1%節電プラス1（ワン）運動や太陽光発電システムの公共施設への積極的な導入、住宅用太陽光発電システムの設置費補助による設置促進、ISO14001（平成23年3月に認証返上し、川越市マネジメントシステムにより運用）に基づく環境マネジメントシステムの導入などの取組のほか、他の様々な行政分野においても地球温暖化防止の観点から取り組んできました。

本計画では、平成19年12月に制定した「川越市地球温暖化対策条例」に基づき、こうした既存の取組についても実効性などの観点から見つめ直すとともに、計画の中であらためて位置づけることで、取組の推進・進行管理における効率性や実現性を確保します。

③ 環境先進都市を目指し、率先して地球温暖化防止にチャレンジし、地域発の地球温暖化防止の取組の輪を拡大

本市では、1%節電プラス1（ワン）運動や平成19年12月の「川越市地球温暖化対策条例」の制定など、その時代の先進的な取組にチャレンジしています。

今後も、環境先進都市を目指し、自ら率先して温室効果ガスの更なる削減に向けて地球温暖化対策にチャレンジしていきます。そして、その波及効果により、地域からの地球温暖化防止の取組の輪を拡げていきます。

第2章

計画の基本的事項

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の目的

第二次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「本計画」といいます。）は、川越市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、行政、市民、事業者、民間団体（市民及び事業者の組織する民間団体をいう。以下同じ。）及び滞在者の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

2-2 計画の基本的考え方

(1) 中長期的な温室効果ガス排出量の削減

本市としての中長期的な目標を掲げ、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、国・県等における目標期間及び削減量等についても考慮する。

(2) 市域特性（自然的・社会的特性、温室効果ガス排出特性等）を踏まえた対策の実施

本市における自然的・社会的特性や温室効果ガスの排出特性等に照らした対策を実施し、効果的な削減を図ります。また、第一次計画において選定した「重点プロジェクト」について引き続き、取組を強力に推進していきます。

(3) あらゆる主体と連携した地域ぐるみの対策の推進

地球温暖化対策は、行政、市民、事業者、民間団体及び滞在者それぞれが主体であるという認識のもと、果たすべき役割や具体的な取組メニューを提示し、実践につなげます。また、市民・事業者・民間団体・行政のパートナーシップ組織である「かわごえ地球温暖化対策地域協議会」により、あらゆる主体の関わりのもとで計画を推進していきます。

(4) 行動指標の充実による実効性の担保と迅速な点検・評価

進行管理における温室効果ガス排出量の把握には、集計作業の都合上、タイムラグが発生せざるを得ません。また、結果としての削減量にのみ意識がとられると、そのために何をすべきかという過程がおろそかになりかねません。そこで、本計画では行動（アクション）レベルでの目標を設定・充実させ、温室効果ガスの着実な削減につなげるとともに、迅速な点検・評価・見直しを図っていきます。

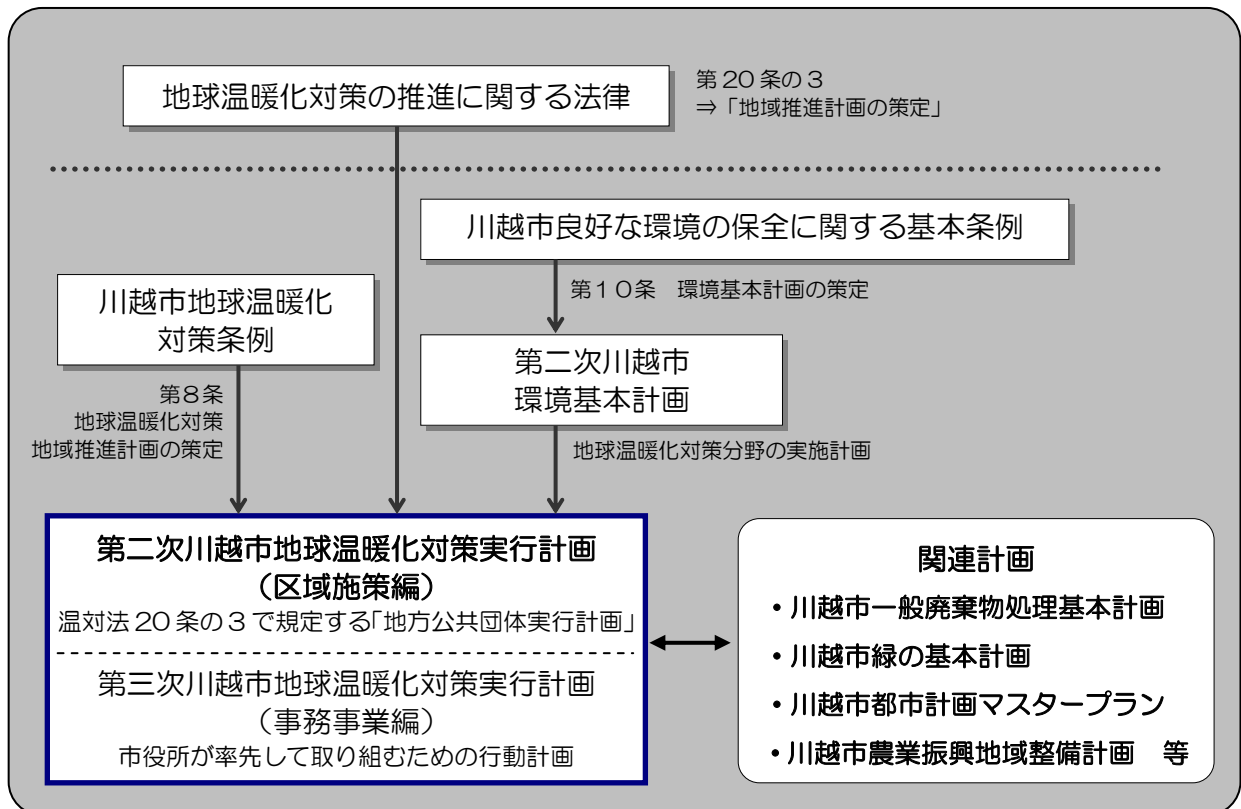
2-3 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下に示すとおりです。

- 1) 温対法第 20 条の 3 で規定する「地方公共団体実行計画（区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項を含む）」
- 2) 「川越市地球温暖化対策条例」（平成 19 年 12 月）の第 8 条で策定が位置付けられた地球温暖化対策地域推進計画
- 3) 「第二次川越市環境基本計画」における施策の柱の一つ「地球温暖化対策の推進」で示される施策や取組を具体化する地球温暖化対策分野の個別計画

なお、市役所が行う事務・事業に関して、率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組む「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成 24 年 6 月）は、本計画で定める市民や事業者等の主体別行動計画の市役所編にあたります。

図7 計画の位置づけ、相互の関連性



2-4 対象とする温室効果ガス

本計画において削減対象とする温室効果ガスは、京都議定書及び温対法と同様、市域内で人為的に排出されている以下の6物質とします。

表2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数*	主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	1	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用(火力発電所によるもの) など
メタン(CH ₄)	21	稲作・家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立 など
一酸化二窒素(N ₂ O)	310	化石燃料の燃焼、工業プロセス など
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	1,300	代替フロン等*の製造時における漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの大気放出 など
パーフルオロカーボン類(PFC)	6,500	半導体製造時等における漏えい など
六ふっ化硫黄(SF ₆)	23,900	半導体製造や電気の絶縁体 など

※各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものの

2-5 計画の基準年度

本計画の基準年度は、国の京都議定書目標達成計画*と整合性を持たせるため、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素については1990年(平成2年)、HFC、PFC及びSF₆については1995年(平成7年)とします。

2-6 計画の期間

計画の期間は、2013年度(平成25年度)から2020年度(平成32年度)までとし、長期的目標を2050年度(平成62年度)に設定し、取り組んでいくものとします。

2-7 計画の対象地域

本計画の対象地域は、川越市域全体とします。

したがって、市民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガス排出・削減に関連した活動が対象となります。

第3章

市の自然的・社会的特性

第3章 市の自然的・社会的特性

3-1 自然的特性

(1) 地勢

本市は埼玉県南西部、首都 30 km圏内で、東西 16.27 km、南北 13.81 km、面積 109.16 km²です。地形は、武蔵野台地を構成する川越台地の北端部と、これをまわりこむように流れる入間川などの荒川水系の河川によって秩父から流運された砂礫が堆積して形成した扇状地によって形成されています。川越台地は、第四紀更新世の地層からなり、武蔵野段丘、下末吉段丘、立川段丘堆積層が見られます。市内を流れる河川は荒川水系に属し、入間川と小畔川、荒川改修時に隅田川へ付け替えられた新河岸川と不老川などがあげられます。

(2) 気象

本市の気候は、穏やかで雪や台風などの被害が比較的少ない土地です。

平成19～23年の5年間のデータを見ると、平均気温は15.8℃（全国平均14.5℃）、平均湿度は64.6%（全国平均71.3%）、平均風速2.1m/秒（全国平均3.1m/秒）、降水量1,340.4 mm（全国平均1,680.0mm）、年間日照時間は2,036.7時間（全国平均1,856.4時間）となっています。

表3 市の気温、日照時間等の現状

	平成19年～23年の 5年間の平均	全国平均 ※2
平均気温（℃）	15.8	14.5
平均湿度（%）	64.6	71.3
年間日照時間（時間）	2,109.8 （熊谷市）※1 2,036.7 （さいたま市）※1	1,856.4
平均風速（m/秒）	2.1	3.1
降水量（mm）	1,340.4	1,680.0

※1 気象庁「気象統計情報」からの数値により算出。

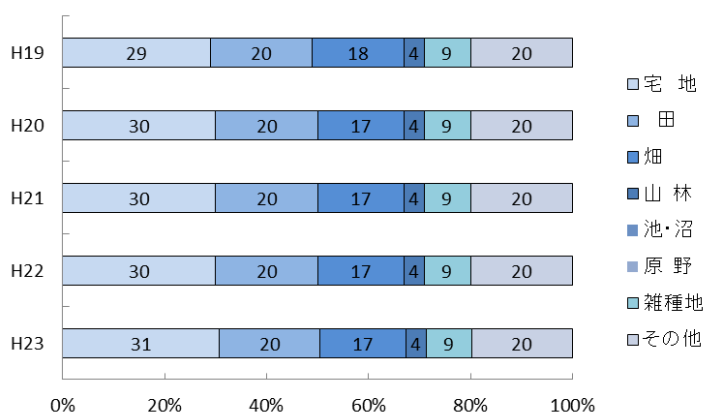
※2 全国56地点における平年値（昭和46年～平成12年）を平均。総務省統計局「第57回 日本統計年鑑 平成21年」からの数値により算出。

(3) 土地利用

市街地には、まとまった住宅、郊外では良好な田園や雑木林があり、宅地・田・畑が全体の約7割を占めています。

**宅地・田・畑が約7割を占めている。
吸収源となるようなまとまった森林は、ほとんどない。**

図8 地目別土地面積の推移



3-2 社会的特性

(1) 推計人口

平成24年4月1日現在、本市の人口は345,296人、世帯数は144,464世帯です。

第三次川越市総合計画では、今後、人口増加率の伸びは小さく、平成32年の将来人口は約33万5千人と想定しています。

図9 第三次川越市総合計画における推計人口

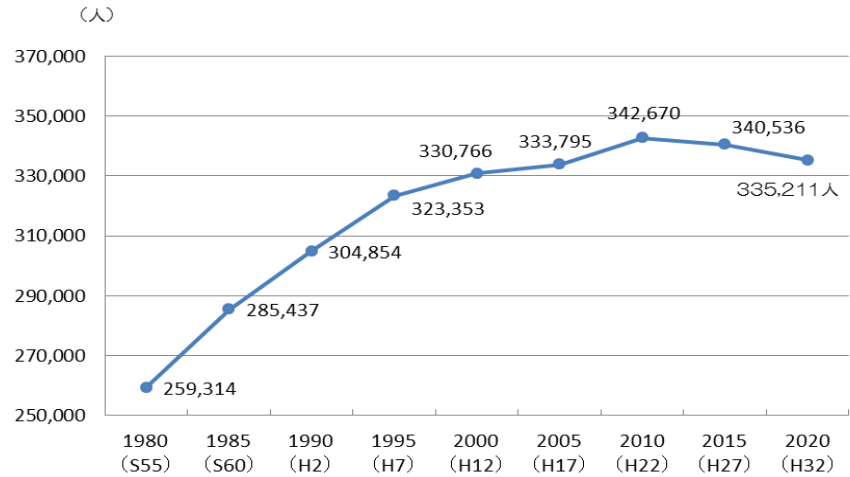


表4 市の人口と世帯数の推移 (国勢調査結果)

年度	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)
人口	259,314	285,437	304,854	323,353	330,766	333,795	342,670
世帯数	76,080	85,450	97,332	109,205	117,986	125,112	137,121

(2) 就業の動向

平成22年の15歳以上の就業者数(従業地)は161,774人で、平成17年の就業者数(164,573人、平成17年国勢調査)に比べて2,799人の減少(▲1.7%)となっています。産業別就業者の構成比をみると、第一次産業が1.7%、第二次産業が22.9%、第三次産業が65.4%となっています。

埼玉県の構成比と比べると、第一次産業、第二次産業、第三次産業の構成比は大きく変わりません。

表5 産業別15歳以上の業種別就業者数等 (従業地)

調査時点	平成22年			
	川越市	構成比	埼玉県	構成比
第一次産業	2,670	1.7	58,301	1.7
第二次産業	36,974	22.9	816,866	23.4
鉱業	12	0	638	0
建設業	10,951	6.8	258,660	7.4
製造業	26,011	16.1	557,568	16
第三次産業	106,000	65.4	2,352,355	67.6
電気・ガス・熱供給・水道業	735	0.5	13,883	0.4
情報通信・運輸・郵便業	14,466	8.9	364,727	10.5
卸売・小売業	26,209	16.2	589,469	16.9
金融・保険業	4,148	2.6	103,581	3
不動産業・物品賃貸業	3,356	2.1	77,089	2.2
宿泊・飲食サービス業	8,622	5.2	180,387	5.3
サービス業	43,735	27	910,448	26.1
公務	4,729	2.9	112,771	3.2
分類不能の産業	16,130	10	254,783	7.3
合計	161,774	100	3,482,305	100

**サービス業等の第三次
事業が全体の3分の2
を占めている。**

・「第一次産業」は、産業大分類「農業」、「林業」、「漁業」の合計

・「サービス業」は、産業大分類「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計

(3) 通勤通学の状況

市内への通勤・通学が約4割を占め、東京都への通勤者は減少

国勢調査から本市に常住する15歳以上の就業者・通学者の従業地・通学地の状況（以下、「通勤通学」という。）をみると、平成22年では、市内への通勤通学が78,012人（42.9%、内就業者71,173人）となっており、約4割を占めています。

本市以外の県内には49,436人（27.2%、内就業者43,442人）、東京都へは33,788人（18.6%、内就業者29,342人）、その他は2,187人（1.2%）となっています。

平成17年に比べて、市内への通勤通学は減少し、県内への通勤通学は増加しているものの、東京都への通勤通学は大きく減少しています。

表6 15歳以上就業者・通学者の通勤通学の状況（常住地）

調査時点	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
合計	196,461	100.0	191,428	100.0	184,727	100.0	181,655	100.0
川越市内	93,665	47.7	94,768	49.5	94,686	51.3	78,012	42.9
自宅	18,137	9.2	17,115	8.9	15,762	8.5	12,012	6.6
自宅外	75,528	38.4	77,653	40.6	78,924	42.7	66,003	36.3
川越市以外	102,796	52.3	96,660	50.5	90,041	48.7	94,115	51.8
県内へ	50,992	26.0	50,803	26.5	49,730	26.9	49,436	27.2
さいたま市	6,762	3.4	6,533	3.4	6,188	3.3	7,221	4.0
狭山市	7,243	3.7	6,906	3.6	6,484	3.5	6,209	3.4
ふじみ野市	4,906	2.5	5,300	2.8	5,460	3.0	5,129	2.8
所沢市	3,784	1.9	3,572	1.9	3,577	1.9	3,478	1.9
坂戸市	3,464	1.8	3,447	1.8	3,297	1.8	3,252	1.8
鶴ヶ島市	2,479	1.3	2,415	1.3	2,647	1.4	2,445	1.3
三芳町	1,928	1.0	2,191	1.1	2,377	1.3	2,212	1.2
朝霞市	2,118	1.1	1,967	1.0	1,604	0.9	1,671	0.9
富士見市	1,623	0.8	1,802	0.9	1,720	0.9	1,652	0.9
新座市	2,024	1.0	1,966	1.0	1,697	0.9	1,633	0.9
その他の市町村	14,661	7.5	14,704	7.7	14,679	7.9	14,534	8.0
県外へ	51,804	26.4	45,857	24.0	40,311	21.8	35,975	19.8
東京都	49,475	25.2	43,502	22.7	38,032	20.6	33,788	18.6
新宿区	6,005	3.1	5,349	2.8	4,420	2.4	3,863	2.1
千代田区	5,750	2.9	4,727	2.5	4,241	2.3	3,798	2.1
豊島区	6,579	3.3	5,296	2.8	4,506	2.4	3,734	2.1
その他の区市町村	31,141	15.9	28,130	14.7	24,865	13.5	22,393	12.3
その他	2,329	1.2	2,355	1.2	2,279	1.2	2,187	1.2

資料：総務省「国勢調査」

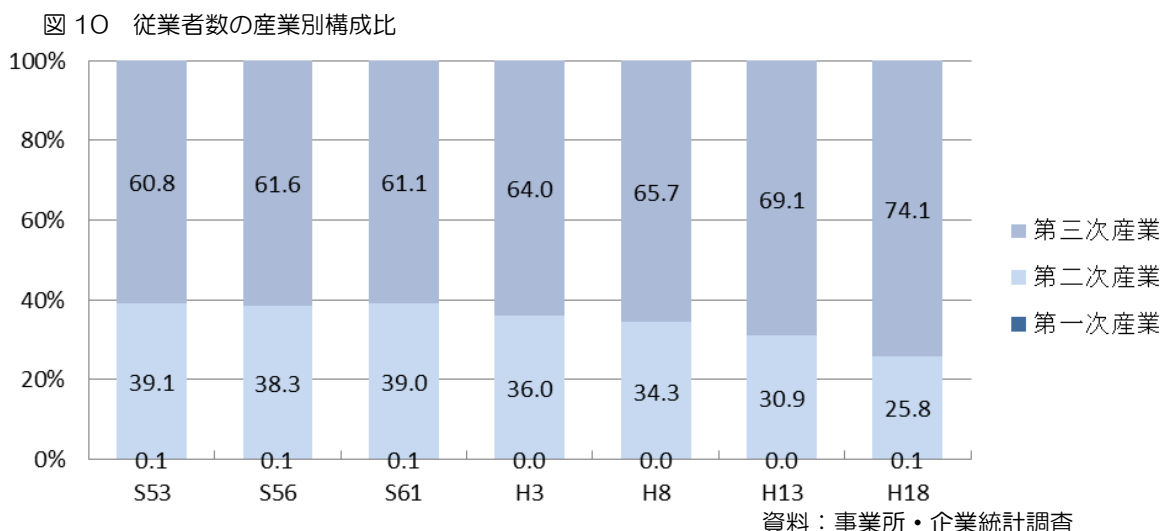
(4) 産業

農業・商業・工業のバランスがとれた産業構成、サービス化・ソフト化による第三次産業の割合が拡大（従業者数）

本市の工業は、昭和40年代前半、従業員数と生産額が飛躍的に伸びました。これは、それまで中心であった食品加工業や繊維工業に代わって、機械工業や化学工業が増えたため、これにより本市は県下でも有数の工業地域になりました。

一方、明治時代から埼玉県の中心的な地位を占めてきた本市の商業は、昭和40年代にベッドタウン化が進むと、大型小売店が進出するなど都市型の店舗が集中し、さらに活性化しました。また、農業も、生産環境の悪化や労働力の減少にもかかわらず、経済構造の改善や商品作物への転換などの努力が実り、県下有数の農業産出額を上げています。

市内の従業者数の産業別構成比を見ると、産業構造のサービス化、ソフト化の進行により、第三次産業の占める割合が年々増加し、第二次産業が減少しています。

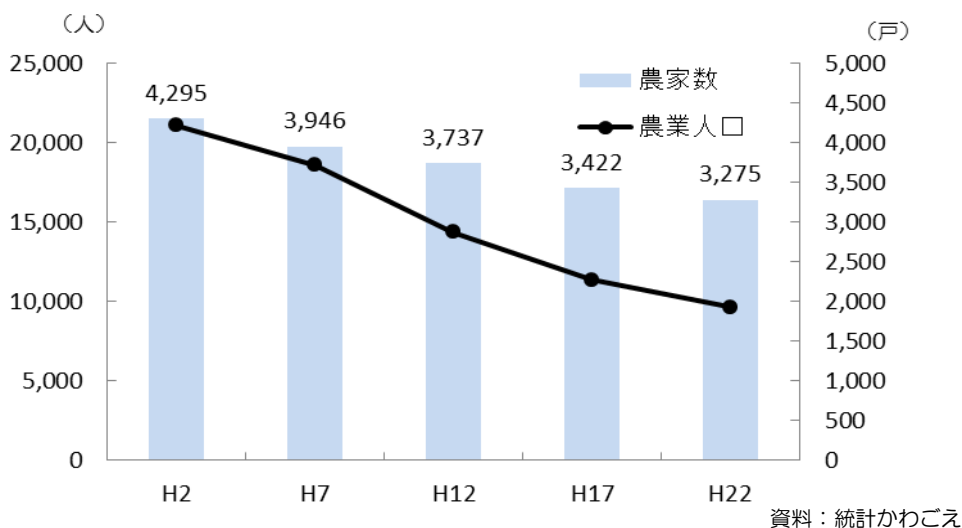


②農業

農家数及び農業人口は減少傾向にあるが、県内第4位の農家数

本市の農家数及び農業人口は減少傾向にあります。農家数は平成22年で3,275戸、県内では深谷市、熊谷市、さいたま市に次いで第4位となっています。

図12 市における農家数と農業人口の推移

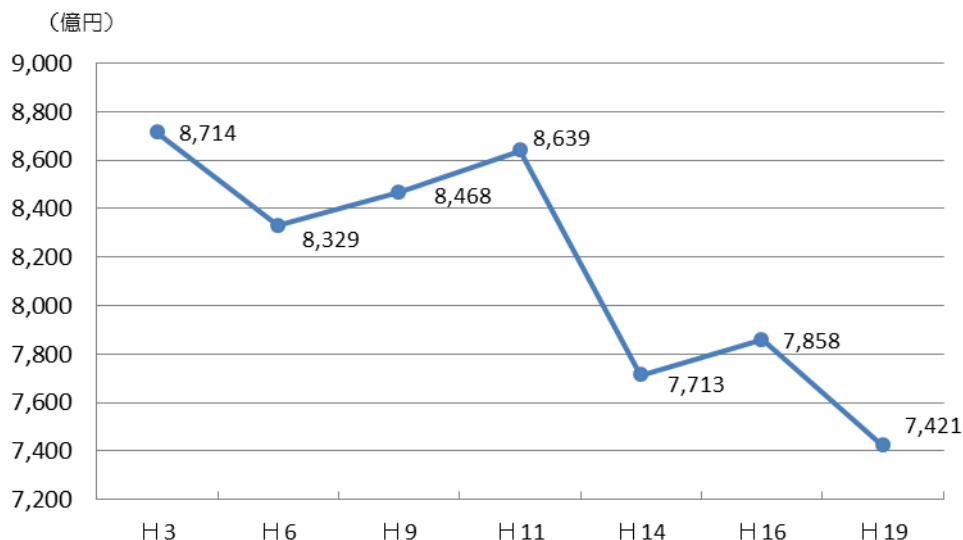


③商業

年間販売額は減少傾向にあるが、県内第5位の商業都市

平成19年の年間販売額は7,421億円で、平成16年の7,858億円と比較すると437億円（▲5.6%）の減少、ピーク時の平成3年の8,714億円と比較すると1,293億円（▲14.8%）の減少となっています。県内では、さいたま市、川口市、熊谷市、越谷市に次いで第5位となっています。

図13 市における年間商品販売額の推移



④工業

県内3位の工業都市、県内シェアは約7%。

平成22年の本市の製造品出荷額等*は8,317億円で、県内の約6.5%を占め、深谷市、狭山市に次いで第3位となっています。

表7 埼玉県の市町村の製造品出荷額等（平成22年）

	市町村名	製造品出荷額等(万円)	県内シェア
第1位	深谷市	120,330,002	9.36%
第2位	狭山市	120,057,484	9.34%
第3位	川越市	83,171,466	6.47%
第4位	さいたま市	77,684,806	6.04%
第5位	熊谷市	69,552,417	5.41%
埼玉県		1,285,315,534	

資料：経済産業省「工業統計表」

製造品出荷額等が平成21年比で増加した業種は、「輸送用機械」53.9%増、「生産用機械」23.7%増、「プラスチック製品」23.6%増となっています。同じく、減少した業種は、「なめし革」55.8%減、「電子部品」42.7%減、「鉄鋼」30.2%減となっています。

また、合計額は、平成18～21年まで年々減少していましたが、平成22年は増加しています。

表8 本市の製造品出荷額等の推移

(単位：万円、%)

	製造品出荷額等					増減率
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
食料品	6,573,320	6,779,069	6,596,983	7,043,298	7,450,851	5.8
飲料・飼料	X	X	7,550	X	X	-
繊維	110,053	98,117	160,480	115,882	127,590	10.1
木材・木製品	88,573	76,720	21,130	19,889	14,555	-26.8
家具・装飾品	27,413	21,277	168,462	68,187	52,838	-22.5
パルプ・紙	174,661	166,051	1,515,498	996,784	984,050	-1.3
印刷	1,283,102	1,398,969	4,196,315	3,828,283	3,774,006	-1.4
化学	4,059,516	4,733,020	23,487,302	23,657,374	24,258,610	2.5
石油・石炭	18,709,721	21,764,176	X	X	X	-
プラスチック製品	144,393	155,228	2,582,641	1,434,447	1,772,994	23.6
ゴム製品	2,390,769	2,602,002	114,647	74,023	86,191	16.4
なめし革	88,959	22,450	7,887	16,120	7,119	-55.8
窯業・土石	31,952	8,989	839,594	713,729	747,717	4.8
鉄鋼	956,830	1,228,947	2,209,224	972,671	678,668	-30.2
非鉄金属	1,479,863	1,944,419	1,326,854	790,207	859,787	8.8
金属製品	1,164,085	1,454,935	2,985,407	2,943,621	2,933,923	-0.3
はん用機械	3,301,265	3,421,666	1,969,346	1,238,800	1,185,080	-4.3
生産用機械	28,415,602	25,150,936	7,870,083	3,355,218	4,148,746	23.7
業務用機械	2,545,567	2,230,065	9,646,988	16,412,975	18,995,812	15.7
電子部品	17,467,397	19,770,021	4,171,644	1,160,154	664,371	-42.7
電気機械	4,256,438	4,830,110	1,934,374	4,474,528	4,462,669	-0.3
情報通信機械	6,589,548	6,698,954	7,588,139	5,157,483	3,703,303	-28.2
輸送用機械	1,058,799	1,323,838	6,688,394	3,869,671	5,953,670	53.9
その他	X	X	X	193,473	186,725	-3.5
合計	101,137,132	106,159,575	86,477,948	78,684,855	83,171,466	5.7

(注1) 従業者4人以上の事業所

資料：経済産業省「工業統計表」

(注2) ×は秘匿数（公表すると個別事業所の経営数値が計算できるため、あえて公表しない。）

⑤観光

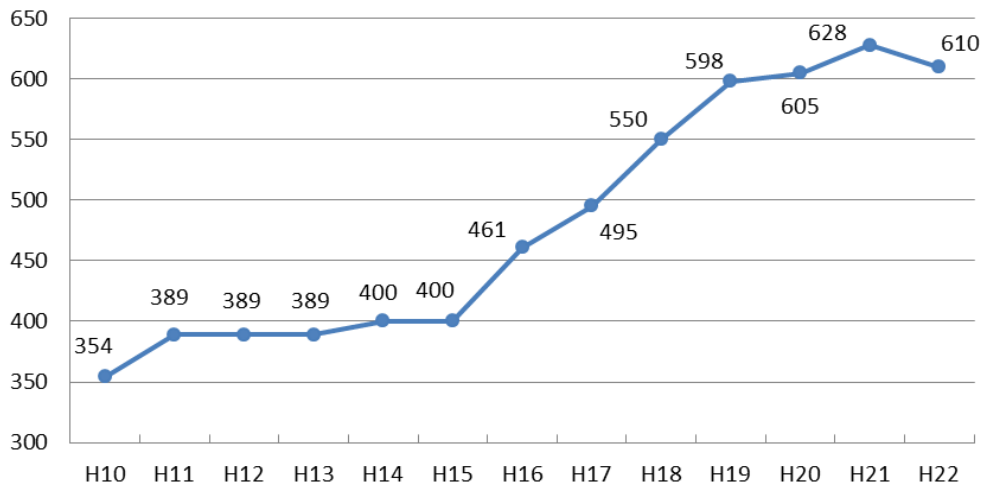
観光客は年間約 610 万人、交通手段の約 37%が自家用車を利用。

平成 22 年に本市を訪れた観光客数は、約 610 万人でした。平成 10 年と比較して約 256 万人も増加しています。

観光客の交通手段については、鉄道利用者が最も多く半数近い 48.8%を占めています。次いで、自家用車が 37.7%、観光バスの 8.6%となっています。

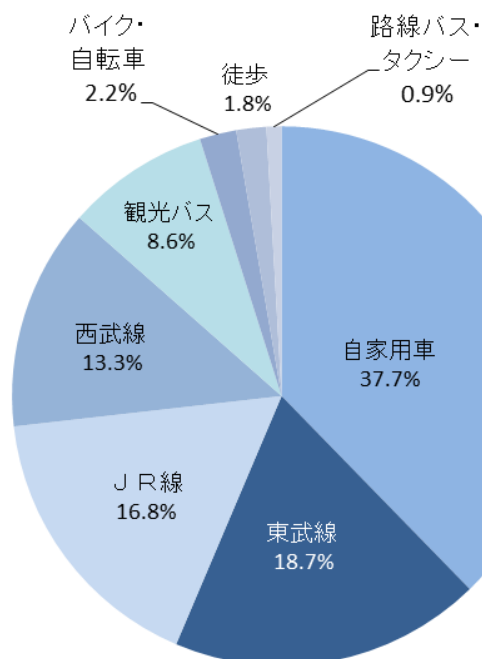
図 1 4 入込観光客数の推移

(万人)



資料：観光課

図 1 5 観光客の交通手段



資料：川越市観光アンケート調査報告書（平成 22 年）

(5) 交通

交通の要衝であり、鉄道網や道路網が発達している。自動車保有台数はほぼ横ばいであるが、交通量は増加傾向にある。

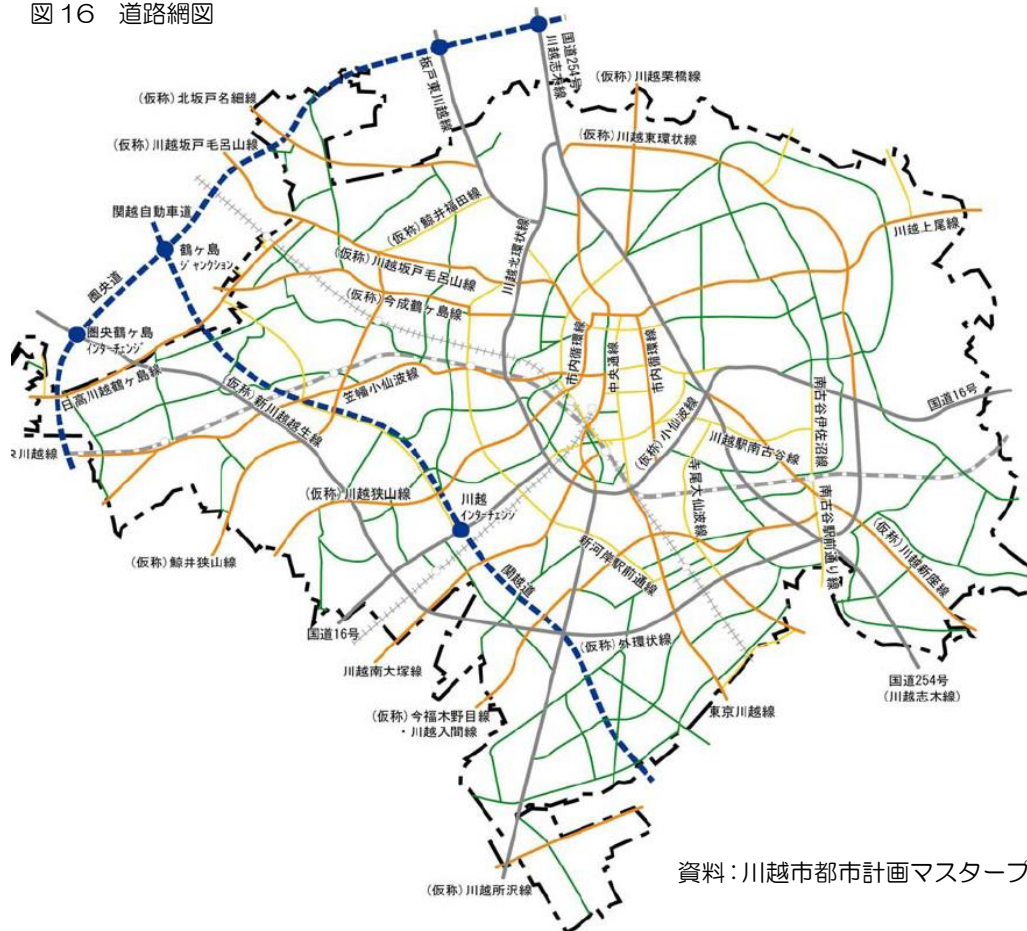
①道路網

本市の道路網は、関越自動車道のほか、国道16号、国道254号、県道川越・上尾線、県道川越・所沢線、県道川越・日高線等が南北方向及び東西方向に整備され主要幹線道路を形成していますが、市の中心部に交通が集中しやすい構造となっています。自動車保有台数は、ほぼ横ばいですが、交通量は増加傾向にあり、市街地は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。また、都市計画道路（幹線道路）の整備率も類似都市と比べ低い状態となっています。

現在、都市計画道路の整備を推進しているほか、既存道路の車線拡幅、交差点改良等の道路改良を行うことで交通渋滞の緩和を図っております。また、現在整備中の川越北環状線、現在計画中の（仮称）川越東環状線が開通すると中心部への車両の流入が減少し、物流面、生活面、環境面等においても相当な効果が期待できます。

また、本市は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）のインターチェンジに至近であるのみではなく、現在整備中の国道17号上尾道路の至近でもあり、首都高速道路の利用もしやすい位置にあります。将来、これらの道路が全線開通した場合、本市の道路交通の利便性は飛躍的に向上するものと期待されています。

図16 道路網図



資料：川越市都市計画マスタープラン

②鉄道網

鉄道網は、JR川越線、東武東上線、西武新宿線の3路線があり、市内に川越駅、南古谷駅、西川越駅、的場駅、笠幡駅、新河岸駅、川越市駅、霞ヶ関駅、鶴ヶ島駅、本川越駅、南大塚駅の11駅があります。

JR川越線は、上り方面は、川越駅からJR埼京線・りんかい線を経由して新木場駅まで直通運転を行っており、下り方面は、JR八高線を経由して八王子駅まで直通運転を行っています。

東武東上線は、川越駅から池袋駅までの所要時間が日中時間帯の急行利用で30分、朝霞台駅に急行が停車することでJR武蔵野線への乗換えが便利になりました。また、東京メトロ有楽町線・副都心線との相互直通運転を行っており、銀座、有楽町、新宿、渋谷方面へ乗換えなしで行くことができます。東京メトロ副都心線は、今後、東急東横線・横浜高速みなとみらい線との相互直通運転を予定しており、これにより、埼玉県西部から東京副都心を抜けて横浜方面に至る広域的な鉄道ネットワークが形成され、利便性がさらに向上することが期待されます。

西武新宿線については、特急レッドアロー「小江戸号」の増発や、日中時間帯の快速急行の運転により、西武新宿駅への所要時間の短縮が図られています。

このように、本市は、鉄道利用者にとって3路線の選択肢があり、利用者ニーズに応じた鉄道選択ができることは、他市にはない利点であるといえます。

③自動車保有台数等の推移

本市の自動車保有台数は、約20万4千台（原付、小特を含む）で、近年はほぼ横ばいとなっています。乗用車及び軽自動車の推移は、小型乗用車は減少し、普通乗用車及び軽自動車が増加傾向にあります。また、運転免許保有者数は約21万3千人で、増加傾向にあります。

表9 市内自動車保有台数の推移

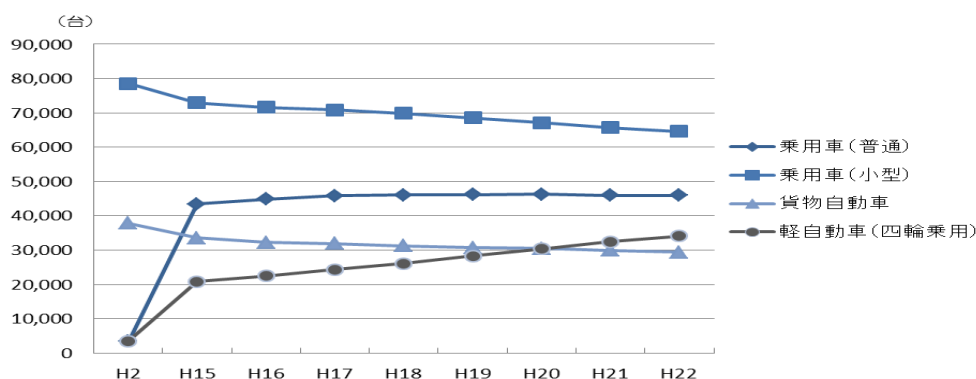
	人口(人)	車両			運転免許 人数(人)
		自動車(台)	原付・小特(台)	計	
平成18年	332,751	181,301	21,983	203,284	206,771
平成19年	333,360	182,135	21,875	204,010	206,818
平成20年	334,988	182,793	21,807	204,600	209,059
平成21年	337,763	182,741	21,664	204,405	211,408
平成22年	340,529	182,824	21,826	204,650	213,428

注：原付・小特とは125CC以下の原動機付自転車及び小型特殊自動車、ミニカー

人口は各年4月1日現在、車両は各年3月末現在、運転免許は各年12月末現在

資料：第9次川越市交通安全計画（平成23年度～平成27年度）

図17 市内乗用車、貨物車等保有台数の推移



④公共交通の現状

鉄道輸送については、市内の鉄道駅における年間乗車人員は平成7年ごろをピークに緩やかに減少し、近年ではほぼ横ばいの傾向です。また、路線バスの1日の利用者数については、平成20年をピークに緩やかに減少傾向です。

図 18 市内の鉄道駅における年間乗車人員の推移

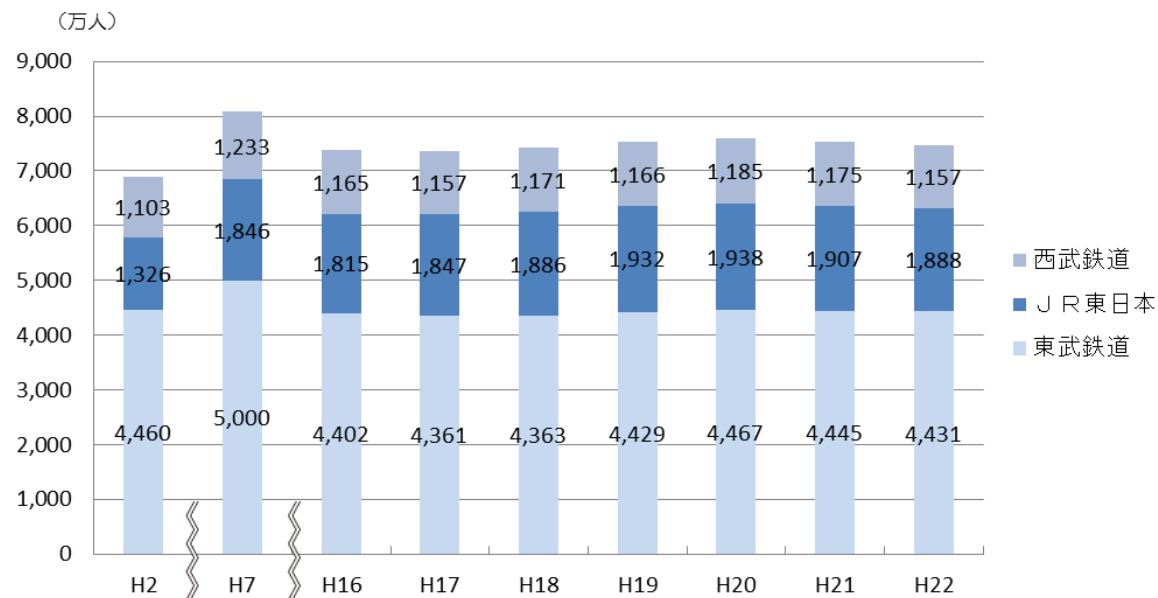
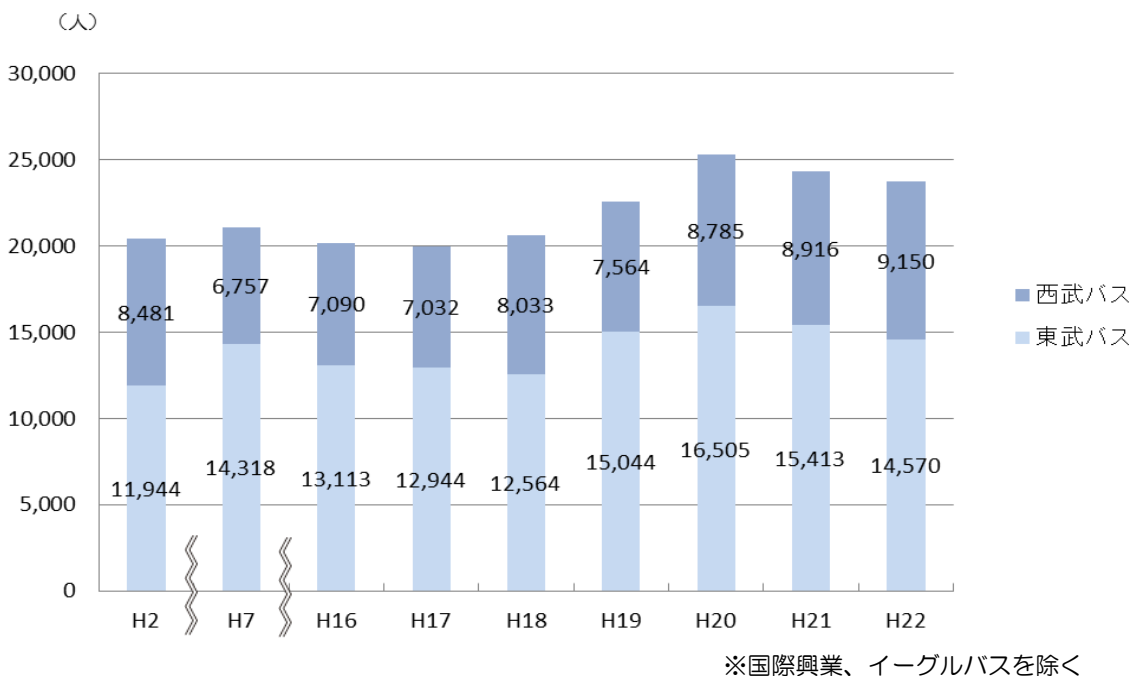


図 19 路線バスの1日平均利用者数の推移

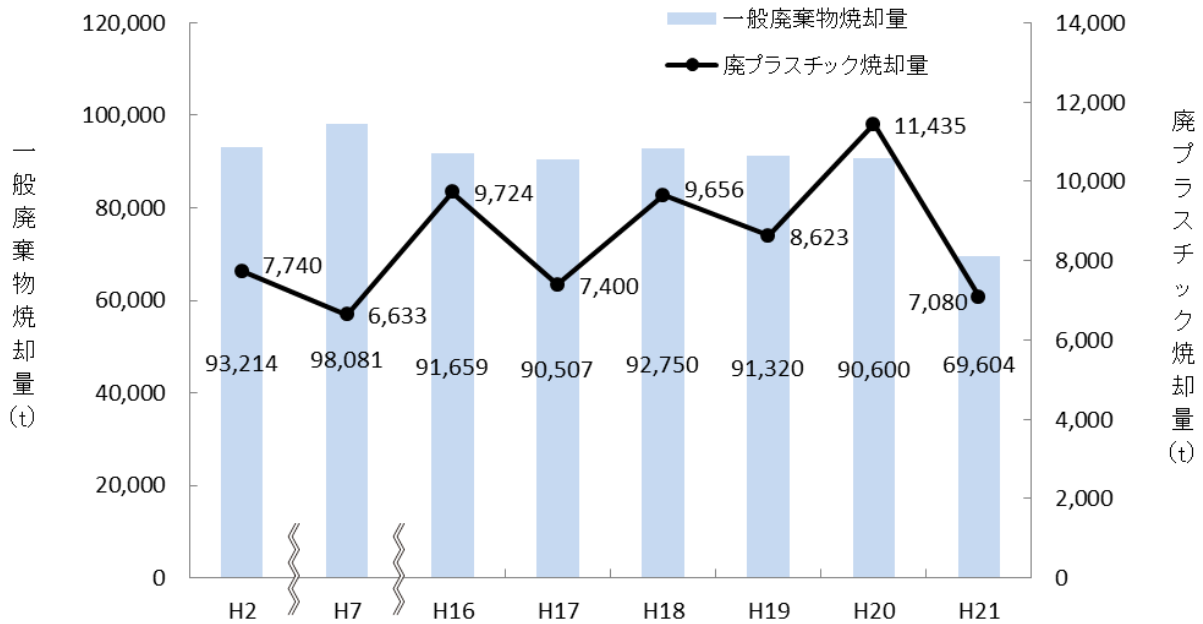


(6)一般廃棄物の焼却処理

一般廃棄物焼却量及び廃プラスチック焼却量は、減少傾向にある。

本市の一般廃棄物の焼却処理量は、ここ十数年ほぼ横ばいで推移していましたが、近年は減少傾向にあります。また、廃プラスチックの焼却量も各年で増減はあるものの、全体的として減少傾向にあります。

図 20 一般廃棄物焼却量の推移



第4章

市域における温室効果ガスの 排出状況

第4章 市域における温室効果ガスの排出状況

4-1 温室効果ガスの排出量の現状

川越市の温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン（第3版）（平成19年3月環境省地球環境局）」及び「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）（平成21年6月環境省）」に基づいた方法で算定しており、経済産業省の公表する「都道府県別エネルギー消費統計」等を利用しています。それらのデータの最新年が2009年（平成21年）であることから、今回の温室効果ガス排出量算定の現況年は、2009年（平成21年）に設定しています。

基準年度は、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）は1990年度（平成2年度）とし、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄（SF₆）は1995年度（平成7年度）としています。なお、温室効果ガス排出量は「t-CO₂（二酸化炭素換算トン）」など、二酸化炭素（CO₂）に換算して表記しています。

川越市の2009年度（平成21年度）の温室効果ガス総排出量は、約1,662千t-CO₂です。基準年度からの推移を以下に示します。

- ・ 川越市の温室効果ガス総排出量は、基準年度から2009年度（平成21年度）にかけて、約**17%増加**。
- ・ 2009年度（平成21年度）における温室効果ガスの内訳は、**CO₂が約97%を占める**。

表10 温室効果ガス排出量の推移

単位：千t-CO₂

	基準年度	1990	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	基準年比 増減率
二酸化炭素	1,290.3	1,290.3	1,900.5	1,716.1	1,651.7	1,614.8	1,763.0	1,703.9	1,616.1	25.3%
メタン	3.7	3.7	2.9	2.9	2.8	2.4	2.2	2.3	2.2	-39.9%
一酸化二窒素	18.5	18.5	22.6	22.5	21.8	20.6	20.5	20.3	20.1	9.0%
HFC	5.0	-	9.0	7.7	6.9	6.6	6.1	6.1	5.9	16.9%
PFC	60.0	-	39.4	21.1	22.9	23.4	18.6	13.4	11.6	-80.6%
SF ₆	44.3	-	20.7	11.6	11.5	10.1	7.9	6.5	5.7	-87.2%
合計	1,421.7	1,312.5	1,995.0	1,760.2	1,717.6	1,677.9	1,818.3	1,752.5	1,661.7	16.9%

図 21 温室効果ガスの内訳

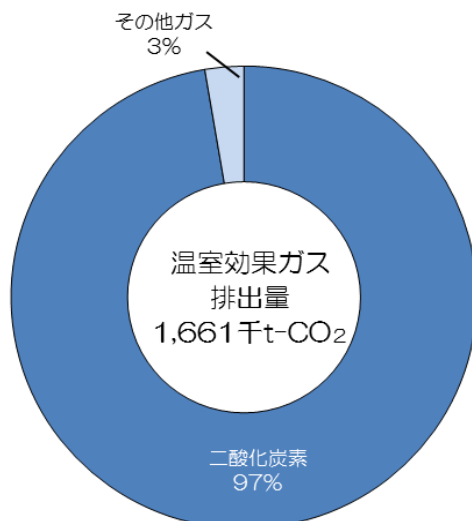
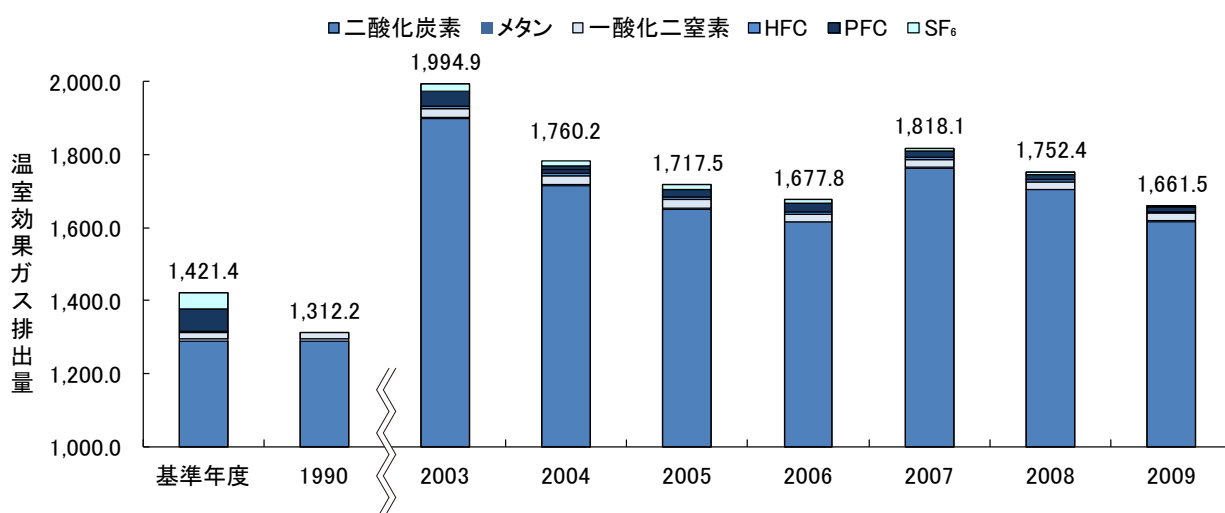


図 22 種類別温室効果ガス排出量の推移



4-2 二酸化炭素排出量の現状

- ・ 川越市の二酸化炭素排出量は、基準年度から 2009 年度（平成 21 年度）にかけて、約 25%増加。
- ・ 市民一人あたりの二酸化炭素排出量は、基準年度から約 12%増加。

1990 年度（平成 2 年度）から 2009 年度（平成 21 年度）の二酸化炭素排出量は、2007 年度までは増加傾向で推移していましたが、2008 年、2009 年度はそれぞれ前年度から減少を続けています。

しかしながら、基準年である 1990 年度と比較すると、約 12%増加の 326 千 t-CO₂ となっています。

市民一人あたりの二酸化炭素排出量では、4.3t-CO₂ から約 12%増加の 4.8t-CO₂ となっていますが、一世帯あたりの排出量では、13.2t-CO₂ から 11.6t-CO₂ と減少しています。

図 23 二酸化炭素排出量の推移

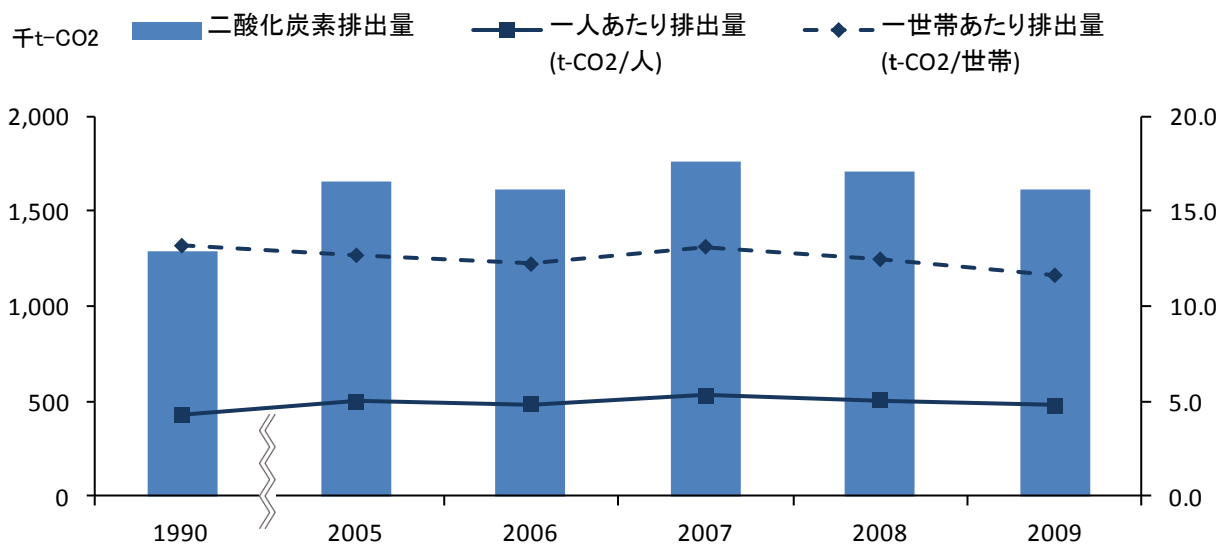


表 11 部門別二酸化炭素排出量の推移

単位：千 t-CO₂

年 度		1990	2005	2006	2007	2008	2009
エネルギー	産業部門	332	334	328	379	341	316
	産業部門 (共通部分)	183	224	218	274	256	225
	産業_農林業	6	7	7	7	6	6
	産業_建設業	25	17	18	18	19	20
	産業_製造業	118	86	86	80	60	65
	民生部門	479	723	702	798	779	729
	家庭	220	315	300	356	362	344
	業務	259	408	401	442	417	385
	運輸部門	447	570	555	558	550	543
	自動車 (貨物)	196	207	202	200	201	192
自動車 (旅客)	240	346	338	340	330	335	
鉄道	12	16	15	19	18	17	
廃棄物	一般廃棄物の焼却	21	20	26	23	31	24
	産業廃棄物の焼却	12	5	4	4	4	3
合計		1,290	1,652	1,615	1,763	1,704	1,616
(1990 年を 1 とした場合の伸び率)		1.00	1.28	1.25	1.37	1.32	1.25
一人あたり排出量 (t-CO ₂)		4.3	5.0	4.8	5.3	5.1	4.8
一世帯あたり排出量 (t-CO ₂)		13.2	12.7	12.2	13.1	12.5	11.6

4-3 部門別の二酸化炭素排出量の推移

部門別では、運輸自動車部門からの排出量が最も多く全体の約 33%を占めています。産業部門、民生家庭部門、民生業務部門はそれぞれ約 20%前後で、運輸部門と合わせて排出量の約 97%を占めています。

排出起源別（エネルギーの種類別）では、化石燃料由来が約 879 千トンで全体の 54%を占め、電力が約 709 千トン（44%）でこの2種で全体の 98%を占めています。

部門別の排出量の推移をみると、産業部門からの排出量は、ほぼ横ばい状態なのに対し、民生部門と運輸部門からの排出量が大きく増加しています。

- ・ 運輸部門と民生部門（業務・家庭）からの排出量が大幅に増加し、総排出量増加の主要因となっている。
- ・ 産業部門からの排出量は、ほぼ横ばい。

図 24 部門別及び由来別二酸化炭素排出量

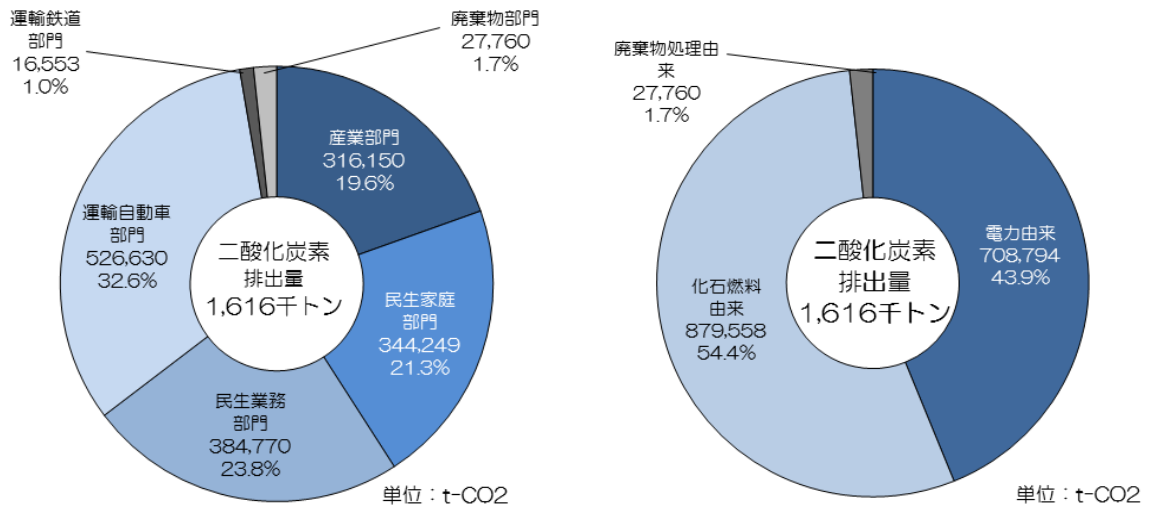
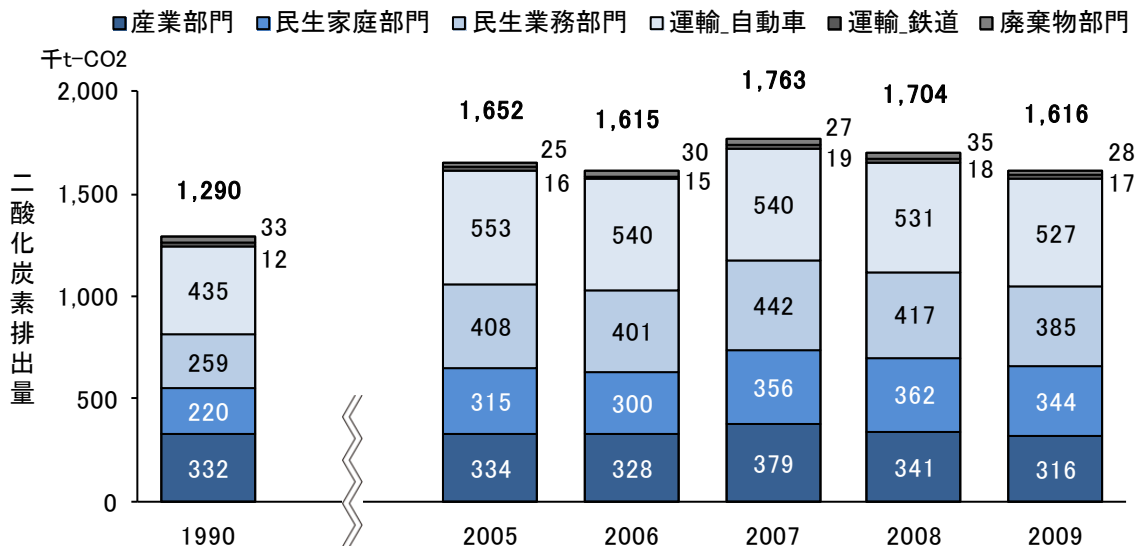


図 25 部門別二酸化炭素排出量の推移



二酸化炭素排出量の算定上の区分（部門）

二酸化炭素の排出量は、まず、エネルギーの使用に伴い発生する「エネルギー起源の二酸化炭素」と、それ以外の「非エネルギー起源の二酸化炭素」に分けられます。

①エネルギー起源の二酸化炭素の排出量は、通常「エネルギー転換部門」「産業部門」「家庭部門（民生家庭部門）」「業務部門（民生業務部門）」「運輸部門」に区分されます。

エネルギー転換部門	電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者の自家消費に伴う排出
産業部門	製造業、鉱業、建設業、農林水産業の活動に伴う排出
家庭部門	家庭での活動に伴う排出
業務部門	サービス業関連産業や公的機関等に活動に伴う排出
運輸部門	自動車、鉄道、船舶、航空等による輸送に伴う排出

例えば、ある世帯からの二酸化炭素排出も、家での冷暖房使用や家電製品使用、給湯などに伴う排出は、家庭部門、自動車の使用に伴う排出は、運輸部門にそれぞれ計上されることとなります。

また、同一企業からの二酸化炭素排出であっても、工場での生産活動に伴う排出は、産業部門、輸配送や通勤に伴う排出は、運輸部門、オフィスでの業務活動に伴う排出は、業務部門にそれぞれ計上されることとなります。

②非エネルギー起源の二酸化炭素の排出量は、「工業プロセス*（石灰石消費等）」、「廃棄物（廃プラスチック、廃油の焼却）」、「燃料からの漏出」に区分されます。

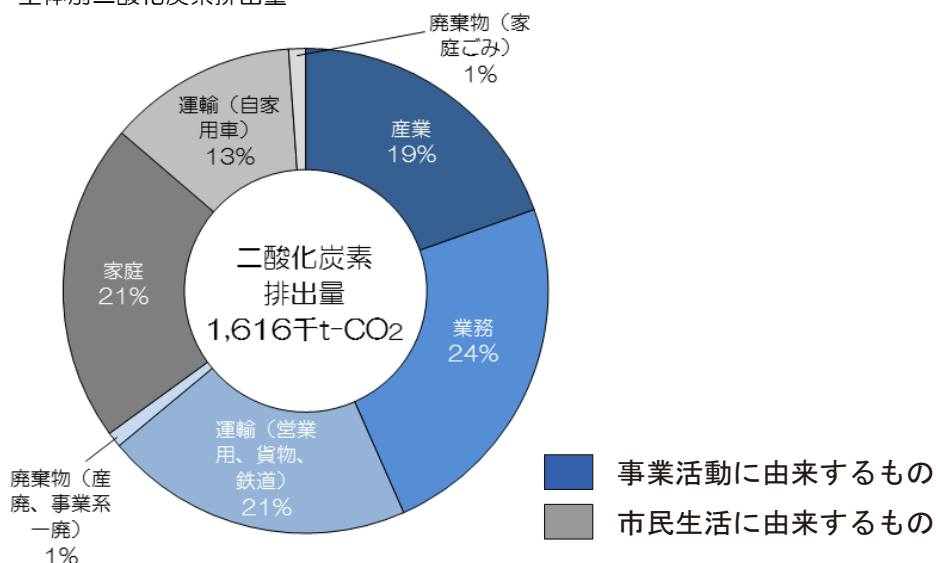
※本市では、「工業プロセス」「燃料からの漏出」については該当がないか極めて微少であると考えられるため算定対象外としています。

4-4 主体別の二酸化炭素排出量

- ・ 排出状況を主体別にみると、事業活動に由来するものは約 65%、市民生活に由来するものが約 35%。

2009 年度における二酸化炭素排出量 1,616 千 t-CO₂ を主体別に見ると、産業活動や事務所等の業務、営業車両等の業務活動に由来するものが約 65%を占め、一般家庭や自家用車等市民生活に由来するものが約 35%となっています。

図 26 主体別二酸化炭素排出量



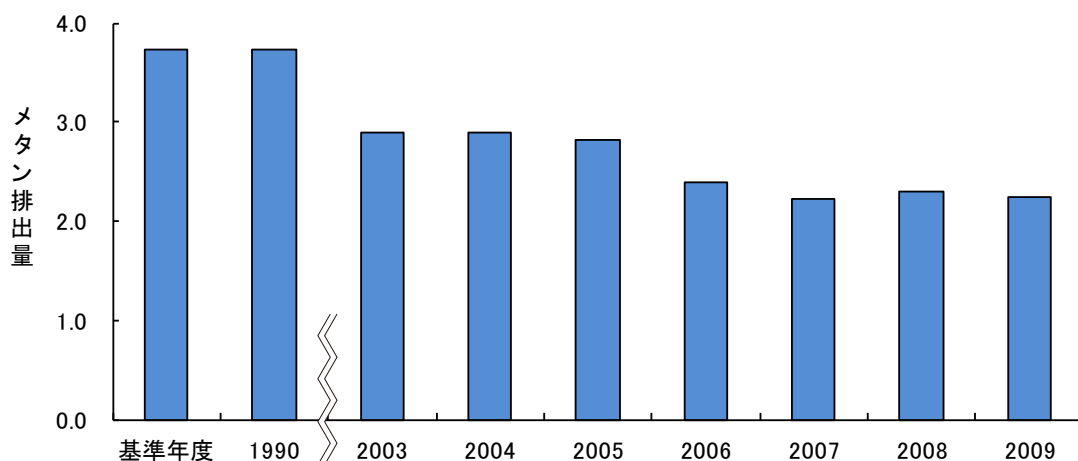
4-5 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の概要

(1) メタン (CH₄)

2009年度（平成21年度）における川越市のメタン排出量は、約2.2千t-CO₂であり、温室効果ガス排出量の約0.1%を占めています。

1990年度（平成2年度）から比べると、廃棄物部門（下水処理）、農業部門を除き、ほぼ横ばいで推移しています。農業部門の変化については、排出源となる家畜が少なくなったことなどが、原因と推測されます。

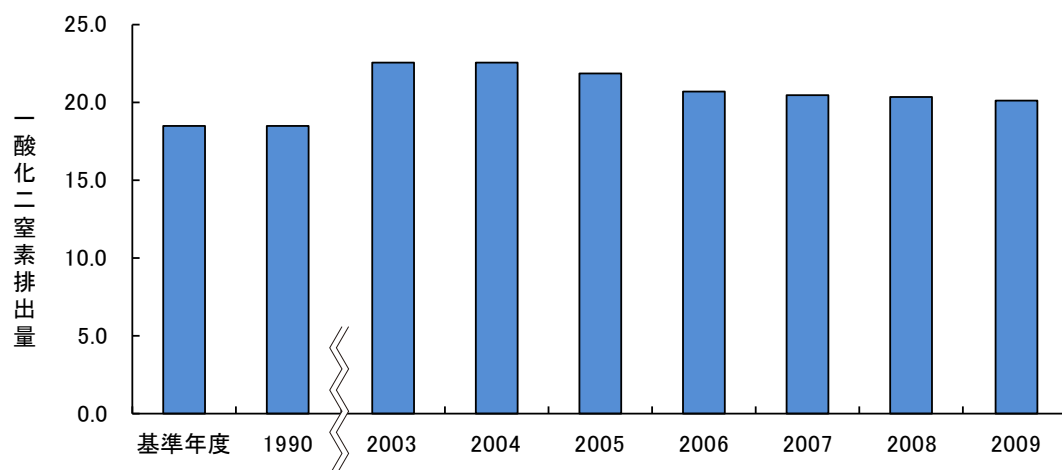
図27 メタン排出量の推移
千t-CO₂



(2) 一酸化二窒素 (N₂O)

2009年度（平成21年度）における川越市の一酸化二窒素排出量は、約20.1千t-CO₂であり、温室効果ガス排出量の約1.2%を占めています。主な排出源は、運輸部門（自動車）となっています。

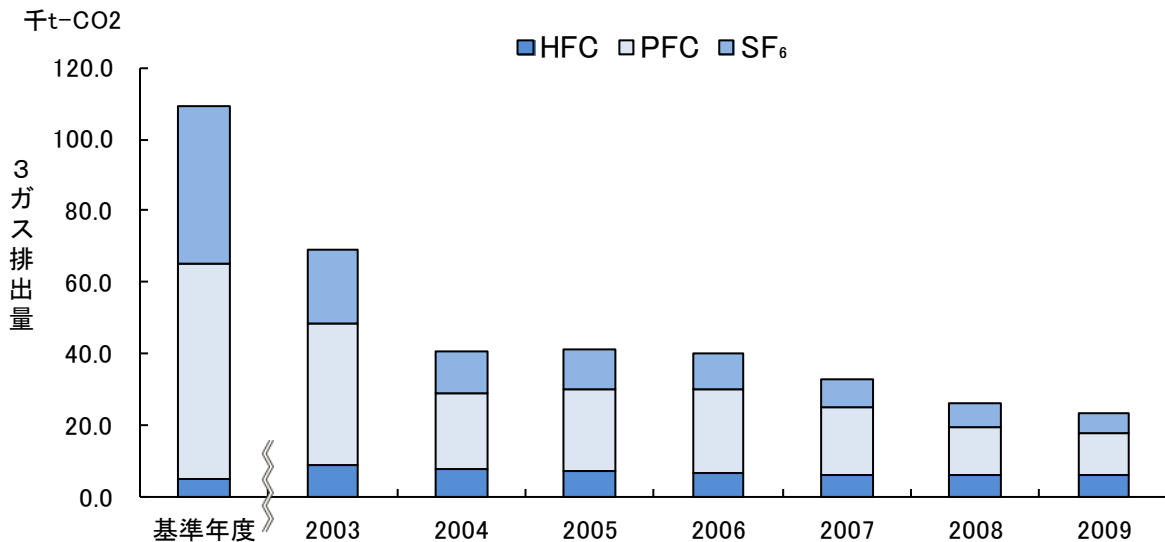
図28 一酸化二窒素排出量の推移
千t-CO₂



(3) HFC、PFC、六ふっ化硫黄 (SF₆)

川越市の3ガス排出量は、基準年である1995年度(平成7年度)には約109.3千t-CO₂でしたが、2009年度(平成21年度)では、約23.2千t-CO₂とその排出量は大きく減少しています。電気絶縁ガスとしてのSF₆の回収率が高く排出量が大幅に減っていることが、減少の理由と考えられます。

図 29 HFC、PFC、六ふっ化硫黄 (SF₆) 排出量の



コラム

二酸化炭素1トンってどのくらい？

本市における二酸化炭素の排出量は、161万6千トン(2009年度)です。

そう言われても、何だか想像がつかないのではないのでしょうか。

そこで、二酸化炭素1トンというのは、一体どれくらいなのか、もう少しイメージしやすいよう身近なものに例えてみたいと思います。

①体積や容積で例える

⇒サッカーボール(直径22cm)に置き換えると、約10万個分の体積に相当します。

⇒25mプール(縦25m×横13m×深さ1.2m)で、約1.4杯分の容積に相当します。

②植物の吸収量に例える

⇒約72本のスギの木が、1年間に吸収する量に相当します。

なお、1トン分の二酸化炭素は、灯油をドラム缶で約270本分使用した際に発生する量になります。



4-6 温室効果ガス排出量の将来推計

対象ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガスとし、部門別、種類別、排出起源別に算出しました。

推計にあたっては、今後新たな温暖化対策が講じられず現行の対策が推進され続けると仮定し、また、二酸化炭素排出係数やエネルギー消費原単位が、今後も現況レベルのままで推移したと仮定したときの二酸化炭素排出量を推計しました。

二酸化炭素以外のガスについては、排出量が少なく現況対策の効果が過大に見積もられることを避けるため、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）により記載されている排出量目安を用いました。

各部門の排出量将来推計に用いた指標を以下に示します。

表 12 排出量将来推計に用いた指標

		推計指標	備考	
産業部門	農林業	川越市農林業 CO ₂ 排出量 トレンド	農家人口は減少傾向にあるものの、重質油製品が増加傾向にあるため川越市の CO ₂ 排出量のトレンドより推計	
	建設業	建設業従業者数	CO ₂ 排出量と相関の高い按分指標のため	
	製造業	製造品出荷額	CO ₂ 排出量と相関の高い按分指標のため	
民生部門	家庭	世帯数将来推計値	CO ₂ 排出量と相関の高い按分指標と考えられ、市の将来計画（第三次川越市総合計画）に基づく	
	業務	業務部門床面積	CO ₂ 排出量と相関の高い按分指標のため	
運輸部門	自動車	貨物	貨物車両台数	CO ₂ 排出量と相関の高い按分指標のため
		旅客	乗用車両台数	CO ₂ 排出量と相関の高い按分指標のため
	鉄道	乗車人数	CO ₂ 排出量と相関の高い按分指標のため	
廃棄物部門	一般廃棄物	一般廃棄物の排出量	「川越市一般廃棄物処理計画」で示された将来予測値を採用	
	産業廃棄物	現況年の値	産業廃棄物については、処理業者の有無により CO ₂ 排出量が影響されるため直近年の値に基づく	
その他	農業（畜産）		現状維持	
	3ガス		現状維持	

※ 廃棄物部門の一般廃棄物のみ、地域推進計画とは異なり一般廃棄物排出量を指標として採用

川越市地球温暖化対策地域推進計画 資料編より

今後新たな温暖化対策が講じられず、現行の対策が推進され続けると仮定すると、市内から排出される温室効果ガスは、2030年度までは増加傾向で推移し、約1,731千t-CO₂と現況より約70千t-CO₂（約4%）の増加となります。その後は、人口の減少等の理由により緩やかな減少に転じると見られます。

なお、計画の目標年度である2020年度の排出量は、現況より約66千t-CO₂（約4%）増加の約1,728千t-CO₂と見込まれます。

表 13 排出量将来推計結果

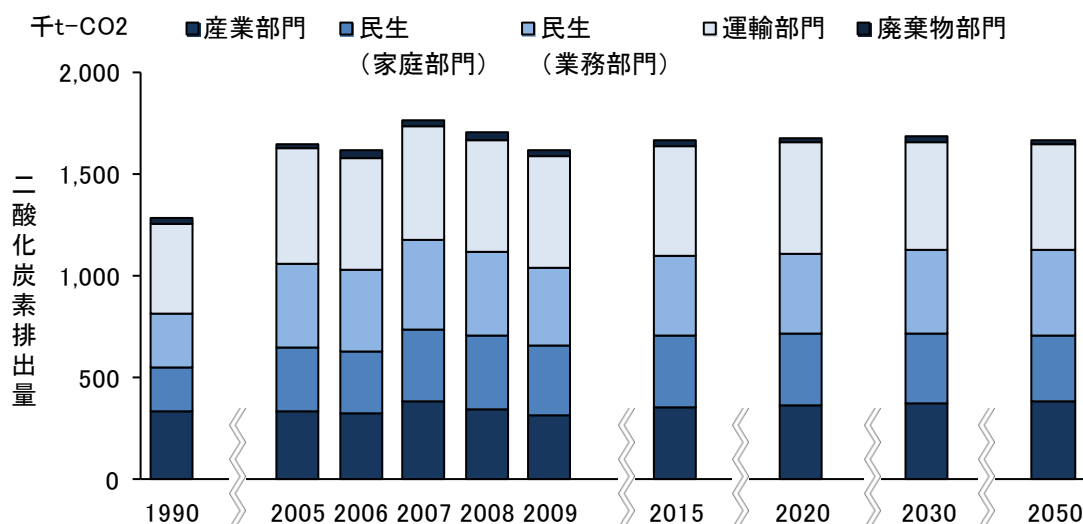
単位：t-CO₂

年 度	部 門 合 計	二酸化炭素					その他
		産業部門	民生 (家庭部門)	民生 (業務部門)	運輸部門	廃棄物部 門	
2009 (現況)	1,661,657	316,150	344,249	384,770	543,183	27,760	45,530
2010	1,693,115	345,577	350,125	375,431	548,436	27,910	45,636
2015	1,714,883	353,327	357,018	386,127	545,133	27,557	45,721
2020	1,727,694	360,474	359,256	394,152	541,118	26,945	45,749
2025	1,732,695	365,953	356,977	400,592	537,004	26,420	45,749
2030	1,731,219	370,419	350,146	405,981	533,044	25,895	45,734
2035	1,728,708	374,222	343,445	410,619	529,337	25,370	45,714
2040	1,725,577	377,561	336,873	414,693	525,912	24,845	45,693
2045	1,722,069	380,556	330,426	418,329	522,766	24,320	45,672
2050	1,718,330	383,281	324,102	421,613	519,886	23,796	45,651

注) その他は、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガスの合計

・ 目標年度における川越市からの温室効果ガス排出量は、現況から約4%増加の見込み。

図 30 排出量将来推計結果



4-7 森林等による吸収量の取り扱い

森林等の吸収源の取り扱いとして、1990年以降に人為的な活動が行われている吸収源に限定し、吸収量として計上を行うことができるとされています。

本市では、1990年以降に行われた公園緑地や公共緑地、担保可能な民有緑地の創出といった植生回復、森林の適切な維持が行われた土地が比較的少ないと考えられます。また、このような土地での1990年時点と現在の2時点における炭素固定量の変化を把握し、吸収量を算定することは困難です。したがって、本計画では吸収源対策による吸収量の算定は行っていません。

しかしながら、森林の整備や緑の保全・創出といった吸収源対策については、温暖化防止のみならず、ヒートアイランド現象の緩和や水源涵養、生態系の保全などの観点から、極めて重要であることは言うまでもありません。

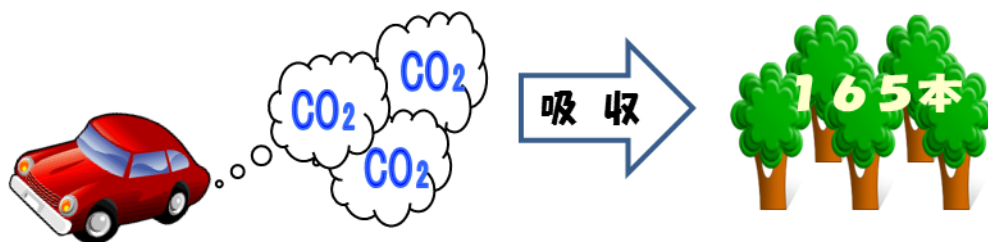
そこで、本計画においては、吸収源対策による二酸化炭素の吸収効果は取り扱わないものの、国内の間伐材*の活用促進や雑木林の保全等、市域で可能な森林吸収源対策を実施するとともに、森林以外の吸収源対策として、都市公園の整備等、都市緑化を進めていきます。

コ ラ ム

森林はどのくらい二酸化炭素を吸収しているの？

樹木が吸収し、蓄積する二酸化炭素量は、一本一本異なります。例えば、適切に手入れされている80年生のスギ人工林は、1haあたり約170トンの炭素を貯蔵しており、1本あたりでは、年間で平均約14kgのCO₂を吸収したことになります。

自動車1台（平均燃費10km/ℓ、年間走行距離1万km）から排出される二酸化炭素は、年間約2,300kg、これを吸収するには、スギの木が約165本も必要になります。



出所：林野庁資料

4-8 市民や事業者の意識・意向

(1) アンケート調査概要

平成 23 年度に、市民及び市内事業者の地球温暖化に対する意識や取組状況を把握するために、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

■市民アンケート調査の概要

対象者	市内に住む 20 歳以上の市民から無作為に抽出した。
サンプル数	1,000 人
調査期間	平成 24 年 2 月 10 日～2 月 29 日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収
回収数（回収率）	377 人（37.7%）

■事業者アンケート調査の概要

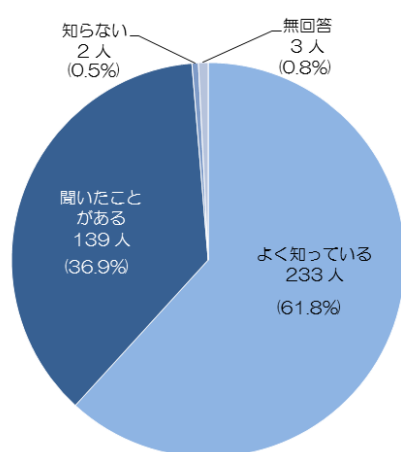
対象者	市内の事業所より抽出
サンプル数	300 事業所
調査期間	平成 24 年 2 月 10 日～2 月 29 日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収
回収数（回収率）	139 事業所（46.37%）

(2) 市民アンケート調査結果の概要

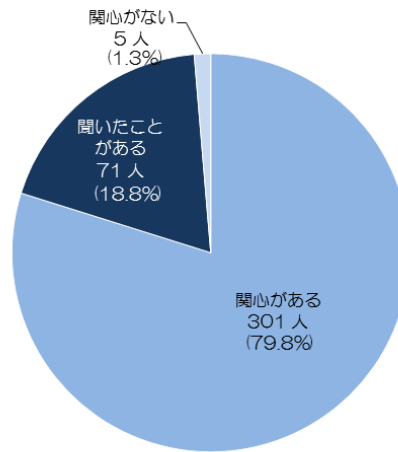
①地球温暖化に関する認知度・関心度

市民アンケートの回答者のうち 61.8%が「地球温暖化をよく知っている」とし、次いで、36.9%が「聞いたことがある」としており、ほとんどの方が地球温暖化について認知されています。また、地球温暖化について「関心がある」と 79.8%の方が回答しています。

地球温暖化についての認知度

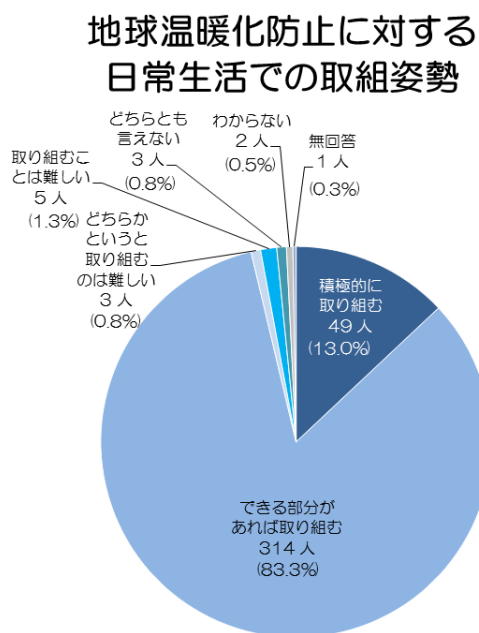


地球温暖化についての関心度



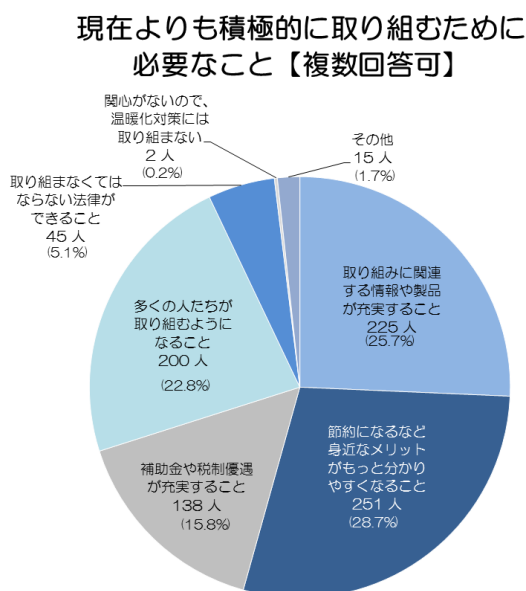
②地球温暖化防止への取組について

地球温暖化防止に対する日常生活での取組姿勢としては、「できる部分があれば取り組む」が、全体の83.3%を占めています。次いで、「積極的に取り組む」の13.0%となっており、ほとんどの方が温暖化対策に何らかの取組姿勢があるといえます。



③地球温暖化対策に取り組むための条件

現在よりも積極的に地球温暖化対策に取り組むために必要なこととしては、「節約になるなど身近なメリットがもっと分かりやすくなること」が最も多く、28.7%を占めています。次いで、「取り組みに関連する情報や製品が充実すること」の25.7%、「多くの人たちが取り組むようになること」の22.8%となっており、節約や補助金などのメリットや関連情報の充実などが取り組みの促進に繋がっていくといえます。

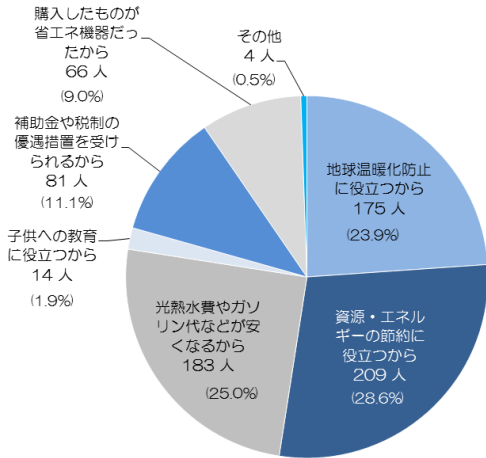


④地球温暖化対策に関連する機器等の購入

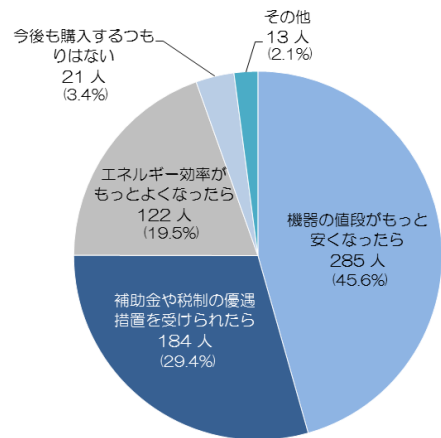
温暖化対策に関連する機器等の購入するきっかけとしては、「資源・エネルギーの節約に役立つから」が最も多く、28.6%を占めており、次いで、「光熱費等が安くなるから」の25.0%、「地球温暖化防止に役立つから」の23.9%となっています。

また、温暖化対策に関連する機器等の購入を検討する条件としては、「機器の値段が安くなったから」が最も多く、45.6%を占めており、次いで、「補助金や税制優遇」の29.4%、「エネルギー効率の向上」の19.5%となっており、機器の低価格化や購入費用に対するメリットが期待されています。

温暖化対策に関連する機器等の
購入（もしくは購入する）
きっかけ【複数回答可】



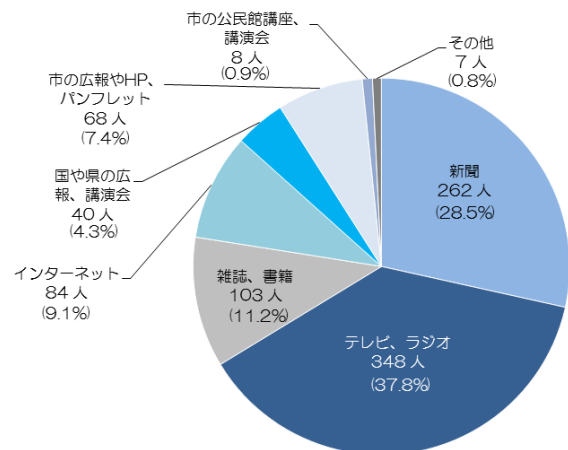
温暖化対策に関連する機器等の
購入を検討する条件
【複数回答可】



⑤地球温暖化に関する情報の入手経路

地球温暖化に関する情報の入手経路としては、「テレビ、ラジオ」が最も多く、全体の37.8%を占めています。次いで、「新聞」の28.5%、「雑誌、書籍」の11.2%となっています。

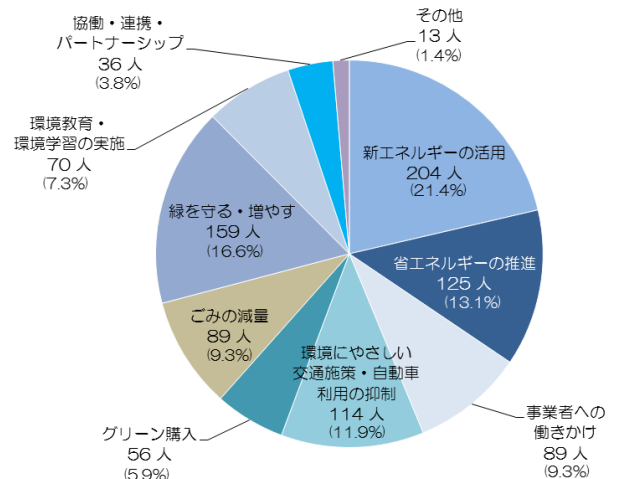
地球温暖化に関する情報の
入手経路 【複数回答可】



⑥市に期待すること

地球温暖化防止に関する川越市の取り組みについては、「新エネルギーの活用」が最も多く、21.4%を占めています。次いで、「緑を守る・増やす」の16.6%、「省エネルギーの推進」の13.1%となっており、「新エネルギー、省エネルギー」、「緑化の推進」への取り組みに今後、期待しているといえます。

地球温暖化防止に関する
川越市の取り組みについて
【3つまで回答】

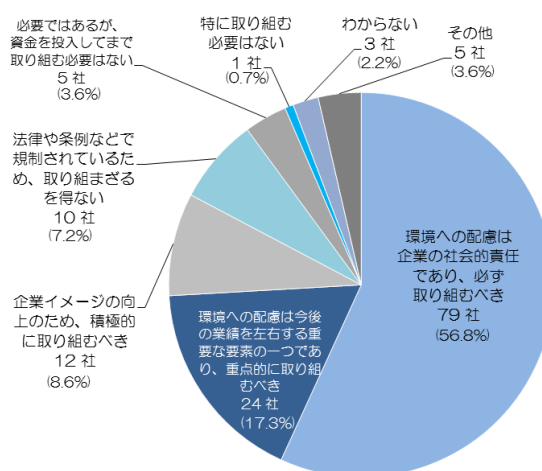


(3) 事業者アンケート調査結果の概要

①地球温暖化防止への取組について

地球温暖化防止の取組は、「企業の社会的責任であり、必ず取り組むべき」と考える事業者が最も多く、56.8%を占めています。次いで、「今後の業績を左右する重要な要素の一つであり、重点的に取り組むべき」が17.3%、「企業イメージ向上のため、積極的に取り組むべき」の8.6%となっており、事業者の積極的な環境への取組姿勢がうかがえます。

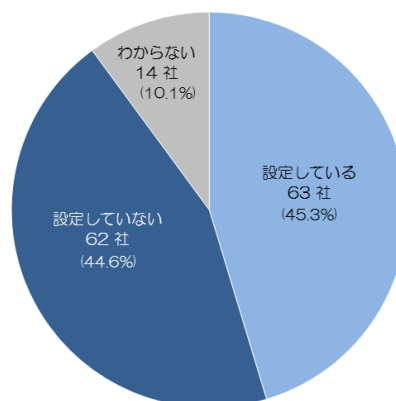
地球温暖化防止の取組について



②温室効果ガス排出量等の削減目標

温室効果ガス排出量等の削減目標は、特定排出事業者については、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき一定の削減目標が設定されているものの、中小企業においては、削減目標を設定していない事業者が多く見受けられます。

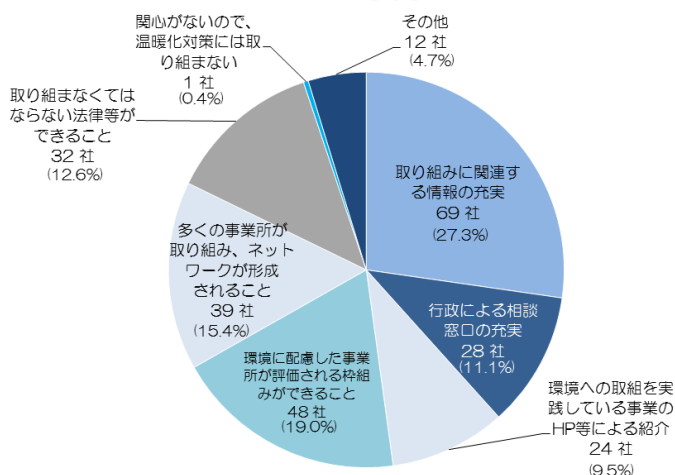
事業所における温室効果ガス排出量等の削減目標について



③地球温暖化対策に取り組むための条件

現在よりも積極的に地球温暖化対策に取り組むために必要なこととしては、「取り組みに関する情報の充実」が最も多く、27.3%を占めています。次いで、「環境に配慮した事業所が評価される枠組みができること」が19.0%、「多くの事業者が取り組み、ネットワークが形成されること」が15.4%となっています。

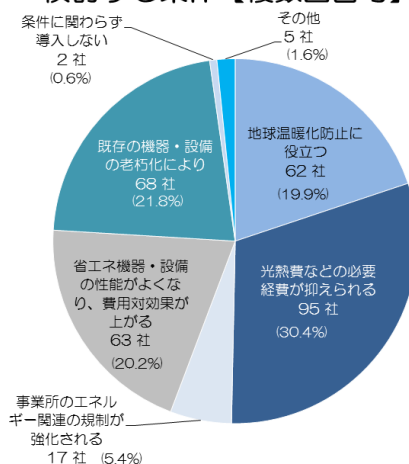
現在より積極的に取り組むために必要なこと



④地球温暖化対策に関連する機器等の導入

温暖化対策に関連する機器等の購入する条件としては、「光熱費などの必要経費が抑えられる」が最も多く、30.4%を占めています。次いで、「既存の機器・設備の老朽化により」が21.8%、「省エネ機器・設備の性能の向上による費用対効果の向上」の20.2%となっています。

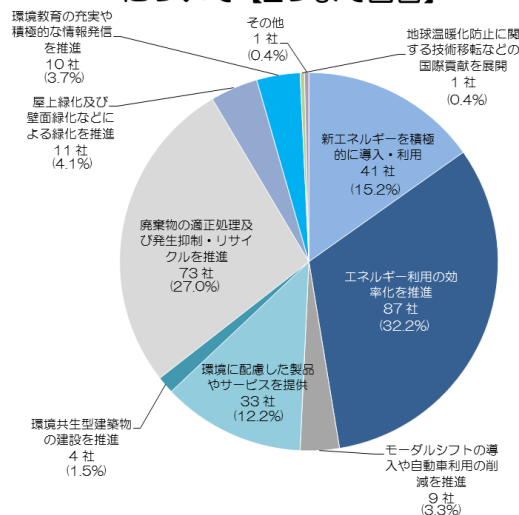
温暖化対策に関連する機器等の購入を検討する条件【複数回答可】



⑤地球温暖化防止への今後の取組について

温暖化防止のための今後の取り組みとしては、「エネルギー利用の効率化を推進」が最も多く、32.2%を占めています。次いで、「廃棄物の適正処理及び発生抑制・リサイクル推進」が27.0%、「新エネルギーの積極的な導入・利用」の15.2%となっています。

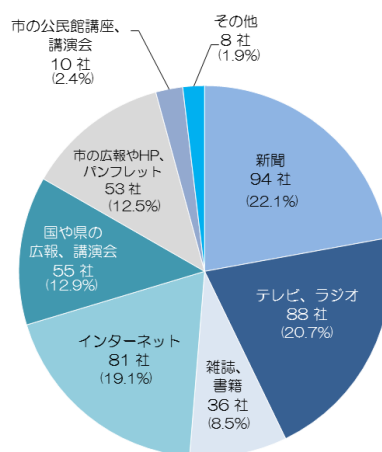
温暖化防止のための今後の取り組みについて【2つまで回答】



⑥地球温暖化に関する情報の入手経路

地球温暖化に関する情報の入手経路としては、「新聞」が最も多く、22.1%を占めています。次いで、「テレビ・ラジオ」の20.7%、「インターネット」の19.1%となっています。「インターネット」が上位になっており、「雑誌、書籍」が低くなっているところが、市民アンケートの回答と異なります。

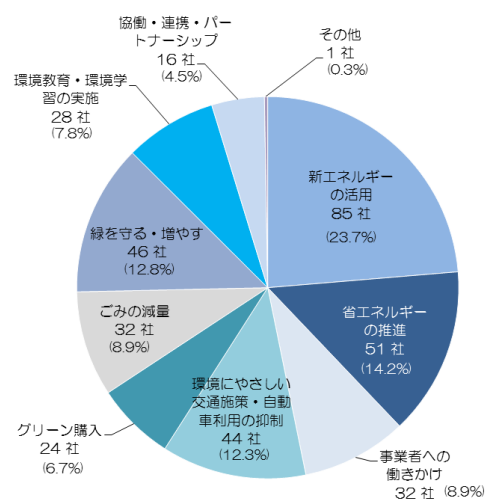
地球温暖化に関する情報の入手経路【複数回答可】



⑦市に期待すること

地球温暖化防止に関する川越市の取り組みとしては、「新エネルギーの活用」が最も多く、23.7%を占めています。次いで、「省エネルギーの推進」が14.2%、「環境にやさしい交通施策・自動車利用の抑制」の12.3%となっています。市民アンケート、事業者アンケートともに、同じような意見が上位を占めています。

地球温暖化防止に関する川越市の取り組みについて【3つまで回答】



4-9 各部門の特徴と課題

温室効果ガス排出量の算定・分析結果やアンケート調査の結果を踏まえ、温室効果ガスの約97%を示す二酸化炭素の削減に向けた排出部門毎の主な特徴と課題を示します。

■各部門の主な特徴と課題

部 門	各部門の主な特徴と課題
【全体傾向】	本市の二酸化炭素排出量は、基準年度から2009年度にかけて約25%増加しています。二酸化炭素排出量の多くを占める運輸部門（特に自動車）と民生部門（家庭、業務）の大幅な排出量の増加が原因として挙げられます。 市民1人あたりの二酸化炭素排出量は、基準年度に比べ約12%増加しています。
【産業部門】 主に農業や建設業、製造業等におけるエネルギー消費に伴い排出される温室効果ガス	産業部門からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素全体の約20%を占めています。その大半が製造業からの排出です。基準年度から比べ約5%減少しています。 市内には2つの大規模な工業団地があり、県下有数の工業都市です。今後も工場誘致を進め工業集積を図っていく方針であり、この動向を踏まえた温暖化対策の立案が必要です。
【民生家庭部門】 主に家庭における電気、ガス、石油系燃料等、燃料の燃焼（消費）に伴って排出される温室効果ガス	民生家庭部門からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素全体の約21%を占めています。基準年度から比べ約56%と大幅に増加しています。 エネルギー別に見ると電力が大半を占めています。1990年度当時と現在を比較すると洗濯機、冷蔵庫、エアコンや照明器具等の家電製品はトップランナー方式*により省エネ化が格段に進む一方、パソコン、テレビやDVD等のデジタル家電の家庭への普及が急速に進んでおり、これらの消費電力の増加が要因であると同時に、都心への交通が便利な立地環境のため人口増加が続いている事も大きな要因となっています。 多くの家電製品に囲まれて暮らしている現在、それら家電製品の省エネ化はもちろんのこと、日常における細かな節電の積み重ねが重要となります。
【民生業務部門】 主に事業所や商業施設等で給湯、厨房、暖房、冷房、動力、照明に必要な電気、ガス、石油系燃料等、燃料の燃焼（消費）に伴って排出される温室効果ガス	民生業務部門からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素全体の約24%を占めています。基準年度から比べ約49%と大幅に増加しています。 産業構造のサービス化・ソフト化の進行とともに、本市は中核市・業務核都市として県南西地域の中心的役割を担っていることから、官公庁やサービス業等の第三次産業に従事する人の割合が増えています。また、IT化がより一層すすみ一般家庭同様、電力に依存する傾向がますます高くなると考えられることから、今後も排出量の増加傾向が続くと見られるため、重点的な取組が必要です。 なお、市役所も大量のエネルギーや資源を消費する市内有数の事業者であることから、引き続き「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組を進めていきます。
【運輸部門】 自動車／自家用車や営業用車の走行等に伴って排出される温室効果ガス 鉄道／川越市内を走る鉄道の走行に伴い排出される温室効果ガス	運輸部門からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素全体の約34%を占めており、その大半は自動車からの排出です。基準年度から比べ約22%増加しています。路線バス等の公共交通の利用が停滞する一方、自動車保有台数は増加する傾向にあり、マイカーに依存したライフスタイルの定着が運輸部門の排出量の増加の要因と推測できます。 市内には、都心へ直接アクセスが可能なJR川越線や東武東上線、西武新宿線の3路線があり、主に通勤や通学に利用されています。本市は、鉄道利便性が非常に高い都市といえます。東京メトロ有楽町線・副都心線との相互直通運転により、今後も、東武東上線の飛躍的な利便性向上が見込まれることもあり、CO ₂ 排出量の少ない鉄道の一層の利用促進が求められます。 市内には、関越自動車道や国道16号、254号などの主要幹線道路が通っており、物流貨物などの通過交通にも対応した取組や施策の立案が必要です。 本市には、年間610万人近くの観光客が訪れますが、うち約4割は自家用車で訪れています。市内中心部の渋滞緩和はもとより、環境保全への貢献も含め、マイカー利用の抑制を呼びかけていくことが必要です。
【廃棄物部門】 廃棄物の焼却処理に伴って排出される温室効果ガス	廃棄物部門からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素全体の約2%を占めています。基準年度から比べ約15%減少しています。 今後も引き続き、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に不要な物は買わない・断る（リフューズ）の考え方を加えた3R+1Rの取組の推進や各種リサイクル法に基づく取組の徹底などにより、家庭や事業所から出される廃棄物の焼却量を削減していくことが必要です。

第5章

計画の目標

第5章 計画の目標

5-1 持続可能な社会と低炭素社会

私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動によって、地球に過剰な負荷をかけた結果、地球温暖化や資源の枯渇、生態系の破壊といった危機に直面しています。恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、「持続可能な社会」への転換が求められています。

そのためには、地球温暖化問題に対応する「低炭素社会」、資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する「循環型社会」、生態系が維持・回復され、自然と人間が共生する「自然共生社会」という持続可能な社会の3つの側面からの取組が必要です。

5-2 「低炭素都市」実現に向けた展望

本計画においては、「低炭素社会」における都市像の実現を図るため、中期・長期の双方の視点で温室効果ガスの削減に向けた取組を進めていきます。

日本が掲げる、中期目標である「2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）から25%削減」、長期目標である「2050年（平成62年）までに1990年（平成2年）から60～80%削減」を踏まえ、計画期間である2013年度（平成25年度）から2020年度（平成32年度）までの8年間において、積極的な施策の進展による温室効果ガスの大幅な削減を図り、低炭素都市を実現することを目指します。

5-3 本市が目指す低炭素都市としての「あるべき姿」

(1) 「あるべき姿」

「第二次川越市環境基本計画」においては、「望ましい環境像」の実現に向けた5つの環境目標の中の1つに、「地球環境にやさしく環境負荷の少ない持続可能な地域社会をつくる（環境目標1）」を掲げています。

本計画では、この環境目標の理念を地球温暖化防止という側面から具体化する、目指すべき将来都市像を次のとおり掲げます。

**「みんなでつくる、豊かさを実感できる
二酸化炭素排出の少ないまち」**

(2) 基本理念

本将来像は、「低炭素社会」と密接に関わり合う「循環型社会」及び「自然共生社会」の側面を考慮し、以下の事項をその基本理念とします。

① 二酸化炭素の排出が最小限であること

経済発展や生活の質を維持・向上させながらも、地球温暖化を防止し、恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継いでいくためには、私たちの活動から排出される二酸化炭素が最小限に抑えられることが必要です。そのために、日々の暮らしから、事業活動のあり方にいたる経済社会のあらゆる場面で地球温暖化防止への配慮がなされている必要があります。私たち一人ひとりが意識を変え、皆で一丸となって行動を起こさなくてはなりません。

② 「もったいない」の心を大切にすること

モノやエネルギーの大量消費による物質的な豊かさを追い求めるのではなく、心の豊かさを大切にすることが重要です。日本の精神文化である「もったいない」の心が生かされ、物を大切にすること、人や自然を愛するなど、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルを定着させていくことが、豊かさの実感と二酸化炭素排出の抑制の両立につながります。

③ 自然とともに生きること

本市は、生活の中に息づく武蔵野の雑木林や伊佐沼、新河岸川等、恵まれた自然と良好な関係を保ちながら発展を続けてきました。こうした自然は、私たちの心にうるおいや安らぎを与えてくれるものであり、豊かな暮らしに欠かせません。また、植物の光合成により二酸化炭素を吸収する働きもあり、豊かさの実感を伴いつつ、二酸化炭素の排出が少ないまちを実現するために、自然と調和し、共生していくことが必要です。

5-4 温室効果ガスの削減目標

上記の考え方を踏まえ、2020年度（平成32年度）の目標年度における、市域から排出される二酸化炭素排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

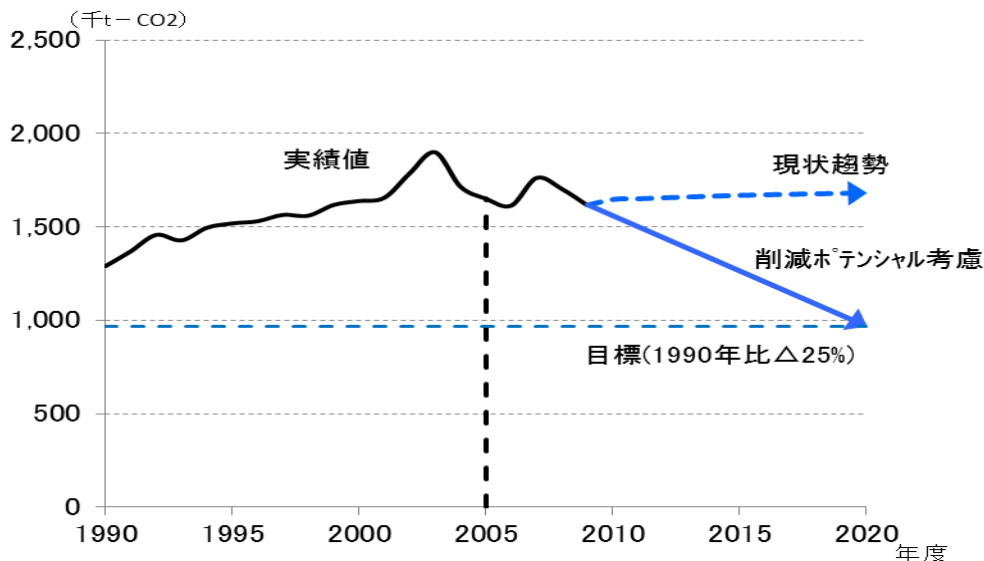
・2020年度（平成32年度）までに、基準年度に対し25%以上削減

基準年度（1990年度）の二酸化炭素排出量（1,290千t-CO₂）に対して、25%削減後の二酸化炭素排出量は、968千t-CO₂となります。現状趨勢で推移すると目標年度（2020年度）の二酸化炭素排出量は、1,682千t-CO₂となると見込まれていますので、714千t-CO₂の削減が必要となります。

なお、2009年度の二酸化炭素排出量は1,616千t-CO₂なので、現況から648千t-CO₂の削減が必要となります。

また、長期目標としては、2050年度（平成62年度）までに、基準年度に対して80%削減を目指します。

図 31 二酸化炭素排出量の推移と目標値



削減目標の設定では、各部門別に以下のような取り組みの実施による削減量を設定しました。産業部門については、温室効果ガス削減計画の継続的な取組と再生可能エネルギーの導入を見込み削減量を設定しています。

民生家庭部門については、今後、排出量の増加に最も影響が大きいと考えられるため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入、省エネルギー行動の推進や省エネ住宅の導入等を見込み削減量を設定しています。

民生業務部門は、省エネルギー行動の推進、高効率機器の導入促進や再生可能エネルギーの導入等を見込み削減量を設定しています。

運輸部門については、エコドライブの普及促進、自動車の燃費改善やエコカーの普及促進等を見込み削減量を設定しています。

廃棄物部門については、一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画編」（以下「ごみ処理基本計画」という。）に基づき、ごみ排出量の削減目標から削減量を設定しています。

図 32 目標値と削減量

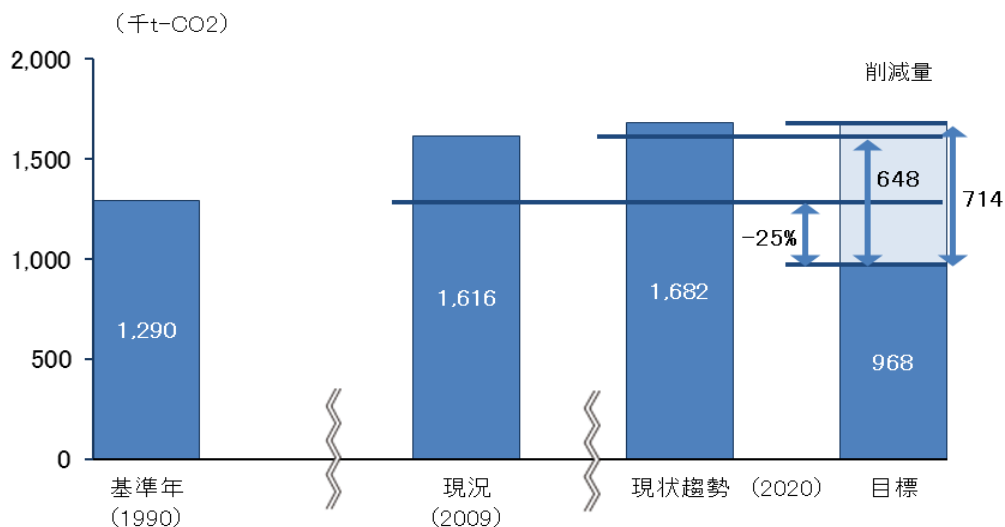


表 14 削減量の算定項目

産業部門	温室効果ガス削減計画の継続	大規模事業所だけでなく、中小事業所についても温室効果ガス削減について促進
	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電の導入
民生家庭部門	再生可能エネルギーの積極的導入	一般家庭への太陽光発電、太陽熱温水器の積極的導入を促進
	省エネ住宅の導入促進	住宅の断熱改修の推進
	省エネルギー行動の推進	家電製品、調理器具の運用改善等による省エネルギー化の推進
	省エネ機器の導入促進	省エネ家電の導入等に伴う省エネルギー化の推進
民生業務部門	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電の導入
	省エネルギー行動の推進	施設や機器の運用改善等による省エネルギー化の推進
	高効率機器の導入促進	高効率機器導入等に伴う省エネルギー化の推進
運輸部門	省エネルギー行動の推進	エコドライブの推進、自動車の運用改善等による省エネルギー化の推進
	自動車の燃費改善、エコカーの普及促進	自動車の燃費性能向上、ハイブリッド自動車*、電気自動車の普及促進
廃棄物部門	一般廃棄物処理基本計画の推進	ごみの排出量の削減

表 15 部門別目標値と削減量

単位：t-CO₂

	基準年 1990 年度	現 況 2009 年度	目標年次 2020 年度			
			現状趨勢	目標値	削減量	削減率
産業部門	332,249	316,150	360,474	264,134	96,341	26.7%
民生家庭部門	220,086	344,249	359,256	80,309	278,947	77.6%
民生業務部門	258,679	384,770	394,152	248,798	145,354	36.9%
運輸部門	446,755	543,183	541,118	348,280	192,838	35.6%
廃棄物部門	32,523	27,760	26,945	25,584	1,360	5.0%
CO ₂ 計	1,290,292	1,616,112	1,681,945	967,104	714,840	42.5%

第6章

温室効果ガス削減に向けた取組

第6章 温室効果ガス削減に向けた取組

6-1 各主体の責務

温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者は、各々が責務を負うとともに、協働して取組を進めます。「川越市地球温暖化対策条例」で規定している各主体の責務は以下のとおりです。

(1)市

- 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、実施するものとする。
- 市は、市民、事業者、民間団体及び滞行者が行う温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずるものとする。
- 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。

(2)市民

- 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(3)事業者

- 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(4)民間団体

- 民間団体は、その活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。
- 環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された民間団体は、その活動を通じて、地球温暖化の防止に関し、市民、事業者及び滞行者の理解を深め、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働を促進するように努めるものとする。

(5)滞行者

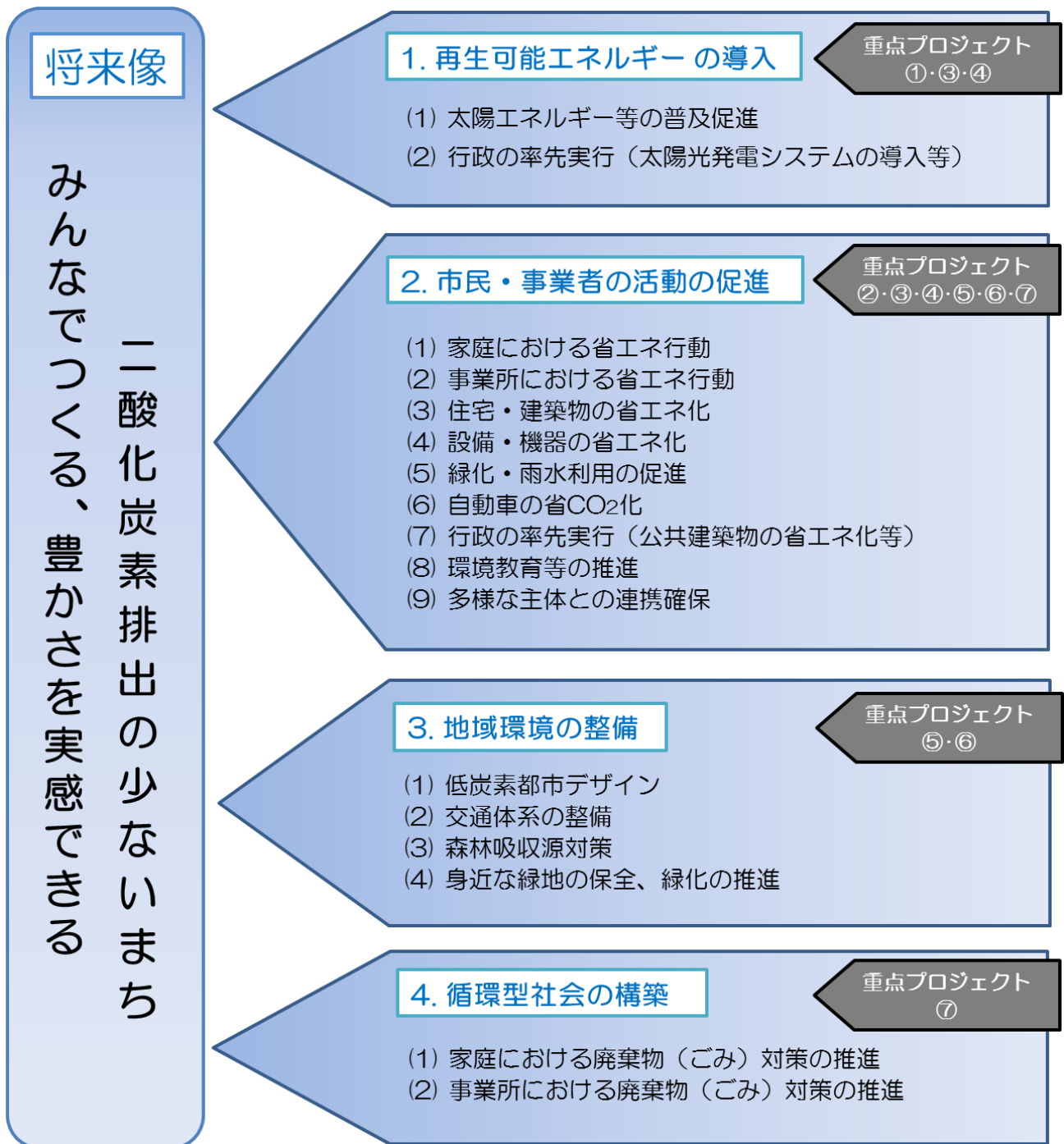
- 観光旅行者などの滞行者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。

6-2 市の取組（施策）

市の施策体系を以下に示します。

将来像として掲げる「みんなでつくる、豊かさを実感できる 二酸化炭素排出の少ないまち」の実現に向けて、2050年（平成62年）を見据えつつ、本計画に掲げる2020年（平成32年）の目標を達成するため、4つの施策、7つの重点プロジェクトにより取り組んでいきます。

図 33 市の施策体系



1 再生可能エネルギーの導入

(1) 太陽エネルギー等の普及促進

① 太陽光発電システムの普及促進

- ・ 補助金交付等により、住宅用太陽光発電システムの普及を促進します。《重点①・④》
- ・ ビルや工場への太陽光発電システムの普及を促進します。《重点①・③》

② 太陽熱利用機器*の普及促進

- ・ 補助金交付等により、住宅用太陽熱利用機器の普及を促進します。《重点①・④》

③ その他の再生可能エネルギー等の普及促進

- ・ 情報提供等により、その他の再生可能エネルギーの普及を促進します。

(2) 行政の率先実行（太陽光発電システムの導入等）

① 太陽光発電システムの率先導入

- ・ 公共施設における太陽光発電システムの導入を推進するとともに、その他の再生可能エネルギーの活用について検討します。《重点①》

② 廃棄物発電と廃熱利用*の推進

- ・ 資源化センターにおける廃棄物発電や廃熱利用の有効活用を図ります。《重点①》

③ LED 照明等の率先導入

- ・ 公共施設における LED 照明等の省エネ機器の導入を推進します。

コラム

再生可能エネルギーとは？

エネルギー源として持続的に利用することができる「太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱」などから造られ、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、優れたエネルギーのことです。

現在の主要なエネルギー源である、石油・石炭などの化石燃料は限りがあるため、石油等に代わるクリーンなエネルギーとして注目されています。



出展：環境省「ごども環境白書 2012」

2 市民・事業者の活動促進

(1) 家庭における省エネ行動

① エコチャレンジファミリー認定事業の推進

- ・省エネナビ*や簡易電力計*を用いてエネルギー消費量を実感しながら、省エネ活動に取り組む家族を認定する「エコチャレンジファミリー」認定事業を推進します。《重点②》

② エコチャレンジスクール認定事業の推進

- ・学校版環境 ISO を実践する学校を認定する「エコチャレンジスクール」認定事業を推進します。《重点②》

③ 「川エコの知恵」の普及

- ・市ホームページ等を通じ、「地球にやさしいエコライフ」と「小江戸の知恵」を融合させた川越らしい地球温暖化対策として「川エコの知恵」を広め、実践を促進します。《重点②》

④ 地球温暖化対策への意識啓発

- ・市のホームページ等を通じ、地球温暖化防止に関する取組、支援制度や関連イベント等の情報を提供し、地球温暖化対策への意識啓発を図ります。
- ・情報提供等により、省エネラベルやグリーン購入*について普及啓発を図ります。
- ・カーボン・オフセットの意義、ねらい等を適切に周知し、普及啓発を図ります。
- ・フードマイレージ*の概念を通して、地球温暖化防止につながることを啓発するとともに、地産地消の実践を促進します。《重点⑤》

コラム

「川エコ」のススメ

江戸時代、人々は高度な循環型社会を形成し、地球環境にやさしい生活＝エコライフを送っていたと言われています。何度もしサイクルしていた「着物」、物を形に合わせて持ち運びできる「風呂敷」、風呂の残り湯などを利用して夏の気温を下げる「打ち水」など…。

「蔵造り」など江戸の文化を今に伝える小江戸川越は、エコライフの実践にふさわしい場であると言えます。

毎日の暮らしの中で、川越らしい地球温暖化対策を実践する市民の皆さんのエコライフ…。それが、「川エコ」です。



「川エコの知恵」ロゴマーク



温暖化対策ハンドブック
(知って得する「川エコ」のススメ)

(2) 事業所における省エネ行動

① 工場・事業場対策の推進

- ・川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー使用量若しくは温室効果ガス排出量が一定量以上の事業者に対し「温室効果ガス排出削減計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、温室効果ガスの排出抑制を促進します。《重点③》

② 環境経営の普及促進

- ・情報提供等により、ISO14001 等の環境マネジメントシステムの認証の取得や埼玉県エコアップ認証、市ゴールドエコストア・オフィス等の普及を促進します。《重点③》
- ・中小事業者に対し、自治体イニシアティブ・プログラム*による講習会を開催し、エコアクション21*の認証取得の普及を促進します。《重点③》
- ・運輸事業者に対し、情報提供などを通じて、エコドライブの実施や環境保全のための体制整備、低公害車の導入などに取り組むことを定めた「グリーン経営認証*」の取得を促します。《重点⑤》
- ・フードマイレージの概念を通して、地球温暖化防止につながることを啓発するとともに、地産地消の実践を促進します。《重点⑤》
- ・環境配慮に積極的に取り組む事業者に対する優遇措置を図ります。(ISO14001、エコアクション21の認証取得を総合評価方式による入札の評価項目に一部導入)
- ・情報提供等により、グリーン購入について普及啓発を図ります。

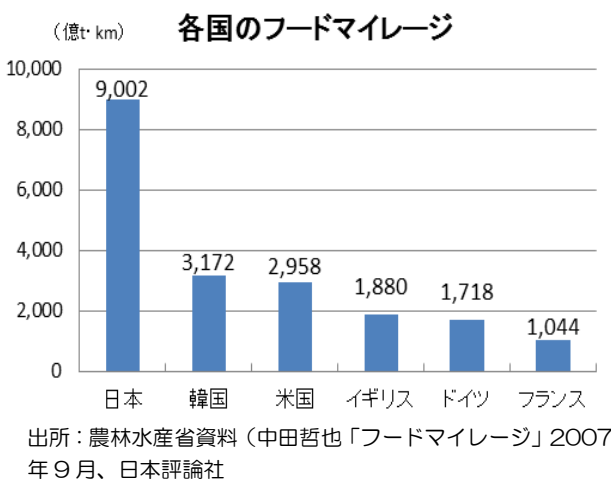
コラム

地産地消で環境にやさしくおいしく

私たちの食生活は、膨大なエネルギー消費の上に成り立っており、そのことを示す指標の1つに「フードマイレージ」があります。これは、食べ物の生産地から消費される食卓までの輸送に要した「重さ×距離」で表します。日本のフードマイレージは、約9,000億t・km（トンキロメートル）で韓国の2.8倍、アメリカの3倍になります。これは、日本の食糧輸入が多いためです。生産地と食卓の距離が遠くなるほど輸送時に、二酸化炭素（CO₂）などがたくさん排出され、地球温暖化などにも影響を及ぼします。

食と交通と環境は、毎日の買い物でつながっています。そこで考えたいのが「地産地消」です。これは、地元で採れた農産物を地元で食べようという考え方で、日々の買い物を通じて、フードマイレージを減らすことができます。

川越には、地元で採れる新鮮・安全な食材が豊富にあります。皆さんも「地産地消」で、やさしく、おいしく環境に取り組んでみませんか。



③エコチャレンジカンパニーの広場事業の推進

- ・市ホームページ等を通じ、事業者の地球温暖化防止に関する具体的な取組や支援制度等の情報を提供する「エコチャレンジカンパニーの広場事業」を推進します。《重点③》

④省エネ診断*の普及促進

- ・工場、事業所や店舗等に対する省エネルギー診断を促進します。《重点③》

(3)住宅建築物の省エネ化

①建築物対策の推進

- ・川越市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築、増築又は改築を行う建築主に対し、「建築物環境配慮計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、環境負荷の少ない建築物への誘導を図ります。《重点③》

②省エネ法の的確な執行

- ・「省エネ法」に基づき、建築物に係る省エネ設備等の届け出制度についての的確に執行します。

③住宅省エネ性能表示やCASBEE*の普及促進

- ・住宅省エネ性能表示や「CASBEE（建築物総合環境評価システム）」の普及を促進します。

④省エネ住宅の普及促進

- ・補助金等の交付により、住宅改修（省エネ改修も含む）を支援します。《重点④》
- ・高断熱、高气密住宅などの省エネ住宅の普及を促進します。

コラム

環境にやさしい取組を実践する事業者を紹介します

～エコチャレンジカンパニーの広場事業～

本市では、事業者の皆さんが日々取り組んでいる環境にやさしい取組を積極的に公表し、PRする場や交流の場を提供することによって、環境経営を促進していくことを目的に「エコチャレンジカンパニーの広場」を市ホームページに開設しています。



市ホームページ（エコチャレンジカンパニーの広場トップページ）

(4) 設備・機器の省エネ化

①「統一省エネラベル」の表示義務化

- ・川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー消費量が多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店に対し、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等の表示を義務付けます。《重点③・④》

②省エネ型機器の普及促進

- ・情報提供等を通じて、家庭向け高効率給湯器等、各種の省エネ機器の普及を促進します。

(5) 緑化・雨水利用の促進

①屋上緑化・壁面緑化*の普及促進

- ・補助金交付等により、住宅への屋上緑化・壁面緑化の普及を図ります。《重点④・⑥》
- ・補助金交付等により、ビルや工場への屋上緑化・壁面緑化の普及を図ります。《重点③・⑥》

②生け垣設置の普及促進

- ・補助金交付等により、生け垣設置を促進します。《重点③・⑥》

③雨水利用の普及促進

- ・補助金交付等により、雨水利用施設の設置を促進します。《重点③》

コラム

選んでお得！省エネラベル

家庭での省エネ効果をあげるには、家電製品など身の回りの機器の上手な使い方を心がけるとともに、購入時に省エネ性能の高いものを選ぶことが大切です。そこでチェックしたいのが、「統一省エネラベル」、エアコン、冷蔵庫、テレビ等を対象に製品の省エネ性能がわかりやすく見分けられるよう表示するものです。市では、これらの対象製品をいずれか5台以上を陳列して販売する小売店に対して、「統一省エネラベル」を表示するよう義務付けています。省エネ型製品は、二酸化炭素の削減に役立ち、環境にやさしいだけでなく、毎月の光熱費もグンとオトクになれる優れものです。地球にもおサイフにもやさしい省エネ家電を選びましょう。

2009年度版
この商品の
省エネ性能は？

★ ★ ★ ★ ★

省エネ基準達成率 100%以上

省エネ基準達成率 166% 年間消費電力量 120kWh/年

目録年度2008年度

メーカー名 機種名

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 2,640円

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

統一省エネラベル

【多段階評価制度】
★の数で省エネ性能を表示、★の数が多いほど省エネ性能が高く、電気料金が節約できます。

【省エネラベリング制度】
トップランナー基準達成のものは緑色のeマーク、未達成のものはオレンジ色のeマークを表示、省エネ基準達成率、年間消費電力量を表示。

【年間目安電気料金】
1年間使用した場合の目安となる電気料金を表示。

(6) 自動車の省 CO₂化

① 環境負荷の少ない自動車の普及促進

- ・環境負荷の少ない自動車（電気自動車、天然ガス車*、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車*、軽自動車等の少排気量車）について情報提供をし、選択を促進します。

《重点⑤》

- ・荷主となる事業者に対して、依頼先となる運送事業者等の車両の低公害車化を求めていくよう働きかけます。

② エコドライブの普及促進

- ・市民、事業者を対象としたエコドライブ教習会の開催等により、環境負荷の少ない運転技術の普及、エコドライバーの育成を図ります。《重点⑤》

(7) 行政の率先実行（省エネ推進等）

① 実行計画の推進

- ・「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、全ての市の活動について環境配慮を実践し、市役所自らの取組を積極的に推進します。《重点②》

② 公共施設の省エネ化の推進

- ・公共施設・設備の改修等に関して、省エネ化を推進します。

③ 屋上緑化・壁面緑化の推進

- ・公共施設での取組を啓発し、家庭や事業所における屋上緑化・壁面緑化の普及を図ります。

④ 緑のカーテン事業の推進

- ・公共施設での取組を啓発し、家庭や事業所における緑のカーテンの普及を図ります。

《重点⑥》

⑤ 環境負荷の少ない自動車の導入

- ・環境負荷の少ない自動車（電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、軽自動車等の少排気量車）への移行を検討します。

コラム

市役所の地球温暖化対策

市役所も市内の1つの事業者です。文書の作成、OA機器の利用、公共工事の実施、物品の購入など、日常業務の中で大量の資源やエネルギーを消費しています。

市では、「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しています。全ての市の活動について環境配慮を実践し、市役所自らの取組を積極的に推進し、温室効果ガス排出量の削減、エネルギー使用量の削減などに努めています。

第三次川越市
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



川越市マスコットキャラクター ときも

平成24年6月
川越市

(8) 環境教育等の推進

① 環境教育・環境学習の推進

- ・講演会やシンポジウム等のイベントを開催し、地球温暖化に関する学習を推進します。
- ・環境プラザ（つばさ館）を環境学習施設とし、市民の環境についての学習や活動を促進します。《重点⑦》
- ・こどもエコクラブ*の活動を支援するとともに、エネルギーや廃棄物等の地球温暖化に関連した活動の充実を図ります。
- ・環境学習講座において地球温暖化防止に関する講座の充実を図ります。

② 取組意欲の向上

- ・温室効果ガスの排出抑制に関して、優れた取組を行った個人、団体や事業者等を表彰します。

③ 人材の育成・活用

- ・講演会や研究会等の学習機会の提供に努め、環境保全活動のリーダーを育成します。
- ・埼玉県環境アドバイザー制度や埼玉県環境教育アシスタント制度への登録を促すとともに、環境学習や環境保全活動等に当たっては積極的な活用を促進します。

④ 環境情報の収集・提供・普及啓発

- ・市のホームページ等を通じ、地球温暖化防止に関する具体的な取組、支援制度や関連イベント等の情報を適宜提供します。
- ・毎年の対策の実施状況、市域の温室効果ガスの排出状況や目標の達成状況等を公表するとともに、市民からの意見等を募集し、取組に活かします。
- ・「市民環境調査」等により、市内で現れている環境への影響、兆候について調査・観察します。《重点②》
- ・アンケート調査等の実施により、家庭におけるエネルギー消費量や温室効果ガス排出量について情報収集、分析を行います。（計画の見直し時に実施）
- ・市民や市民団体による動植物等の調査や講座等を開催するなどして、生物多様性を保全することの大切さについて啓発を図ります。

(9) 多様な主体との連携確保

① 各主体の協働の仕組みづくり

- ・「かわごえ環境ネット」、「かわごえ環境推進員」、「川越環境保全連絡会議」等との協働事業を推進します。
- ・イベントを通して市民へ環境に配慮した取組を啓発するため、環境に配慮したイベントを認定する「エコチャレンジイベント認定事業」を推進し、登録イベントの拡大を図ります。《重点②》
- ・「かわごえ環境フォーラム」等の関連イベントの開催を支援します。
- ・県が主催する「エコライフ DAY」に参加・協力します。

② 広域連携

- ・広域で取り組むことが望ましい取組（例：幹線道路の通過交通に対する啓発活動など）について、関係自治体と連携した取組を推進します。

3 地域環境の整備

(1) 低炭素型都市デザイン

① 都市機能の集約化

- ・都市機能の集約等を通じて、歩いて暮らせる環境負荷の少ないコンパクトな市街地を形成します。

② 地域のエネルギーの有効利用

- ・都市計画の策定や市街地開発事業に際して、エネルギーの面的利用について検討します。

③ 都市の熱環境の改善

- ・ヒートアイランド現象緩和のため、都市公園の整備や緑地、農地の保全を図るとともに、緑地や水面からの風の通り道を確保する等の観点から、水と緑のネットワークの形成を推進するための施策を検討します。

(2) 交通体系の整備

① 自動車利用の抑制

- ・歩行者や自転車が通行しやすい道路環境づくりを推進します。
- ・駅周辺の自転車駐車場の整備を推進し、放置自転車を削減するとともに、自転車及び自転車駐車場の利用に係る市民の利便性の向上を図ります。
- ・バス停周辺の自転車駐車場の整備を促進し、サイクルアンドバスライド*を推進します。
- ・観光スポットを移動する手段として、レンタサイクルの導入、利用を検討します。

② 公共交通機関の利用促進

- ・郊外に駐車場を整備し、市中心部への自動車の乗り入れを抑制するためパークアンドバスライドシステム*を導入します。
- ・市民に対して鉄道やバス等の公共交通機関の利用を働きかけます。《重点⑤》
- ・鉄道駅のバリアフリー化や分かりやすい案内サインの充実などにより、誰もが使いやすい施設整備を促進します。
- ・バスターミナルのバリアフリー化などにより、誰もが使いやすい施設整備を推進します。
- ・路線バスの待ち時間の快適化のため、バス停の上屋やベンチ等の設置を促進します。
- ・電車とバスの乗り継ぎの抵抗感低減のため、路線バスの発着案内の整備を促進します。
- ・高速バスの利便性向上のため、新規路線の設置や既設路線の運行本数の増加等を促進します。
- ・路線バスの利便性向上のため、ノンステップバスの導入を促し、バリアフリー化を図ります。
- ・市内循環バス「川越シャトル」の利便性向上及び利用促進のため、路線、運行本数や目的地などの見直しや改善を行うなど効率的な運行に努めます。

③ 自動車交通流の円滑化

- ・環状道路、広域幹線道路、立体交差化など、渋滞緩和に向け道路整備を推進します。
- ・交差点の改良など、交通の円滑化を確保するよう努めます。
- ・工事時期の調整や工法の工夫により、路上工事時間の縮減に努めます。

(3) 森林吸収源対策

① 木材資源の有効利用の促進

- ・ 情報提供等により、国産材、間伐材の利用を促進します。

(4) 身近な緑地の保全、緑化の推進

① 雑木林等の公有地化

- ・ 武蔵野の面影を残す雑木林等を公有地化により保全します。

② くぬぎ山自然再生事業の推進

- ・ 川越市、所沢市、狭山市、三芳町に広がる「くぬぎ山」の雑木林を「近郊緑地保全区域」に指定するなどし、樹林を保全します。

③ 「保存樹林」「市民の森」指定事業の推進

- ・ 雑木林を「保存樹林」「市民の森」へと指定するなどし、樹林を保全します。《重点⑥》

④ 保存樹木指定事業の推進

- ・ 樹木を「保存樹木」に指定するとともに、樹木を増やします。《重点⑥》

⑤ 自然再生ボランティアの育成

- ・ 自然再生等に取り組むボランティアを育成します。

⑥ 苗木配布事業の推進

- ・ 苗木配布等、緑に関するイベントの充実を図ります。《重点⑥》

⑦ 都市公園の整備

- ・ 「緑の基本計画」に基づき、計画的に都市公園の整備を推進します。

コ ラ ム

ヒートアイランド現象とは？

地表をビルや舗装道路で覆われている所では、コンクリートやアスファルトがとても熱くなります。また、ビルの冷暖房や自動車からも熱がたくさん出ており、都心部などは周辺よりも気温が高くなっています。

地図上で同じ気温の地点を線で結ぶと都心部などが、ぽっかりと浮かんだ島のように見える現象が「ヒートアイランド現象」と言われています。

ビルやマンションの屋上などを植物で緑化する屋上緑化などは、ヒートアイランド現象の緩和に効果的だと言われています。また、植物の蒸散作用による周辺の温度が低下や断熱効果も高く省エネにもつながります。



出展：環境省「地球温暖化ハンドブック」

4 循環型社会の構築

(1) 家庭における廃棄物（ごみ）対策の推進

① 循環型社会形成に向けた総合的な対策の実施

- ・「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」（以下「ごみ処理基本計画」という。）に基づく各種の施策を推進します。《重点⑦》

② 発生抑制（リフューズ・リデュース）の促進

- ・レジ袋を削減し、ごみの発生を抑制するため、マイバック*の利用を促進します。
- ・生ごみ処理機器等の購入費補助等により、家庭から排出される生ごみの減量化を促進します。《重点⑦》
- ・割り箸の利用抑制及び森林資源の節約のため、マイ箸の利用を促進します。
- ・市民の理解・協力を得ながら、家庭系ごみ処理の有料化について検討を進めます。
- ・情報提供等により、グリーン購入について普及啓発を図ります。

③ 再使用（リユース）の促進

- ・不用になった物の再使用・再利用を促進するため、フリーマーケットを開催するとともに、市内で開催されるフリーマーケット等の情報提供を行います。
- ・家庭で不用になった物の情報を収集し、必要な人へ情報提供する「不用品交換情報登録制度」の充実を図ります。

④ 再生利用（リサイクル）の促進

- ・容器包装リサイクル法に基づき「その他プラスチック製容器包装」の分別を推進します。《重点⑦》

(2) 事業所における廃棄物（ごみ）対策の推進

① 循環型社会形成に向けた総合的な対策の実施

- ・「ごみ処理基本計画」に基づく各種の施策を推進します。《重点⑦》

② 発生抑制（リフューズ・リデュース）の促進

- ・レジ袋有料化等、事業者の協力を得ながらレジ袋削減、過剰包装の削減を促進します。
- ・割り箸の利用抑制及び森林資源の節約のため、マイ箸の利用を促進します。
- ・ごみ減量化や省エネルギーの実践等、環境に配慮した活動を実践している店舗等の活動を支援する「エコストア・エコオフィス認定制度」を推進します。
- ・情報提供等により、グリーン購入について普及啓発を図ります。

③ 再生利用（リサイクル）の促進

- ・多量排出事業者制度により、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別の推進及び再生利用の促進を図ります。

④ 適正処理の確保

- ・自動車リサイクル法に基づく、フロン類の適正処理について普及啓発、指導を実施します。

6-3 市民の取組

市民は、日常生活と地球温暖化問題の関わりについて理解を深め、省資源・省エネルギー行動を着実に実践することが必要です。多くの家電製品に囲まれて生活している現在、日常における細やかな節電を心がけることが大切です。また、太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの活用を図ることも地球温暖化問題において長期的に重要になります。

〇リビングにおける取組

冷暖房	<input type="checkbox"/>	暖房は 20℃以下、冷房は 28℃以上を目安に室温設定
	<input type="checkbox"/>	冷房機器は部屋の広さや用途にあった物を選び、温度設定をこまめに調節する
	<input type="checkbox"/>	エアコンのフィルターはこまめに清掃する
	<input type="checkbox"/>	カーテン、ブラインドやすだれを使用し、冷暖房効率を向上させる
照明機器	<input type="checkbox"/>	使用しない部屋の照明は、こまめに消灯する
	<input type="checkbox"/>	交換時は、省エネタイプの器具へ切り替える
	<input type="checkbox"/>	インバータ*方式の照明器具の導入
その他	<input type="checkbox"/>	テレビを着けたまま他の用事をしない
	<input type="checkbox"/>	掃除機フィルターはこまめに掃除し、効率を高める
	<input type="checkbox"/>	事前に部屋を片付けてから掃除機をかける
	<input type="checkbox"/>	使用しない家電製品のコンセントを抜き、待機時消費電力*を削減

〇キッチンにおける取組

冷蔵庫	<input type="checkbox"/>	季節にあわせて、庫内の温度調節を工夫する
	<input type="checkbox"/>	庫内には物を詰め込みすぎず、整理整頓を心がける
	<input type="checkbox"/>	壁から適切な間隔をあけて設置する
	<input type="checkbox"/>	ドアの開閉回数を少なく、開閉時間を短くする
洗い物	<input type="checkbox"/>	食器洗い乾燥機を使用する際には、まとめて洗い、こまめに温度調節を行う
	<input type="checkbox"/>	食器の洗浄時は、給湯器の温度を低く設定する
調理	<input type="checkbox"/>	コンロの炎が鍋底からはみ出さないように火力調節する
	<input type="checkbox"/>	煮物などの下ごしらえは、電子レンジを活用
その他	<input type="checkbox"/>	電気ポットや炊飯器の長時間保温を控える
	<input type="checkbox"/>	給湯器の種火は、つけっ放しにせず、こまめに消す
	<input type="checkbox"/>	生ごみは、水切りを徹底する

〇浴室、トイレにおける取組

浴室	<input type="checkbox"/>	シャワーは、出しっ放しにしない
	<input type="checkbox"/>	お風呂は、冷めないうちに続けて入浴し、追い炊きを控える
	<input type="checkbox"/>	節水シャワーヘッドなどの節水機器を導入する
トイレ	<input type="checkbox"/>	温水洗浄便座は、温度設定を調節し、使用後はふたを閉める
	<input type="checkbox"/>	トイレットペーパーは、再生紙を利用した製品を購入し、必要以上の使用を控える
洗濯機	<input type="checkbox"/>	洗濯物は、まとめて洗う
	<input type="checkbox"/>	残り湯などを洗濯に有効利用する

○自動車を利用するときの取組

自動車利用の抑制	<input type="checkbox"/>	近距離の移動は、車の利用を控え、徒歩や自転車を利用
	<input type="checkbox"/>	遠距離に出かけるときは、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用
エコドライブ	<input type="checkbox"/>	タイヤの空気圧を適正に保つ
	<input type="checkbox"/>	車に積んだままの不用な荷物を整理し、軽量化に心がける
	<input type="checkbox"/>	停車中はこまめにエンジンを切る
	<input type="checkbox"/>	走行時は経済速度を保ち、急発進・急加速・急ブレーキを控える
	<input type="checkbox"/>	長時間の暖機運転やエンジンの空ぶかしをしない

○物を買うときの取組

買い物全般	<input type="checkbox"/>	エコマーク商品や再生品など、環境に配慮した商品の購入
	<input type="checkbox"/>	省包装の選択やマイバックを携帯し、レジ袋の利用を控える
	<input type="checkbox"/>	詰め替え可能な商品を優先的に購入
家電製品	<input type="checkbox"/>	冷蔵庫、テレビ、エアコンなどの家電製品を買い替える際は、「省エネラベル」を確認し、省エネ効果の高い製品を選択する
	<input type="checkbox"/>	待機時消費電力の少ない商品やエネルギー効率のよい機器を購入
自動車	<input type="checkbox"/>	自動車の購入・更新時は、環境負荷の少ない自動車（電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、軽自動車等の少排気量）を選択する
	<input type="checkbox"/>	排気量など用途に応じた必要最小限の車両の購入に努める
食品	<input type="checkbox"/>	フードマイレージに関心を持ち、食材を購入する際には、地域で生産された食材を選択（地産地消）
	<input type="checkbox"/>	食材は無駄のないように必要量を決めて購入し、食べ残しをしない
家庭外での食事	<input type="checkbox"/>	マイ箸を持ち歩き、割り箸の利用を抑制する

○物を廃棄・処分するときの取組

分別	<input type="checkbox"/>	市の分別区分に従った排出の徹底
衣類	<input type="checkbox"/>	バザーやフリーマーケットにより、衣類などの資源化・再利用に努める
生ごみ	<input type="checkbox"/>	生ごみの堆肥化に努め、花壇や畑で活用する
代替フロン	<input type="checkbox"/>	エアコンや冷蔵庫、自動車等を廃棄する際は、法律に基づき適正に処理する

○住宅に関する取組

住宅の省エネルギー性能の向上	<input type="checkbox"/>	住宅の新築・増改築に当たっては、冷暖房効率の高い住宅（高断熱住宅等）の選択に努める
	<input type="checkbox"/>	住宅・マンション等の改修時は、高断熱・高気密化に努める
再生可能エネルギー等の活用	<input type="checkbox"/>	住宅の新築・改築時に当たっては、太陽光発電システムや太陽熱利用機器などの自然エネルギーの導入を検討する
節水	<input type="checkbox"/>	雨水貯留槽の設置など、雨水を有効に活用する
緑化	<input type="checkbox"/>	敷地内の緑化や生け垣の設置を検討する
	<input type="checkbox"/>	緑のカーテンの設置に努める
その他	<input type="checkbox"/>	住宅の新築・増改築に当たっては、地場産木材の利用を検討する
	<input type="checkbox"/>	家具等を購入する際には、間伐材などを利用した製品の購入に努める

6-4 事業者の取組

事業者は、製品の製造、流通、消費、リサイクル、廃棄物等の事業活動に関わるすべての過程を通じ、温室効果ガスの排出抑制に努める必要があります。省資源・省エネルギーの実践、太陽エネルギー等の活用、従業員への環境教育の実施とその取組全体をマネジメントする体制づくりなどが求められます。

○オフィスや店舗等における取組

冷暖房	<input type="checkbox"/>	暖房は 20℃以下、冷房は 28℃以上を目安に室温設定
	<input type="checkbox"/>	必要に応じた軽装（クール・ビズ*）や重ね着（ウォーム・ビズ*）などによる温度調節の工夫
	<input type="checkbox"/>	春や秋の気候が穏やかな季節は、空調機器の使用を控える
	<input type="checkbox"/>	カーテンやブラインドを効果的に使い、室温の均一化を図る
OA 機器	<input type="checkbox"/>	昼休みなど長時間使用しないときには、こまめな電源オフ
	<input type="checkbox"/>	機器購入時は、省エネ性能の高い機器を選択
照明機器	<input type="checkbox"/>	自然光をできるだけ採り入れる
	<input type="checkbox"/>	定期的な清掃による適切な維持管理に努める
	<input type="checkbox"/>	交換時は、省エネ効果の高い器具へ切り替える
	<input type="checkbox"/>	インバータ照明器具の導入
	<input type="checkbox"/>	不要な照明の消灯や過剰な店舗照明の見直しを図る
紙類ごみの減量化	<input type="checkbox"/>	両面コピーの徹底等により、紙使用量を削減
	<input type="checkbox"/>	使い捨て製品の使用を控える
	<input type="checkbox"/>	簡易包装への心がけや再利用可能な包装材を使用している製品の購入
	<input type="checkbox"/>	不要な包装箱などの納入業者への持ち帰り依頼
	<input type="checkbox"/>	資料やカタログ類などは、必要な物以外受け取らない
	<input type="checkbox"/>	廃棄する用紙類等は、古紙回収に出す
その他	<input type="checkbox"/>	グリーン購入法に基づく、環境に配慮した物品の購入
	<input type="checkbox"/>	温水利用には低い温度設定とし、出しっ放しにしない
	<input type="checkbox"/>	自動販売機の設置数や利用時間の縮減を図る
	<input type="checkbox"/>	エレベーターの利用を控え、階段を利用する

○建物や施設・設備に関する取組

建物の省エネ化	<input type="checkbox"/>	条例に基づき、一定規模以上の建築物を新築・増築・改築する際は、「建築物環境配慮計画書」を作成し、提出する
	<input type="checkbox"/>	建物を建築する際は、環境負荷の少ない建物の建築に努める
	<input type="checkbox"/>	エネルギー消費量の削減を図るため、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）*の導入などを検討する
	<input type="checkbox"/>	節水機器の導入や雨水利用に努める
	<input type="checkbox"/>	新增改築の際には、断熱化などによる空調負荷の軽減に努める
	<input type="checkbox"/>	省エネ診断などにより、ESCO 事業*や機械器具・設備のエネルギー使用の合理化を推進する
省エネルギー型機器・高効率機器の導入	<input type="checkbox"/>	ヒートポンプ*やコージェネレーションシステム*など効率の良いエネルギー供給システムの導入を検討する
	<input type="checkbox"/>	高効率ターボ冷凍機、高効率ボイラーやインバータ機器の導入を検討する
新エネルギーの導入	<input type="checkbox"/>	太陽光発電システムや太陽熱利用機器の導入に努める
緑化	<input type="checkbox"/>	敷地内の緑化に努める
	<input type="checkbox"/>	屋上緑化や壁面緑化の導入に努める
	<input type="checkbox"/>	緑のカーテンの導入に努める

○自動車を利用するときの取組

エコドライブの実践	<input type="checkbox"/>	出発前に営業、配送ルートを確認
	<input type="checkbox"/>	タイヤの空気圧を適正に保つ
	<input type="checkbox"/>	車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理を心がける
	<input type="checkbox"/>	停車中はこまめにエンジンを切り、不必要なアイドリングはしない
	<input type="checkbox"/>	走行時は経済速度を保ち、急発進・急加速・急ブレーキを控える
	<input type="checkbox"/>	エンジンの空ぶかしをしない
自動車利用の抑制	<input type="checkbox"/>	通勤や出張時の自動車利用を控え、電車やバスなどの公共交通機関の利用
効率的な輸配送	<input type="checkbox"/>	適正な在庫管理の実施
	<input type="checkbox"/>	輸配送回数の見直し
	<input type="checkbox"/>	帰り荷の利用促進
自動車の購入	<input type="checkbox"/>	自動車の購入・更新時は、環境負荷の少ない自動車（電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、軽自動車等の少排気量）を選択する
	<input type="checkbox"/>	排気量など用途に応じた必要最小限の車両の購入に努める

○環境負荷の少ない事業活動に向けた取組

省エネ推進への仕組づくり	<input type="checkbox"/>	条例に基づき、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量が一定量以上の特定排出事業者は「温室効果ガス排出削減計画書」を作成し、公表する。
	<input type="checkbox"/>	ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証取得に努める
	<input type="checkbox"/>	従業員への環境教育を推進し、環境保全意識の向上に努める
環境負荷の少ない製品の開発や製造	<input type="checkbox"/>	エネルギー消費の少ない製品の開発・製造・販売
	<input type="checkbox"/>	廃棄時のリサイクルなどを考慮した製品の開発・製造・販売
資源化・リサイクル	<input type="checkbox"/>	「建設リサイクル法」や「食品リサイクル法」等に基づく取組を積極的に推進する
	<input type="checkbox"/>	原材料や事務用品へリサイクル製品を積極的に利用する
	<input type="checkbox"/>	間伐材を使用した製品を率先して利用する

6-5 民間団体の取組

民間団体は、その活動において、省資源・省エネルギーなど地球温暖化防止の取組を実践することが求められます。また、市が実施する施策に協力するとともに、地域社会や市民が行う活動に対し、積極的に参加・支援していくことが必要です。

○民間団体の活動における取組

省資源・省エネルギー	<input type="checkbox"/>	日常の活動において、各種の省資源・省エネルギーの取組を実施する
啓発活動	<input type="checkbox"/>	地域社会や市民に対して、地球温暖化防止に関する啓発活動を実施する
イベント実施時の環境配慮	<input type="checkbox"/>	イベントを実施する際は、「エコチャレンジイベント」の認定を受ける
	<input type="checkbox"/>	イベントを実施する際は、カーボン・オフセットを検討する
市との連携・協力	<input type="checkbox"/>	市と連携して地球温暖化防止のための事業を実施する
	<input type="checkbox"/>	市が実施する地球温暖化防止の施策に協力する
	<input type="checkbox"/>	かわごえ地球温暖化対策地域協議会の活動に協力する

6-6 滞在者の取組

滞在者は、滞在中の活動に際して排出される温室効果ガスの抑制に努め、市の実践する施策に協力することが必要です。毎年、多くの観光旅行者が訪れることから、訪問時・移動時において、公共交通機関を利用するなど取組が求められます。

○滞在中の活動における取組

訪問・移動時の環境配慮	<input type="checkbox"/>	訪問時・移動時には、公共交通機関を利用する
	<input type="checkbox"/>	マイカーを利用する際は、エコドライブに努める
ごみの分別	<input type="checkbox"/>	市の分別区分に従った排出を徹底する
市の施策への協力	<input type="checkbox"/>	市が実施する地球温暖化防止の施策に協力する
	<input type="checkbox"/>	かわごえ地球温暖化対策地域協議会の活動に協力する

第7章

重点プロジェクト

第7章 重点プロジェクト

7-1 位置づけとねらい

重点プロジェクトは、将来像として掲げる「みんなでつくる、豊かさを実感できる 二酸化炭素排出の少ないまち」の実現に向け、また、2020年（平成32年）における温室効果ガスの削減目標達成に向け、重点的な対応が必要なテーマ・課題ごとに、施策体系の中から、特に重要度が高いと考えられる事業を抽出し、パッケージ化したものです。重点プロジェクトには、行動計画（アクションプラン）として、計画策定後の速やかな行動を促し、実現性を担保することをねらいとして、また、前計画において選定した重点プロジェクトを引き続き取り組んでいくことが重要であると考え、前計画を基本として具体的な実施内容や各主体の役割などとともに、行動目標や期待されるCO₂削減量を定めます。

7-2 プロジェクト抽出の視点

前計画を踏まえた重点プロジェクトの抽出の視点については、下記のとおりです。

- ①2050年（平成62年）を見据えた長期的な観点から、施策の効果を今後、飛躍的に伸ばしていくための土台（人・インフラ）づくりとなるもの【発展性】
- ②市の自然的・社会的特性を生かした取組であるもの【自然的・社会的特性】
- ③温室効果ガス排出量が多いまたは削減ポテンシャルが高いと考えられる分野への効果が期待できるもの【温室効果ガス排出特性】
- ④地域に密着した基礎的自治体としての特性を生かした、家庭や学校での取組を強化するもの【自治体特性】

7-3 重点プロジェクトで定める内容

(1) 取組のねらい

市の特性や課題などを踏まえ、特に重要な地球温暖化対策としてこの重点プロジェクトを定める意義やねらいを明確にします。

(2) 取組内容及び各主体の役割

市民、事業者そして行政の各主体の取組とその役割を示します。特に行政の取組については、実現性を担保するために、より行動レベルに近い内容とします。

(3) 二酸化炭素削減効果と行動目標

重点プロジェクトに基づく取組成果として、期待する二酸化炭素の削減量を示すとともに、それを担保するものとして、目標年度である2020年（平成32年度）における定量的な行動目標を定めます。行動目標については、毎年、進ちょく状況を点検・評価します。

7-4 重点プロジェクト

本計画では、以下に示す7つを重点プロジェクトとして推進してきます。

No.	重点プロジェクト名	4つの施策 における位置づけ	取組主体			ねらいとする部門					期待する CO ₂ 削減量 (t - CO ₂)	
			市 民	事 業 者	行 政	産 業	家 庭	業 務	運 輸	廃 棄 物		吸 収 源
1	太陽エネルギー等 活用推進プロジェクト	再生可能 エネルギーの導入	○	○	○	○	○	○				212,869
2	川エコ市民運動 プロジェクト	事業者・市民の 活動促進	○	○	○		○	○				110,380
3	エコチャレンジカンパニー 普及促進プロジェクト	事業者・市民の 活動促進	○	○	○	○	○	○				163,595
4	エコハウス普及促進 プロジェクト	事業者・市民の 活動促進	○	○	○		○	○				33,798
5	グリーン交通 プロジェクト	地域環境の整備	○	○	○	○	○	○	○			192,838
6	緑のまちづくり プロジェクト	地域環境の整備	○	○	○	○	○	○			○	—
7	ごみダイエット プロジェクト	循環型社会の構築	○	○	○	○	○	○		○		1,360
期待する CO ₂ 削減量の合計											714,840	

プロジェクト① 太陽エネルギー等活用推進プロジェクト ～自然の恵みの地産地消～

(1)ねらい

本市は、全国平均と比較して日照時間が長く、太陽エネルギーの活用に適した地域と考えられます。平成9年度に住宅向けの太陽光発電システム設置費補助事業を開始し、全国でも早い段階から太陽光発電システムの普及に力を入れてきました。その結果、平成23年度末現在の設置件数は、累計で2,500件を超えています。

太陽エネルギーの活用等、自然の恵みを生かした取組は、二酸化炭素の排出を抑えつつ豊かな暮らしを実現するために、省エネルギーの取組とともにとても重要なものです。

そこで、本プロジェクトでは、太陽の恵みを生かした太陽光発電システムや太陽熱利用機器について、重点的に普及を図るとともに、その他の再生可能エネルギーの活用に関する検討、資源化センターにおける廃棄物発電や廃熱の有効利用によるエネルギーの地産地消を進めることをねらいとしています。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付等により、住宅用太陽光発電システムの普及を促進します。 ②ビルや工場への太陽光発電システムの普及を促進します。 ③補助金交付等により、住宅用太陽熱利用機器の普及を促進します。 ④公共施設における太陽光発電システムの導入を推進するとともに、その他の再生可能エネルギーの活用について検討します。 ⑤資源化センターにおける廃棄物発電や廃熱の有効利用を図ります。
市民の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ①補助制度の活用や市からの情報提供等により、太陽光発電システムや太陽熱利用機器の導入に努めます。
事業者の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ①補助制度の活用や市からの情報提供等により、太陽光発電システムの導入に努めます。 ②住宅の新築・増改築時には、太陽エネルギーの利用に関する提案を適切に行い、太陽エネルギー利用機器設置住宅の普及に努めます。 ③太陽エネルギー利用機器に関する適切な情報提供とともに、施工技術の向上と工事施工価格の低減を図ります。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等		行動指標	現況値 【累計】	目標値 【累計】
			H22	H32
①	太陽光発電の普及促進(住宅)	設置件数(件)	2,010	75,711
		設置容量(kW)	6,904	302,844
②	太陽光発電の普及促進(事業所) ※1	設置件数(件)	14	5,648
		設置容量(kW)	134	193,460
③	太陽熱利用の普及促進(住宅)	設置件数(件)	58	24,013
④	公共施設における太陽光発電システム導入事業	設置施設数(施設)	80	83
		設置容量(kW)	886	1,266
⑤	資源化センターにおける廃棄物発電・廃熱利用の推進	廃棄物発電量(kWh)	2,367万 (単年度)	20,000万
		廃熱利用量(MJ)	—	5,000万

※1 公共施設を除く

太陽エネルギーの積極的な活用

本市では、住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用機器設置者への支援を行うとともに、市民の環境保全に対する理解・意識を高め、また、太陽光発電システムを普及啓発するため、公共施設へ積極的に太陽光発電システムを導入しています。

これまでに、市立の小中学校 54 校を含む、延べ 80 施設、886.3kW（平成 23 年度末時点）が設置されています。



環境プラザ「つばさ館」(陸屋根型) 58.9kW



環境プラザ「つばさ館」(窓一体型) 3.9kW



環境プラザ「つばさ館」(庇部分) 18.0kW

プロジェクト② 川エコ市民運動プロジェクト ～「自分ごと化」「見える化」で実践する川エコの知恵～

(1)ねらい

本市において、家庭生活に起因する二酸化炭素の排出量は、全体の約 35%を占めており、基準年度（1990 年度）に比べ 57%と大幅に増加しています。これは、世帯数の増加や家電製品等の急速な普及等が主な要因と考えられます。私たち一人ひとりが日常のライフスタイルを見直し、できることから着実に取り組んでいかななくてはなりません。

しかしながら、日々の暮らしから発生する二酸化炭素は、排出の実感が伴わず、身近に感じにくいことや削減の努力をしても、その成果もはっきりしないことなどから取組が進みにくいのが現状です。

本プロジェクトでは、各種の啓発事業や出前講座等を通じ、「川エコの知恵」を広めるとともに、地球温暖化問題を他人事ではなく自らの問題として考える「自分ごと化」を進めます。また、エネルギー消費を数字で実感し、楽しみながら省エネができるしかけを用意することで、自ら排出量や削減努力の「見える化」を推進していきます。これらにより、川越市民全体の運動として地球温暖化対策に取り組む気運を高め、省エネ行動の実践に結びつけるとともに、将来に向けて「川エコ」の知恵を実践できる人づくりを進めていきます。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ①省エネナビや簡易電力計を用いてエネルギー消費量を実感しながら、省エネ活動に取り組む家庭を認定する「エコチャレンジファミリー」認定事業を推進します。 ②学校版環境 ISO を実践する学校を「エコチャレンジスクール」認定事業を推進します。 ③市ホームページ等を通じて、「地球にやさしいエコライフ」と「小江戸の知恵」を融合させた川越らしい地球温暖化対策として「川エコの知恵」を広め、実践を促進します。 ④「市民環境調査」等により、市内で現れている環境への影響、兆候について、調査・観察します。 ⑤イベントを通して市民への環境に配慮した取組を啓発するため、環境に配慮したイベントを認定する「エコチャレンジイベント」認定事業を推進します。
市民の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ①「エコチャレンジファミリー」への参加など、家庭における省エネ活動に取り組みます。 ②「エコチャレンジスクール」への参加など、学校における省エネ活動に取り組みます。 ③「川エコの知恵」を意識し、日常生活において実践します。 ④市民環境調査への参加など、市内で現れている環境への影響、兆候について関心を持ちます。 ⑤「エコチャレンジイベント」に関心を持ち、積極的に参加します。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等	行動指標	現況値 【累計】	目標値 【累計】
		H22	H32
① エコチャレンジファミリー認定	認定件数(件)	959	2,524
② エコチャレンジスクール認定	認定・取組学校数(校)	56 (単年度)	56 (単年度)
③ 「川エコの知恵」の普及	出前講座開催数(回)	91	151
	参加人数(人)	5,875	11,000
④ 市民環境調査	調査回数(回)	1	1
⑤ エコチャレンジイベント認定	認定件数(件)	18 (単年度)	38 (単年度)
	参加人数(人)	928,006 (単年度)	1,959,128 (単年度)

「エコチャレンジ」の取組

本市では、これまで市が率先して実践してきた地球温暖化防止・環境配慮活動を市域全体へと波及・展開していくため、平成15年度から環境活動に積極的に取り組む家庭や学校を認定する「エコチャレンジファミリー認定事業」、「エコチャレンジスクール認定事業」を、平成16年度からは、市内で開催されるイベントを対象に「エコチャレンジイベント認定事業」を実施しています。

今後とも、「エコチャレンジ」の取組を進め、環境活動の輪を広げていきます。

簡易電力計



省エネナビ



エコチャレンジイベント認定マーク

プロジェクト③ エコチャレンジカンパニー普及促進プロジェクト ～未来に責任を持つ企業活動～

(1)ねらい

本市において、事業活動に起因する二酸化炭素の排出量は、全体の約 65%を占めており、基準年度（1990 年度）に比べ 13%増加しています。

とりわけ、業務部門の排出量については、産業構造のサービス化・ソフト化による第三次産業の拡大に伴い、著しく増加しています。また、産業部門については、年々減少傾向にあるものの、大規模な工業団地を有する県下有数の工業都市であることから、今後の産業活動によって排出量の増減に大きく影響するため、動向を注視していく必要があります。

対策の実施に当たっては、大規模事業所のみならず、市内事業所の 98%を占める中小規模の事業所における取組を進めていくことが重要です。しかしながら、これらの事業所では、環境活動に関するノウハウや人員、資金面などにおいて必ずしも十分でないという点を考慮する必要があります。

また、市役所も大量のエネルギー等を消費する市内有数の事業者であることから、他事業者の見本となるべく、「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組をより一層進めていく必要があります。

本プロジェクトでは、規制的手法だけでなく、補助制度、ノウハウや情報提供の充実、多様な手法を組み合わせることにより、事業活動における省エネや環境経営を促進し、積極的に環境配慮に取り組む事業者をバックアップしていくことをねらいとしています。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	<p>①川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー使用量若しくは温室効果ガス排出量が一定量以上の事業者に対し、「温室効果ガス排出削減計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、温室効果ガスの排出抑制を促進します。</p> <p>②川越市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築、増築または改築を行う建築主に対し、「建築物環境配慮計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、環境負荷の少ない建築物への誘導を図ります。</p> <p>③川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー消費量の多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店に対し、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等の表示を義務付けます。</p> <p>④ISO14001 等の環境マネジメントシステムの取得や、埼玉県エコアップ認証、市ゴールドエコストア・オフィス等の普及を促進します。また、中小事業者に対しては、自治体イニシアティブ・プログラム等により、市が主導してエコアクション21等の環境マネジメントシステムの普及を促進します。</p> <p>⑤ビルや工場等への太陽光発電システムの普及を促進します。【再掲】</p> <p>⑥補助金交付等により、ビルや工場等への屋上緑化・壁面緑化の普及を促進します。【後掲】</p> <p>⑦市ホームページ等を通じ、事業者の地球温暖化防止に関する具体的な取組や製品、支援制度等を情報提供する「エコチャレンジカンパニーの広場事業」を推進します。</p> <p>⑧工場、事業所や店舗等に対する省エネルギー診断を推進します。</p> <p>⑨「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、全ての市の活動について環境配慮を實踐し、市役所自らの取組を積極的に推進します。</p>
--------------	--

事業者の取組	<p>①特定排出事業者は「温室効果ガス排出削減計画書」を作成し、計画的に取組を進めるとともに実施状況を市へ報告します。</p> <p>②一定規模以上の建築物の新築、増築または改築を行う建築主は、「建築物環境配慮計画書」を作成し、適切に環境への配慮を行います。</p> <p>③エネルギー消費量が多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店は、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等を表示します。</p> <p>④中小事業者は、自治体イニシアティブ・プログラム等を通じてエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入に努めます。</p> <p>⑤太陽光発電システムの導入に努めます。</p> <p>⑥補助金を活用するなどし、ビルや工場等における屋上緑化・壁面緑化の導入に努めます。</p> <p>⑦「エコチャレンジカンパニーの広場」を通じて、積極的に自らの取組をPRするとともに、他事業者の優れた取組を自らの取組に生かします。</p> <p>⑧省エネルギー診断を受診するなどし、工場や事業者、店舗のエネルギー効率の向上に努めます。</p>
--------	--

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等	行動指標	現況値【累計】	目標値【累計】
		H22	H32
① 工場・事業場対策の推進	温室効果ガス排出削減計画書提出件数(件)	38 (単年度)	40 (単年度)
② 建築物対策の推進	建築物環境配慮計画書提出件数(件)	15 (単年度)	15 (単年度)
③ 「統一省エネラベル」の表示義務化	表示店舗数(店)	8 (単年度)	8 (単年度)
④ 環境経営の普及促進	エコアクション21認証取得事業所数(事業所)	19	69
	ISO14001等認証等取得事業所数(事業所) ※1	182	292
⑤ 太陽光発電の普及促進(事業所)【再掲】※2	設置件数(件)	14	5,648
	設置容量(kW)	134	193,460
⑥ 屋上緑化・壁面緑化の普及促進(事業所)【後掲】※3	補助件数(件)	5	25
⑦ エコチャレンジカンパニーの広場	情報掲載件数(件)	19	39
⑧ 省エネ診断の普及促進	実施件数(件)	8	28
⑨ 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)※4	46,274 (H22年度)	40,721

※1 ISO14001、エコアクション21、埼玉県エコアップ認証、グリーン経営認証取得事業所を対象

※2 公共施設を除く

※3 公共施設を含む

※4 「第二次川越市環境基本計画」等の既存計画に目標値が掲げられている場合には、その値を採用

プロジェクト④ エコハウス普及促進プロジェクト ～CO₂排出の少ない快適でスマートな住まい～

(1)ねらい

本市において、オフィスビルなどの業務部門や家庭部門におけるエネルギー消費は、著しく増加しています。とりわけ、建築物は、そのエネルギー消費を通じて、二酸化炭素排出量に長期にわたって大きな影響を与えるため、断熱性の高い工法や複層ガラス等の資材の採用のほか、太陽エネルギーの活用等により、快適さを損なうことなく、建築物の環境性能を総合的に向上させていくことが必要です。

そこで、本プロジェクトでは、補助制度等を通じて建物と機器の両面から住まいの省エネ性能向上や再生可能エネルギーの普及を図り、快適さと省エネ性能を兼ね備えた CO₂排出の少ないスマートな住まいを普及させることをねらいとしています。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ①川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー消費量の多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店に対し、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等の表示を義務付けます。【再掲】 ②補助金交付等により、住宅用太陽光発電システムの普及を促進します。【再掲】 ③補助金交付等により、住宅用太陽熱利用機器の普及を促進します。【再掲】 ④補助金交付等により、住宅への屋上緑化や壁面緑化の普及を促進します。【後掲】 ⑤補助金交付等により、生け垣の設置を促進します。【後掲】 ⑥補助金交付等により、雨水利用施設の設置を促進します。 ⑦補助金交付等により、住宅の省エネ改修を促進します。
市民の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ①製品を購入する際は、「統一省エネラベル」表示を参考に、省エネ性能の高い製品の選択に努めます。 ②補助制度の活用や市からの情報提供により、太陽光発電システム、太陽熱利用機器の導入に努めます。 ③補助制度を活用し、屋上緑化、壁面緑化や生け垣の設置に努めます。 ④補助制度を活用し、雨水利用施設の設置に努めます。 ⑤補助制度を活用し、住宅改修をする際は、省エネ改修に努めます。
事業者の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ①エネルギー消費量が多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店は、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等を表示します。 ②住宅の新築・増改築時には、太陽エネルギーの利用に関する提案を適切に行い、太陽エネルギー利用機器を設置した住宅の普及に努めます。 ③省エネ住宅に関する適切な情報提供とともに、施工技術の向上に努めます。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等	行動指標	現況値 【累計】	目標値 【累計】
		H22	H32
① 「統一省エネラベル」の表示義務化【再掲】	表示店舗数(店)	8 (単年度)	8 (単年度)
② 太陽光発電の普及促進(住宅)【再掲】	設置件数(件)	2,010	75,711
	設置容量(kW)	6,904	302,844
③ 太陽熱利用の普及促進(住宅)【再掲】	設置件数(件)	58	24,013
④ 屋上緑化・壁面緑化の普及促進(家庭)【後掲】	補助件数(件)	9	29
⑤ 生け垣設置の普及促進【後掲】	補助件数(件)	179	229
⑥ 雨水利用の普及促進	補助件数(件)	538	850 (H27年度)
	公共施設設置数(施設)	20	23
⑦ 省エネ住宅の普及促進	補助件数(件)	155	250

屋上緑化・壁面緑化の普及促進

本市では、市街地における緑化を推進するとともに、地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和に寄与するため、建築物の屋上または壁面を緑化する事業に対し、補助金を交付する事業を実施しているほか、市でも率先して公共施設への導入を図っています。



川越小学校壁面緑化



クラッセ川越屋上緑化

プロジェクト⑤ グリーン交通プロジェクト

～人にも地球にもやさしい交通～

(1)ねらい

本市の運輸部門からの二酸化炭素排出量は、近年、減少傾向が見られるものの、基準年度（1990年度）と比べ約22%増加しています。

路線バス等の公共交通の利用が停滞する一方、自動車保有台数は増加しており、マイカーに依存したライフスタイルの定着が運輸部門の排出量の増加要因と推測できます。市内には都心への直接アクセスが可能なJR川越線、東武東上線や西武新宿線の3路線があり、鉄道利便性が非常に高い都市であり、CO₂排出量の少ない鉄道の一層の利用促進が求められます。

また、本市には年間600万人以上の観光客が訪れますが、自家用車で訪れる観光客が約4割近くいます。市内中心部の渋滞緩和はもとより、環境保全への貢献も含め、マイカー利用の抑制を呼びかけていくことが必要です。

本プロジェクトでは、通勤・通学等における公共交通機関の利用、低燃費車への移行やエコドライブの実践を働きかけます。また、フードマイレージの概念を通して、地産地消の普及促進を図り、食生活の面からもエネルギーや温暖化問題についての関心を喚起します。これらにより、日々の身近な暮らしの中から、自動車利用のあり方について見つめ直し、運輸部門全体の二酸化炭素排出量の抑制につなげていきます。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	<ul style="list-style-type: none">①市民に対して、鉄道やバス等の公共交通機関の利用を働きかけます。②情報提供等により、環境負荷の少ない自動車（電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、軽自動車等の少排気量）の選択を促進します。③エコドライブ教習会の開催等により、環境負荷の少ない運転技術の普及、エコドライバーの育成を図ります。④運輸事業者に対して情報提供などを通じて、エコドライブの実施や環境保全のための体制整備、低公害車の導入などに取り組むことを定めた「グリーン認証経営」の取得を促進します。⑤フードマイレージの概念を通して、地産地消が地球温暖化防止につながることを啓発するとともに、地産地消の実践を促進します。
市民の 取組	<ul style="list-style-type: none">①公共交通機関を利用するなどし、自動車の利用を控えます。②自動車の購入・更新時は、環境負荷の少ない自動車（電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、軽自動車等の少排気量）を選択します。③エコドライブ教習会などを通じ、環境負荷の少ない運転技術を取得し、実践します。④フードマイレージに関心を持ち、地産地消に努めます。
事業者の 取組	<ul style="list-style-type: none">①公共交通機関を利用するなどし、自動車の利用を控えます。②自動車の購入・更新時は、環境負荷の少ない自動車（電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、軽自動車等の少排気量）を選択します。③エコドライブ教習会などを通じ、環境負荷の少ない運転技術を取得し、実践します。④運輸事業者は、グリーン経営認証の取得に努めます。⑤フードマイレージの概念を導入し、地産地消に取り組むとともに、製品の流通を通じた温暖化防止に努めます。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等	行動指標	現況値 【累計】	目標値 【累計】
		H22	H32
① 公共交通機関等の利用促進	鉄道年間旅客数(千人)	149,441 (単年度)	150,000 (単年度)
	バス1日平均利用者数(人) ※1	25,150 (単年度)	26,000 (単年度)
② 環境負荷の少ない自動車の普及促進	公共施設低公害車導入率(%)	70.0	80.0
	公用車CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	667	550
③ エコドライブの普及促進	教習会受講者数(人)	357	1,357
④ グリーン経営の促進啓発	グリーン経営認証取得事業所数 (事業所)	13	35
⑤ 地産地消の普及促進	農産物直売所数(箇所) ※2	3	5
	農産物直売所来客者数(人)	384,954 (単年度)	500,000 (単年度)

※1 市シャトルバスの利用を含む

※2 「川越市農業振興計画」に掲げられている目標値を参考

はじめよう、エコドライブ！

エコドライブとは、穏やかなアクセル操作やアイドリングストップ*など環境にやさしい運転を心がけることです。

本市では、自動車から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止に寄与していくため、「エコドライブ教習会」を開催し、環境にやさしい運転「エコドライブ」を推進しています。

エコドライブを実践することで、自動車からの排出ガスを削減できるだけでなく、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出を抑制することができます。一人ひとりのドライバーの心がけから地球環境を守りましょう。



**エコドライブ教習会
参加者募集中!**

環境にやさしく、財布にもやさしく、なおかつ安全性も向上する「エコドライブ」でも、「エコドライブ」ってどうすればいいの?と思われる方も多いはず。そこで、エコドライブの方法を、実際に乗用車を運転しながら身につけることのできる「エコドライブ教習会」を実施します。ご参加をお待ちしています!

講義を受けるだけでなく、指導員が同乗した教習車(レンタカー)で、公道を実際に運転して、エコドライブを体感していただけます。

「いつもの運転」と、「エコドライブを実践しての運転」で、同じコースを走り、教習車に設置した燃費計で燃費などがどれくらい変わるのかを確認していただけます。

受講された方それぞれに、燃費計の計測データに基づく診断書をお渡しします。エコドライブの効果を、数値で確認するとともに、改善のためのポイントが具体的にわかります。

また、教習会を受講された方はエコチャレンジドライバーとして認定されます。

主催：川越市
かわごえ環境ネット

教習会の詳細と申込方法は
表裏をご覧ください。

プロジェクト⑥ 緑のまちづくりプロジェクト

～みんなで育む緑のまち～

(1)ねらい

本市は、武蔵野の面影を残す雑木林や伊佐沼、入間川、小畔川、新河岸川など恵まれた自然と良好な関係を保ちながら、発展を続けてきました。

緑は、私たちの心にうるおいや安らぎを与えるとともに、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、都市の防災機能の強化など様々な役割を有しています。また、植物は光合成により、二酸化炭素を吸収する働きもあります。緑は、環境面だけでなく、人々の心の安定にも深い関わりがあり、私たちの生活にもかけがえのないものとなっています。

本プロジェクトでは、こうした多様な緑の機能を生かし、うるおいと安らぎを感じるまちづくりを推進していくため、「保存樹林・樹木」や「市民の森」等の各種指定制度により樹林地や樹木を保全するとともに、設置費の補助等により「生け垣の設置」や「屋上緑化・壁面緑化」の普及を促進していきます。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	①雑木林を「保存樹林」、「市民の森」に指定するなど、樹林を保全します。 ②樹木を「保存樹木」に指定し、樹木を増やします。 ③苗木配布等の緑に関するイベントの充実を図ります。 ④補助金交付等により、住宅への屋上緑化・壁面緑化の普及を促進します。 ⑤補助金交付等により、ビルや工場等への屋上緑化・壁面緑化の普及を促進します。 ⑥補助金交付等により、生け垣の設置を促進します。 ⑦公共施設での取組を啓発し、家庭や事業所における緑のカーテンの普及を促進します。
市民の 取組	①地権者は、市が行う樹木や樹林地の保存樹林・樹木、市民の森、近郊緑地保全区域等の指定に協力します。 ②苗木配布等の緑に関するイベントに積極的に参加します。 ③補助制度を活用するなどし、屋上緑化や壁面緑化に努めます。 ④補助制度を活用するなどし、生け垣の設置に努めます。 ⑤家庭における緑のカーテンの実践に努めます。
事業者の 取組	①地権者は、市が樹木や樹林地に対して行う近郊緑地保全区域、保存樹木・樹林等の指定に協力します。 ②苗木配布等の緑に関するイベントに積極的に参加します。 ③補助制度を活用するなどし、屋上緑化や壁面緑化に努めます。 ④工場や事務所等における緑のカーテンの導入に努めます。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等	行動指標	現況値 【累計】	目標値 【累計】
		H22	H32
① 保存樹林指定事業	保存樹林指定面積 (㎡)	461,202	801,000
	市民の森指定事業	市民の森指定面積 (㎡)	65,348
② 保存樹木指定事業	保存樹木指定本数 (本)	256	340
③ 苗木配布事業	苗木配布本数 (本)	69,635	74,135
④ 屋上緑化・壁面緑化の普及促進 (家庭)	補助件数 (件)	9	29
⑤ 屋上緑化・壁面緑化の普及促進 (事業所)	補助件数 (件) ※1	5	25
⑥ 生け垣設置の普及促進	補助件数 (件)	179	229
⑦ 緑のカーテン事業	公共施設実施件数 (件)	28 (単年度)	80 (単年度)

※1 公共施設を除く

「緑のカーテン事業」の推進

「緑のカーテン」とは、ゴーヤやヘチマなどのつる性の植物を日当たりの良い窓辺で育て、カーテンのように覆うものです。緑の効果で見た目が涼しくなるだけでなく、部屋に差し込む日差しを遮ることや葉から出る水蒸気で体感温度を下げる効果があります。

本市では、この「緑のカーテン事業」を一般家庭においても、簡単に低価格で取り組める壁面緑化として普及を図るため、市の公共施設において緑のカーテンを設置しています。



本庁舎前

プロジェクト⑦ ごみダイエットプロジェクト ～広げる「もったいない」の輪～

(1)ねらい

本市において、廃棄物部門から排出される二酸化炭素排出量は、市全体の二酸化炭素排出量（平成21年度）の1.7%を占めています。

廃棄物の減量化・資源化を通じて焼却処理量を削減することは、直接的な温室効果ガス排出量を削減するだけでなく、廃棄物として排出されたものを製造するための資源等の採掘、製造、流通、販売、消費、廃棄の各段階で発生する温室効果ガスの削減に寄与することが期待できます。自然の恵みに生かされているという心を持ち、物を無駄にしない、使い切る、命を尊ぶなどすべての物を大切にする『もったいない』の精神を大切に、日常生活及び事業活動の中で実践していくことが重要です。

本プロジェクトでは、ごみを減らす【リデュース：Reduce】、物を繰り返し大事に使う【リユース：Reuse】、資源として再利用する【リサイクル：Recycle】の『3R』に、不要な物を買わない、断る【リフューズ：Refuse】という積極的な考え方を含めた『3R+1R』の取組により、ごみの減量化・資源化を推進し、温室効果ガス排出量の抑制を図ります。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	<ul style="list-style-type: none"> ①「ごみ処理基本計画」に基づく各種の施策を推進します。 ②生ごみ処理機器等の購入費補助等により、家庭から排出される生ごみの減量化を促進します。 ③多量排出事業者制度により、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別の推進及び再生利用を促進します。 ④容器包装リサイクル法に基づき、「その他プラスチック製容器包装」の分別を推進します。 ⑤環境プラザ（つばさ館）を環境学習施設とし、市民の環境についての学習や活動を促進します。
市民の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ①環境負荷の少ない製品やサービスの購入に努めます。 ②生ごみ処理機器の購入費補助制度等を活用するなどし、生ごみの発生抑制および堆肥化に努めます。 ③市が行う「その他プラスチック製容器包装」の分別に協力します。 ④環境プラザ（つばさ館）を活用し、環境についての学習や活動に努めます。
事業者の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ①環境負荷の少ない製品やサービスの購入に努めます。 ②飲食店、食品加工業や調理場を有する事業者等は、生ごみの発生抑制および堆肥化に努めます。 ③事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別の推進及び再生利用に努めます。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等	行動指標	現況値 【累計】	目標値 【累計】
		H22	H32
① ごみ処理基本計画に基づく施策の推進	1人あたりのごみ排出量(g/日)	814 (単年度)	782 (単年度)
	リサイクル率(%)	24.3 (単年度)	30.0 (単年度)
	最終処分量(t)	3,628 (単年度)	1,000 (単年度)
② 生ごみ処理機器の普及促進(家庭)	コンポスト容器補助件数(件)	12,451	13,028
	E M容器補助件数(件)	518	854
	電気式生ごみ処理機補助件数(件)	1,941	2,329
③ 容器包装リサイクル法による再商品化	その他プラスチック製容器包装再商品化量(t)	3,629 (単年度)	4,000 (単年度)
④ 3R+1Rの推進	つばさ館来館者数(人)	21,650 (平成22年度)	33,500 (単年度)

第8章

計画の実効性の確保

第8章 計画の実効性の確保

8-1 計画の推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市のみならず、市民・事業者・民間団体等、市域のあらゆる主体がその役割を自覚し、あらゆる分野で自主的に取り組むことが不可欠です。同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、共に考え協力し合う「協働」の視点が大切です。こうしたことを踏まえ、以下の体制により、地域ぐるみで本計画を推進していきます。

(1)「かわごえ地球温暖化対策地域協議会」

市民・事業者・民間団体・行政のネットワークによる地球温暖化対策の推進組織として、地球温暖化対策推進法第26条に基づく「かわごえ地球温暖化対策地域協議会」設立し、地球温暖化防止に向けて、各主体が共通の認識を持って、協働して取組を推進します。

(2)庁内の推進体制

本計画に基づき、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくため、庁内の各部局で構成する「川越市環境推進会議」を通じて、各部局等の地球温暖化対策に関連する計画や事業・施策との連携の確保、実施状況の把握や情報交換など全庁的な取組を推進します。

(3)国、県、他市町村との連携・協力

地球温暖化防止のための対策は、すべての地域や各主体に関わることから、国、県、他市町村などの機関と連携・協力します。

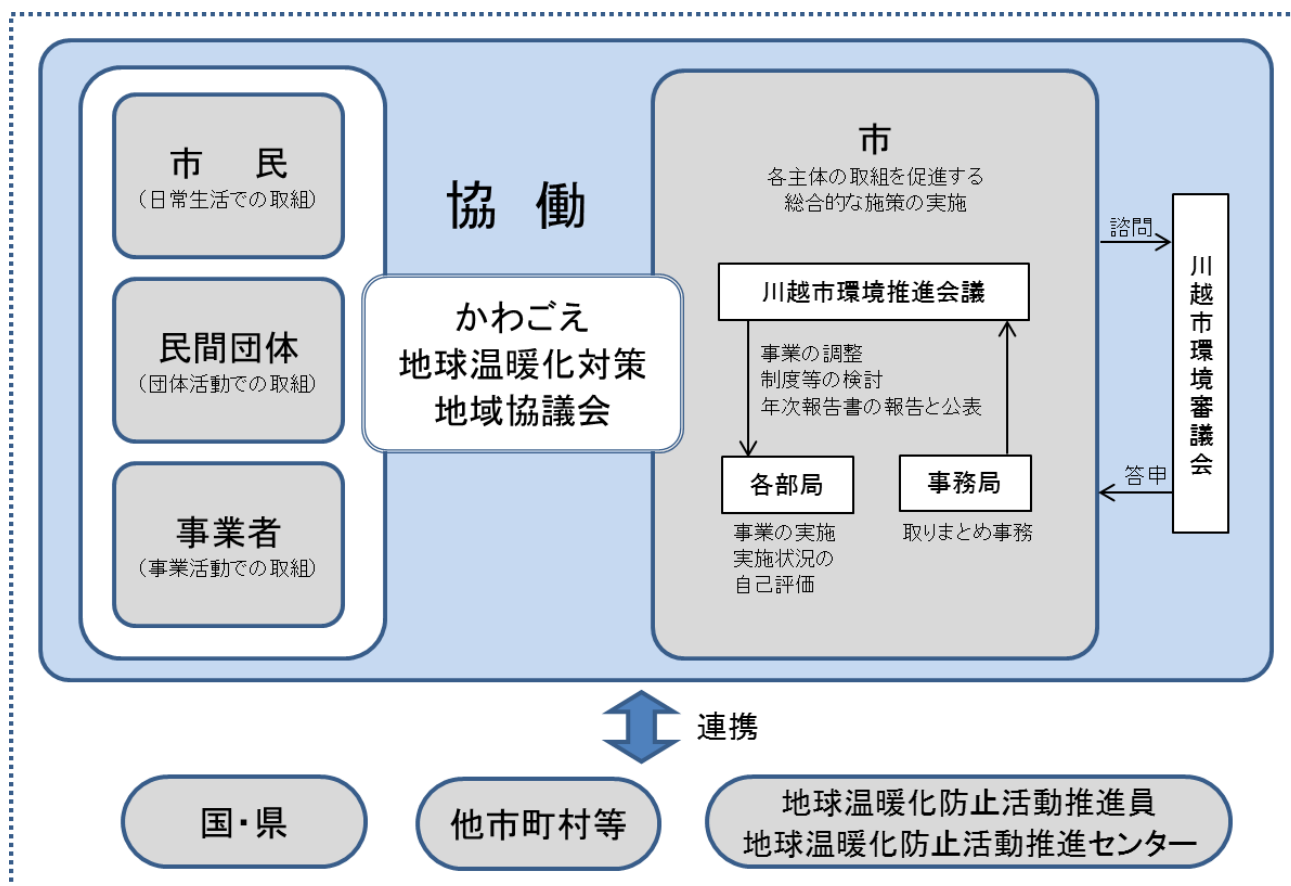
(4)地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化防止活動推進センターと連携し、幅広い主体への普及・啓発や地球温暖化対策に関する相談・助言、人材育成、調査・研究等を推進します。

(5)財源の確保

計画に掲げる目標達成に向け、施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくため、適切な財政措置を講じます。特に、重点プロジェクトなどで確実な実施が求められるものについては、市の財政状況を勘案し、国や県などによる補助制度の活用を検討しながら、適切な財源の確保に努めます。

図 34 計画の推進体制



8-2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価・公表(Check)→改善(Action)というPDCAサイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

(1) 温室効果ガス排出量の把握

計画に基づく施策・事業の効果を評価し、目標の達成状況を確認するためには、市域から排出される温室効果ガスの量を把握する必要があります。このため、各種統計資料等のデータを基に、市域における温室効果ガス排出量を推計・把握していきます。

(2) 指標の活用と充実

本計画の推進に当たっては、指標を活用し、可能な限り定量的に施策・事業の進捗状況の点検を行います。また、施策・事業ごとに適切な評価ができるよう指標の充実に努めます。

(3) 川越市環境マネジメントシステムの活用

市は、計画に基づく施策・事業の実施に当たり、川越市環境マネジメントシステムを活用して、毎年度、目的・目標・実施計画を策定し、進捗状況の自己点検を行います。

(4) 年次報告による評価、公表

市は、毎年度、計画の進ちょく状況の点検結果などについて、川越市環境審議会に報告するとともに、年次報告書、広報、市ホームページなどを通じて、市民等に公表し、評価します。寄せられた提案や意見は、施策・事業の推進と計画見直しに反映させていきます。

(5) 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会状況の変化に応じて、市民等の意見を反映させながら、川越市環境審議会に諮り、目標や施策の見直しを行い、必要に応じて計画を見直します。

図 35 計画の進行管理

